

用化學、應用物理等に委せざるを得ず、されば實際商業着として知らざるべからざる商品技術は

- 一、性質及び使用法
- 二、品質鑑定法
- 三、貯藏法
- 四、荷造法
- 五、陳列法

等に過ぎざるべし。而かも交易範圍の擴張は益々此等各種の技術に付き深大の注意研究を促すべし。

第七節 有價證券

第一款 有價證券一斑

有價證券

有價證券 (Wertpapier) とは一定の金錢若しくは貨物等の有價物件に對する請求權を表示する證券にして、裏書其他の方法により自由に移轉し得るところのもの

也。蓋し法律上より見るときは有價證券の代表する請求權は證券其物に附着し、之を實行し利用するには必ず證券其物の占有を必要とする者にして、其結果一片の紙片は恰かも一の有價物たるが如き觀を呈す、而かも法律上斯かる性質を備ふるとは此證券をして遺憾無く有價物件を代表せしめ且其移轉を自由ならしむるに至る。

近時信用制度發達の結果此種の證券は著しく増加し、其轉讓益頻繁を來し、遂に賣買の目的物として重要な地位を占むるに至れるのみならず、取引所制度の發達は益此種の賣買を隆盛ならしむるの傾向を呈せり、而かも信用制度の發達なるものは決して新近のみに非ず、已に中世時代に於て爲替手形が商取引の目的物となり、(一)近世に入り株式會社の起るや、盛に株式の賣買を促進せしめ、(二)公債の發行、銀行券、小切手等の取引益隆盛に趨き、(三)國際商業發達の結果、外國爲替手形の取引を盛ならしめ、(四)以て今日に至れり、而して更に此等證券の賣買を促す所の動機を尋ぬるに、略ぼ左の如き事情に歸するを得べし。

第一、有價證券を以て國際間若しくは國內に於る取引より生ずる支拂義務を決濟

するの用に供すると、例へば手形、小切手等を以て諸般の支拂に充つるが如し。
第二、永時的資本投下の手段となし、且つ必要に應じ容易に流動資本に變ずるの便を得ると、例へば公債、社債券、株券、抵當債券等を買入るゝが如し。

第三、地方間又は年月間の金利の相違を獲得するの目的に供すると、例ば金利低き甲地の人が、金利高き乙地の有價證券を買入れ、若しくは低利の季節に利廻り良き有價證券を買入るゝが如し。

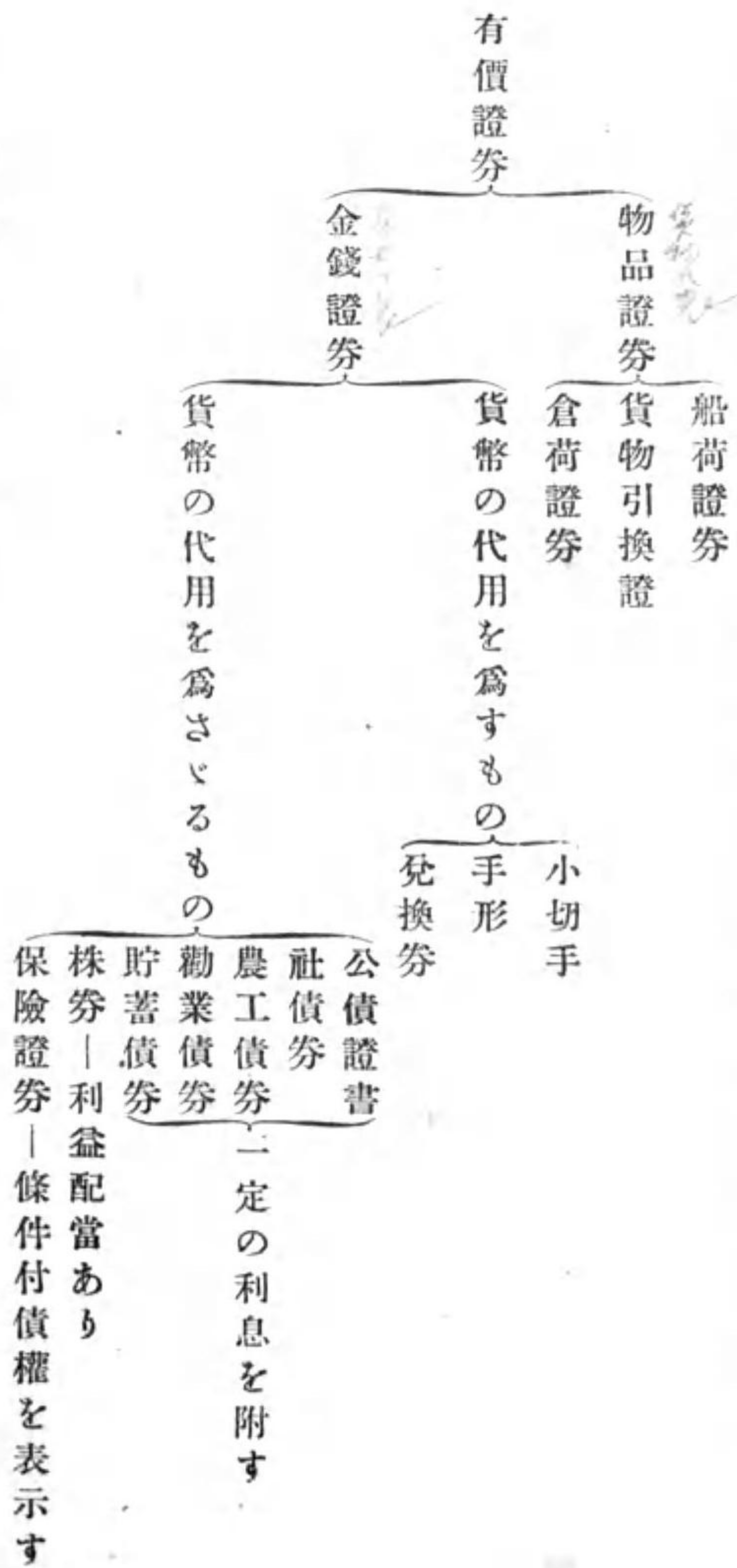
以上種々の理由により、此等證券の需要益増加し、特に之が賣買を專業とするものゝ必要をも生ぜり、銀行は勿論、手形仲買人、株式取引所仲買人の如き皆然らざるなし。

さて又有價證券の商品としての適否を考ふるに、

- (一) 其運搬容易なると、
- (二) 火災盜難等に對し、充分の保護を爲し得ると、
- (三) 其品質や同一種類の證券にありては、毫も相違無きを以て、個々に付き綿密なる選擇を爲すの要なく、所謂代替物として取引し得ると、

等の性質を備ふるを以て、其賣買取引上の便宜至りて大なりとす、而して其取引の大部分は取引所内に行はる。

次に有價證券の種類を擧ぐるに、先づ其代表する有價物件の種類により之を物品證券と金錢證券とに分つ可く、更に此兩者を細分表解するときは左の如し。



次に有價證券を其期限の長短により、短期證券、長期證券、及永久證券等に分つ、而して手形に在りては、通例期限一ヶ月以内のものを短期手形と稱す、又債權發生の目的が商業取引に存すると通常の資金を得るが爲なるとにより、商業證券、手形、船荷證券、倉荷證券等と資金證券、公債、株券等とに分つ、尤も商業證券なる文字は實際上有價證券と同一義に使用せらる。

第二款 手形

手形とは一定の時期及び一定の場所に於て、一定の金額の支拂を受くべき一定の形式を備へたる流通性の債權證券を謂ふ。されば普通の債權證書が單に契約證明の具に供せられ、一定の形式を備へず、流通不可能なるに反し、手形の振出、裏書、保證、引受等所謂手形行爲の方式は嚴格なる手形法の規程に従ふを要し、要式證券、手形上の債權は之を生ぜしめたる原因の如何を問はず、已に一旦法定の形式を備ふる以上は其文言に従ひ、手形其物の存在により充分の効力を有し、絶對的債權證券、縱令記名式に作らるゝも裏書により他に讓渡すとを得るものとす。(流通證券)

我商法に依れば、手形に三種の別あり、爲替手形、約束手形及び小切手之也。爲替

手形の性質

手形の種類

手形は之を作成する振出人が、一定の満期日に於て一定の金額を一定の人即ち受取人に支拂ふとを、之を振宛てられたる支拂人に委託する手形を謂ひ、約束手形は振出人が名宛人即ち受取人に對し、一定の金額を一定の期日に支拂ふとを約する手形を謂ひ、小切手とは支拂呈示期間が一週間内に限定されたる一覽拂の爲替手形の性質を有する證券にして、通例銀行の當座預金主が其銀行に對し預金の支拂を委託する場合に用ゐらる。故に手形の振出に當りて要する關係人は、爲替手形及小切手に在りては、少くとも振出人、支拂人及び受取人の三人、約束手形に在りては振出人及び受取人の二人にして、振出人は爲替手形に在りては、(一)其爲替手形たることを示すべき文字、(二)一定の金額、(三)支拂人の氏名又は商號、(四)受取人の氏名又は商號、(五)單純なる支拂の委託、(六)振出の年月日、(七)一定の満期日、(八)支拂地等を、約束手形に在りては、(一)其約束手形たることを示すべき文字、(二)一定の金額、(三)受取人の氏名又は商號、(四)單純なる支拂の約束、(五)振出の年月日、(六)一定の満期日、(七)振出地等を、小切手に在りては、(一)其小切手たることを示すべき文字、(二)一定の金額、(三)支拂人の氏名又は商號、(四)受取人の氏名、若くは商號、又は所持人に支拂ふべきと、(五)單純なる支拂

支拂人	受取人	金額	地拂支	號	日	年	月	日
				振	出	明	治	支

第 號

印紙

爲替手形

右金額 殿又、同人指圖人、此手形引換ニ御仕拂可被成候也

拂地 明治 年 月 日

支拂期日 明治 年 月 日

引 明治 年 月 日

支拂場所

受取人	金額	支拂	場所	號	日	年	月	日
				振	出	明	治	支

第 號

印紙

約束手形

右金額貴殿又、貴殿ノ指圖人、此手形引換ニ無相違仕拂可申候也

振出地 明治 年 月 日

支拂期日 明治 年 月 日

支拂場所 明治 年 月 日

(面裡手約及手爲)

<p>表面之金額 又、同人指圖人、御仕拂可被成候也</p> <p>明治 年 月 日</p>	<p>表面之金額 又、同人指圖人、御仕拂可被成候也</p> <p>明治 年 月 日</p>	<p>表面之金額 又、同人指圖人、御仕拂可被成候也</p> <p>明治 年 月 日</p>	<p>表面之金額 又、同人指圖人、御仕拂可被成候也</p> <p>明治 年 月 日</p>	<p>表面之金額 又、同人指圖人、御仕拂可被成候也</p> <p>明治 年 月 日</p>	<p>表面之金額 又、同人指圖人、御仕拂可被成候也</p> <p>明治 年 月 日</p>
---	---	---	---	---	---

<p>當座小切手</p> <p>一金</p> <p>右金額此小切手持參人、御渡 可被成候也</p> <p>明治 年 月 日</p> <p>市</p> <p>銀行御中</p>			<p>日附 明治 年 月 日</p>	<p>金額 金</p>	<p>要摘</p>
--	--	--	------------------------	-----------------	-----------

の委託(六)振出の年月日(七)支拂地等を記載し、之に署名するを要し、且つ手形番號を附し、法定の印紙を貼用すべし。(雛形參觀)

(註)我印紙税法によれば爲替手形及約束手形は二錢印紙を貼用し小切手は無税なれども非常特別税法執行中は右の外左の増税率により印紙を貼用するを要す

爲替手形(二錢の外) 一錢

約束手形(二錢の外) 金高千圓以下一錢五千圓以下四錢一萬圓以下十三錢二萬圓

以下二十八錢三萬圓以下五十八錢五萬圓以下一圓十八錢十萬圓以下二圓三十

八錢十萬圓を越するもの四圓九十八錢

小切手 一錢

満期日

手形の満期日は(一)確定せる日に於てする所謂定期日拂、(二)日附後確定せる期間を經過したる日、所謂日付後定期拂、(三)一覽の日、所謂一覽拂、(四)一覽後確定せる期間を經過せる日、即ち一覽後定期拂の四種あり。

次に手形は振出人が裏書を禁ぜる旨を手形に記さざる限りは裏書により自由に他人に讓渡すとを得べし。裏書とは手形の所持人が手形の裡面に之を讓渡す旨を記載して署名することにして、其署名者を裏書人、讓受くべき人を被裡書人と謂ふ。又裏書は單に讓渡の爲のみにするに非ずして、質入又は取立依頼の爲にす

裏書

引受

る場合あり。通例取立依頼の爲若しくは質入の爲等の文言を裏書文言中に加ふるを見るは之が爲也。又裏書の際に被裏書人の氏名を表示せず、單に裏書人の署名のみ爲すとあり、之れ所謂略式裏書なるものにして、爾後手形は手渡を以て流通し得るに至る。且又裏書に際し支拂地に於ける豫備支拂人を指定し、又は手形上の責任を負はざる旨若しくは爾後裏書を禁ずる旨を記載するとを得べし。

次に引受とは手形の所持人が之を支拂人に呈示して満期日に相違無く支拂ふべき旨を承諾せしむるを謂ひ、其方式は支拂人に於て手形に引受の旨を記載して署名するによりて効力を生ず。蓋し手形の支拂人は單に手形を振宛てられたるのみにては手形上其債務を確認したるものと謂ふべからず、之を引受くるにより直接受取人に對し有効に債務を負ふととなる。故に約束手形の如き直接に振出人が支拂を約せる場合には引受を爲さざるを原則とするも、爲替手形にありては此手續を踏むを要す。殊に振出人が特に引受の爲め提示すべき旨を手形面に記載せる場合、及び一覽後定期拂の手形に在りては事の必要上之を爲さざるべからず。

而して支拂人が引受を拒める場合には直に引受拒絶證書を作らしめ、若し豫備支拂人あるときは更に其引受を求め、尙拒絶されるときは其旨を拒絶證書に記載せしめ、遅滞無く前者に對して手形金額及び費用に付き相當の擔保を請求すべし尤も斯る場合に支拂人の名譽を重んじ、任意の第三者が好意上引受を爲すことあるべし。之を參加引受と謂ふ。

支拂

手形満期日に至れば支拂を了する筈なれども、若し支拂人之を拒絶し、所謂手形不渡となるときは所持人は満期日又は其後二日以内に支拂拒絶證書を作らしめ、參加引受人又は豫備支拂人ある場合には右と同時に順次支拂を求めて、尙拒絶されるときは其旨を拒絶證書に記載せしめ、右作成の翌日までに前者に對して手形金額及び満期日以後の法定利息其他の諸費用及び手数料に付償還請求の通知を發すべし、若し此際參加支拂人出て、好意の支拂を爲すときは所持人一切の請求權は參加支拂人に移轉すべし。

横線小切手

尙少しく小切手に付き附説するの要あるは、筋引小切手又は横線小切手と稱する者也。横線小切手に二種あり、一は普通横線小切手と稱し、小切手の表面に二條

の平行線を畫き其線内に銀行又は同一の意義を有する文字を記載したるものにして、他は特別横線小切手と稱し、平行線内に或特定の銀行の名稱を記載せるものなるが、其目的は斯くせる小切手の支拂を受け得る者は必ず一般銀行者(普通)若しくは特定銀行(特別)に限られ、商人にして之を受取るときは其取立を自己の取引銀行に依頼するの外無く結局此種小切手の進行徑路は得意先と銀行者間に限定せらるゝを以て、中途に行るべき不正手段を豫防し得べし。

又保證小切手なる一種の小切手は、其所持人又振出人が支拂銀行をして後日確に支拂ふべき旨を保證せしめたるものにして、此手續を踏める小切手は不渡の患無ければ移轉容易なるは勿論遠地送金上に便利也。

第七章 商業の經營

第一節 賣 買

第一款 商業上の賣買

商業の目的を達するが爲にする商業者の重なる行爲は結局賣買なる事實に歸

商業上の賣買

着すべし、即ち仕入、賣捌等商業者が日常行へつゝある取引は何れも賣買と謂ふべし、蓋し賣買は獨り商業者の經營する範圍に止らず、廣く社會の各方面に行はるゝものにして、財貨の移轉するや其大部は實に此賣買なる形式の下にせらるゝを見る、我民法五百五十五條は賣買の定義を擧げて曰く、賣買は當事者の一方が或る財産を相手方に移轉するとを約し、相手方が之に其代金を支拂ふとを約するに因りて其効力を生ずと、されば我國に於て廣く賣買と稱するものは一方が或る財産權を移轉するの義務を負へ、他方が之に對し代金を支拂ふ義務を負ふところの、二人間の雙務契約と謂ふべく、商業者の個々の取引は固より其中に包含せられ、彼の行為は法律上右の如き契約の何れか一方の當事者として權利義務の關係を生じつゝあるものなりと雖も、而かも商業上の賣買が法律上の賣買より遙かに其意義を狭ふする所以は、一は賣買の目的物を商品に限るに反し、他は或る財産權の移轉を目的とするより、動産不動産の所有權は勿論、地上權、永小作權、地役權、債權、特許權、意匠權、商標權、版權等の移轉をも包含するによる。蓋し親權、後見權等の如き例外を除き、其他一切の財産權は之を賣買の目的に供し得れば也。然るに現時商業上に

於ける賣買の目的たる商品は動産重きを占め、有價證券主として指圖債權之に次ぎ、稀に不動産の賣買を見るに過ぎざるを以て、商業上の賣買は法律上の賣買より其義甚だ狭し。

第二款 賣買の準備

第一項 仕入の準備

工場商業若くは手工商業を營む者に在りては、自ら其商品を製出すと雖も、商人商業の目的は之を他より購入するを要し、斯くするを仕入と謂ふ、而して仕入方法の巧拙は商業の成敗に大なる關係を有するを以て、商業者の至大の注意を要する所なるが、特に其準備として絶えず苦心を要するものは、仕入の時期及び場所を撰定する方法宜しきを得るに在りとす。

第一、仕入の時期に付き注意すべき要點略左の如し。

(一) 仕入後、價格上騰して利益を生じ若しくは、價格下落して損失を生ぜざるが如き機會を選まざるべからず。

(二) 需要消長の時期を察して、常に適當なる數量を備ふるが如き仕入の時期を見計

賣買の準備
仕入準備

からざるべからず。

(三) 無用の貯藏品を生ぜしめず、顧客をして終始新鮮良好の貨物に接せしむるが如く準備せざるべからず。

蓋し仕入時期の撰定は結局投機に屬するものなるが、由來通信運輸の便開くるに従ひ、商業上の投機的危険は大に減退したるのみならず、此道の専門家たる取引所の投機業者をして危険の大部を負担せしむるに至れりと雖も、而かも尙ほ現時の商業より根本的に投機性を除去すべからず、唯資本信用微力なる小賣商一輩のみは例外にして、全く此點を考慮するの必要と餘力を有せず、殆んど定例の利得内に満足するものゝ如し、而して卸賣以上の商人が此點に付違算無きを期せんには、能く其取扱ふ所の商品に付き、生産消費の状態を明かにし、市場の景況に通じ、實地の經驗に富まざるべからざるは論無く、且つ此等の要素を具ふるの多少は其者の資産信用の程度に比例すと謂ふ可し。

第二、仕入の場所、通俗に謂へば仕入先を選定するに付き注意を要すべき點、略左の如し。

- (一) 必要なる品質及び數量を供給して遺憾無き商品販賣者を選ばざるべからず。
 - (二) 仕入地より販賣地に至るまでに要する運送賃、其他の諸掛りの過多ならざるを要す。
 - (三) 運送時日長きを要する爲、相場又は需要の變動により商機を誤るが如き仕入先ならざるを要す。
 - (四) 運送中危険の少なきを選ぶべく、特に交通機關の成否に注意せざるべからず。
 - (五) 代價低き所たるは勿論、便宜備はり、萬事敏活に運ぶが如き所たるを要す。即ち此等の點に付き充分満足なる場所を選定せんには、充分の調査と經驗に依るの外無しと雖も、實際上に於て仕入時期の如く、しかく困難なるものにあらず。
- 此點に就ても亦卸賣商と小賣商とは恰かも仕入時期に於けるが如き相違の廉を有す、蓋し前者は後者に比し概して資力信用大なるのみならず、單一なる商品の賣買に全力を注ぎ得るを以て也。今少しく卸賣商の仕入先を検するに、第一に直接生産者より仕入るゝ場合には、其生産が大規模を以て經營せられ、多額の商品を一箇所より供給し得るが如き所に限る可く、第二に各地に離散する小農工の生産

品を仕入るゝ場合にありては、特に之を買集むる爲、中介者を要す、即ち歐洲諸國に於ける穀類の買集に付き、穀物問屋、各種穀物倉庫、代理商等の設あるが如き、我生糸羽二重の生産地に於て、各種の中繼商人の存在するが如き、皆之にして、其買集を便ならしむる爲、各種の市行はる、第三に大規模の海外直輸業者の如き卸賣商の手よりする場合にありては、其取扱ふ所の商品と業務とにより仕入先は區々一定せず。又小賣商の仕入先は、之を卸賣商よりすると、生産者よりすると、の二あり、其卸賣商よりする場合に在りても、其之より遣派するところの巡回人若くは代理商の來訪を待て注文をなすものあり(1)、自ら進んで卸賣商の選擇を擅にするあり(2)、其資力と能力とにより一定すると無きも交通機關の進歩するに従て、益生産者と直接の關係を求むる傾あり。

第二項 販賣の準備

已に買入れたる商品を販賣せんが爲に施すべき準備行爲甚だ多し、或は廣告を利用して顧客を誘引し、或は見本を配送して注文を促し、或は計算を案立して利益の如何を豫定する等皆然り、然れども結局重要なる準備は顧客の誘引策と販賣價

販賣の準備

格の算定との二に歸すべし。中にも顧客の誘引策は、事複雑なるを以て、更に節を別ちて論ずべければ、茲には主として販賣價格の算定に就き説かんとす。

蓋し物價は市場に於ける需要供給の關係によりて定まるものなれば、實際上の販賣價格が商人の豫期せる夫と到底一致し能はざるは固より止むを得ざるとなれども、亦斯る市場を相手とすればこそ、一方に於て豫め原價及び諸經費を算按して販賣價格の標準を立て置くの必要益切なるものある也。而かも、物價決定に關する法則の研究は之を經濟學に譲らざるべからずとするも、商業の實地經營上販賣價格の算定は頗る留意すべき事に屬す。

蓋し販賣價格は其商品の實價 (Kostpreis) を基礎とし、之を最低限とし、其以上の或點に於て決せざるべからず、而して實價とは商品の仕入より其販賣に至る迄に要せし費用の合計を謂ふものにして、略左に掲ぐるところの要素を考慮して定むるを要す。

(一) 仕入價格若くは原價 (Einkaufspreis) 現品の重量又は容積より風袋砂引等定例の割引を施したる上、實際支拂ふべき貨物の原價なりとす。

販賣價格の決定

- (二) 購入諸掛 (Einkaufskosten) 荷造費、倉敷料、火災保險料、購入手數料等の如き直接貨物の購入及び其當時の保管に要せし費用なりとす。
- (三) 運送費用 (Die Kosten des Transports) 運送賃、海陸運送保險料、運送取扱手數料、關稅等貨物の運送に關する諸費用。
- (四) 代金支拂に要する費用 (Die Kosten, die durch Bezahlung der Warenschuld) 印紙、郵稅、送金手數料、爲替手形打歩等の如き仕入貨物の代金支拂に關する諸費用。
- (五) 販賣諸掛 (Verkaufskosten) 更に之を販賣する迄に要する費用、例へば販賣手數料、旅費、火災保險料、倉敷料等。
- (六) 諸割引 (Die gebräuchlichen Vergütungen am Mass, am Gewicht und am Preise der Ware) 風袋砂引、代金割引等として顧客に許與する損失。
- (七) 金利損失見込高 (Zinsenverlust) 仕入より販賣に至る期間商品に投ぜし資本に對する金利の見積高。
- (八) 販賣に伴ふ危險 (Die Verkaufsgefahr) 貸倒其他の損失の見積高。
- (九) 營業費の割當高 (Die Verhältnässiger Anteil an den allgemeinen Geschäftsmkosten) 一般營業

費、即ち給料、家賃、點燈税金、廣告費等を割當てたる高。

右の諸項を合計して得たる實價は即ち經濟上の生産費に該當するものにして、販賣價格の最低限を爲し、其實際の販賣價格との差異は即ち商業者の利得に屬す、而かも此利得たる商業者行動の報酬として當然請求せざるべからざる所にして、前記實價の上に添加すべきものとす、然らば其添加の割合如何と謂ふに、物品により、事情により、一定し難しと雖も、通例卸賣商の添加率は小賣商の添加率よりも低少なるの觀あり、(一) 又仕入と販賣との期間長きを要する商品の添加率は概して高く、(二) 且つ富有なる顧客を相手とする場合に於ける添加率は購買力小き顧客を相手とする場合より大なるを常とす、(三) 然れども實際上に在りては右の如き實價計算を爲すと頗る困難なる場合あり、殊に小賣商に於て一層其然るを見る、斯る場合に於ては原價に對し二割、三割等一定の割合經費と利得とを込めたるを添加して販賣價格を算すると簡單にして得策也。

第三款 賣買の成立

賣買約定の取結ばるゝや、賣手と買手とが同一の場所に於てするあり、互に遠隔

立 賣買の成

なる地に離れてするあり、前者にありては萬事口頭を以てし、後者にありては書面を以てするを常とするも、注意深き商人に於ては縱令同一地に於て對話もて賣買を約定するも、更に其約定の要件を概記せる書面 (Memorandum) を取交はして後日の證據となすの習慣あり、而して賣買の約定は先づ賣手より賣捌の意向を通じて買手の購入を促すあり、或は又買手より某品を買入度き旨を申込みて、賣手の承諾を期するあり、共に双方の意思を合致せしむるに於て結果を一にすと雖も、商業上の手續に於ては兩者少しく其趣を異にせり。

第一、賣手の申込 (Offer) 商業上の賣買は多く買手より申込み、賣手に在りては其申込を誘引する爲、各種の手段を講ずるに過ぎずと雖も、亦往々之に反する場合無きに非ず、今其重なるものを擧ぐれば左の如し。

(一) 見積書 (Tender or estimate) 出版印刷業其他の兼工商人より其書に記す所の一定の價格と一定の條件を以て、一定の期日に、一定の商品を供給するを見積り、提供する書面也。

(二) Firm offer 之れ賣手が豫め買手に承諾すべき期間を與へ、例へば明日午前何時迄

返答を望む旨を言明して、或る條件の下に或商品を賣捌くべき旨を申出るものにして、其期間内は此申込を取消すとを得ず、而して此方法は相場の變動繁激なる商業場裡に行はるゝを以て、電信によるを常とす。

(三) 相場書 (Quotation) 主として買手の請求により賣手より差出すところの相場書にして、承諾の期間を定めざる申込と謂ふべし。

第二、買手の申込 買手より賣手に貨物の賣渡を申込むとを注文 (order) と謂ひ、隔地者間に在りては書面を以て之を爲すも、定りたる書式無く、唯其要求する貨物の種類、品質、代價其他の要件を簡決明瞭に認むれば足れり。

第三、買手の申込を誘引する手段 賣捌の申込にあらざるも、買手を誘引するが爲、種々の手段を施すとあり、就中廣告の如き其最も重要なものなりと雖も、暫らく之を後節に譲り、今少しく其以外的手段を擧ぐれば左の如し。

(一) 代價表 (Price lists) 商人が現に取扱ふ所の商品并に代價を詳細に并列明記したる表にして、注文次第、其表示代價にて販賣すべきものなるが、唯前述せる賣捌の申込と異なる點は、其表示せる貨物が賣切れたるが如き場合に注文を受くるも、之に

應ずるの義務無きとなりとす。

(二)商品目録(Catalogue)代價表と略性質を同ふするものにして、唯其記載事項一層詳細に亘り、屢々商品の用法等を詳説附記するのみならず、代價表は往々取扱商品の一部に關してのみ發行せらるゝも、商品目録は可成全部に亘るを則とす。

(三)相場表(Price current)其日其日の取引に付き、市場の景況を記載せる報告書にして、大規模の商店之を發行して顧客間に配布す。

(四)豫約募集 賣手は例令は後日出版せんとする書籍繪畫等の豫約の如く、(一)其物が製造中に係り、(二)其未成品の内容が著者の名聲等により世人をして豫め想像せしめ得るが如き商品に付き、豫め買手を募集するとあり。

次に買手の注文若くは賣手の申込に對し、其相手方たる賣手若くは買手は如何に其諾否を通知すべきやと謂ふに、商業界の常例として、成る可く迅速に其諾否を決し、其旨を先方に返答するを要す、之を怠るときは、單に信用を失ふのみならず、法律上種々の制裁を受くべし。

一、對話者間の賣買に在りては申込を受けたるものが直に承諾を爲さざるときは其中

込の効力を失ふ(商法二百六十九條)

二、隔地者間の賣買に於て承諾期間を定めずして申込を受けたるものが相當の期間内に承諾の通知を發せざるときは申込は其効力を失ふ(商法第二百七十條)

三、商人が平常取引を爲す者より其營業の部類に屬する賣買の申込を受けたるときは遅無く諾否の通知を發することを要す若し之を發するとを怠りたるときは申込を承諾したるものと見做す(商法第二百七十一條)

斯くして賣買の申込(offer)と承諾(acceptance)とが合致したるときは茲に賣買の成立を見る、而して其賣買の現場に於て代金を支拂へ商品を引渡す等一切の取引を完結する場合には、單に賣手より買手に代金領收書を交付するのみにて可なるも、取引の關係を後日に及ぼす場合にありては、現に成立せる賣買約定を證明する爲、契約書を作るを得策とす殊に仲立人を通じて爲したる賣買に在りては、彼が兩者の間を媒介せる旨を確認し、且つ其賣買の要件を明記せる契約書二通を造り、署名の上双方に交付するの義務を有するものとす、最も賣買契約を證明するの手段は獨り契約書に止らず、前述の領收書の如きも或る意味に於て其一段と謂ふ可し。其他買手に於て其注文狀の謄本(コピープレス)を以てすと之に對する先方の

返書とを併せ保有し、或は電信、電話若しくは口頭を以てなしたる約定を更に書面を以て確認するが如き、何れも契約證明上必要の注意事項たるべし、今左に英國に行はるゝ中立人契約書 (Broker's contract note) の雛形を掲ぐ。

Specimen of a Broker's Contract

(Bought note)

110, Fenchurch Street, London,

Messrs Blank Bros.

20th May, 1905

3, Cullum St

Bought by your order and for your account at our public sale this day.

Ex "Orion" box Costa Rica.

AJ Lots 1/10, 100 bags coffee of 1/1 per cwts.

Sale Terms-Prompt. 20th June, 1905

Sharp & Son,

Brokers.

而して仲立人契約書は買付書 Sold note と買付書 Bought note との二通より成り、前者は賣手に交付せられ、後者は買手に交付せらる。

第四款 賣買の要件

賣買は一方が商品を引渡し、他方が之に對し代金を支拂ふべき約束なるを以て、其引渡すべき商品の種類、品質、數量、及其引渡の場所并に時期及び其代金并に其支拂方法、期日等に就き、豫め賣手と買手とが協議を遂げざるべからず、而して此等の協議を圓滑ならしむる爲、此等の表示方法に付き、種々の慣例あり、今其重なるものを擧ぐれば左の如し。

第一、商品

先づ商品の種類及品質に就て之を見るに、精巧品、貴重品等の賣買に在りては、一々實物を點檢して相談を遂げざるべからざるも、日常多額に賣買せらるゝもの特に代替品の如きに於ては、一々實物の點檢を爲すと容易ならず、勞々之を代表若しくは指示する所の施設によりて賣買を遂げざるべからず、今其重なる施設を擧ぐれば左の如し。

賣買の要件

商品に關する條件

- (一) 見本 (Sample or Pattern) は賣買成立後に引渡すべき實物を眞實に代表するものにして、實物が幾分にも見本に相違するときは約定を破棄せらるゝも詮無し、されば見本は多額の現品より實際に摘出し來るものにして、農産物、織物類、酒類等に最も盛に行はる。
- (二) 銘柄 (Type) は最も廣く商業市場に上るが如き一定種の商品の一定品質を表示する標準にして、或は其地の慣習により、或は商業會議所等の公定により、商業上に通用す、從て之に依る取引は其實物が必ずしも之と一致するを要せず、後日引渡の際多少の相違を生ずるときは其代價を加減するを得るものとす、而して銘柄取引は通例未收穫の農作物等を賣買するに際し未だ實物の存在せざるものに付き主として行はる、取引所に於ける米穀等の賣買が建米を基として行はるゝが如し。
- (三) 雛形 (Specimen) 未成品の模型にして、物品製造の請負に於て廣く用ゐらる。
- (四) 商標及び通り名 (Description, Brand, Trade Mark) 信用あり且著名なる商品の賣買は單に其商標若しくは通り名を稱呼して取引するを得べし、例へば「コンニャク」

酒蜂印葡萄酒と謂ふが如し。

- (五) 嘗試 (On approval) 賣手より送付し來りたる商品を買手に於て試用の上、其賣買を決定する所の條件也。

次に商品の重量に關し注意すべきは、凡て賣買は其現實の純量を計量して賣買すべき筈なれども、荷造機會多忙其他の關係より一々純量を計量せず種々便宜法を用ゆることあり、今此等に關する重要な専門語を説明すれば左の如し。

- (一) 總量若しくは皆掛け (Gross weight) と稱するものは荷造包装のまゝ計量したる貨物の重量を謂ふ。
- (二) 純量若しくは正味 (net weight) とは總量より風袋砂引等を差引きたる純粹の重量を謂ふ。
- (三) 風袋 (Tare) とは荷造包装に用ゐられたる材料即ち函箱、袋、鐵葉其他の包物の重量にして、賣價算定の際貨物の總量より削減せらるべきもの也、風袋に種々あり或は實際個々の荷造材料を計量して定むるあり (real or particular tare) 或は多數の荷物中より任意其數個を引き抜きて、檢量の上、平均風袋として全部を算推するあり

り(Average tare)或は其地の慣習により或る貨物の總量より一定率の減量を爲すあり(Customary tare)或は賣買の都度相當の推測的割合を協定減量するあり(Computed tare)或は荷造材料が一定量を超過したるときに更に餘分の減量を施すあり(super tare)

(四) 砂引(Draft)とは貨物が水分、砂塵、不潔物其他の不純物を含有するが如き場合に之が爲總量より差引くべき重量を謂ふ。

(五) 目減り(Tret)とは貨物運搬中、漏洩、毀損等の爲、減損すべき重量を謂ふ。

第二引渡(Delivery)の時期と場所とは又賣買契約上確定せざるべからざるの要件なりとす、今商業社會に用ゐらるゝ條件を検するに、先づ其時期に關するもの略左の如し。

(一) Prompt delivery (直き渡し賣買契約後一兩日内に引渡す條件にして、英國に於て最も廣く行はれ、引渡時期に付き何等の明示なきときは皆此方法によるものと解せらる。

(二) Near delivery (近日渡し)前者よりも稍遠き期間内に引渡すとを約する條件也。

引渡に關する條件

(三) Forward delivery (後日渡し)來る三月に引渡す約束にて一月に賣買を取極むるが如く物品の引渡を一定の期間後に延すものを謂ふ。

(四) To arrive (着渡し)外國より積荷の到着を待ちて引渡を完了するものを謂ふ。

(五) Shipment (積送り)三月積(March shipment)四月十五日積(15 April shipment)と謂ふが如く、月名又は日名と并稱せられ、其指定期日までに積送るの約束を意味するものにして、主として外國貿易に使用せらる。

(六) On term (定期渡)期日を定めて引渡すを謂ふ。

次に場所に關する引渡の條件を掲ぐれば左の如し、

(一) Spot (現場渡)取引の際現に貨物の存在する地點に於て引渡すを謂ふ。

(二) Ex quay (埠頭渡)埠頭又は河岸にて引渡すを謂ふ。

(三) At station (停車場渡)鐵道停車場に於てするものを謂ふ。

(四) On rail or in truck (貨車渡)鐵道貨車積込の儘受渡すとを謂ふ。

(五) In lighters (舢舨渡)舢舨に於てなすを謂ふ。

(六) On deck (甲板渡)船舶甲板上に於て受渡すとを謂ふ。

代金に關する條件

- (七) Along ship's side (船腹渡) 本船の船腹にて受渡するを謂ふ。
 - (八) Free on Board or f. o. b. (本船積込渡) 例へば f. o. b. Yokohama と謂ふときは賣手に於て横濱の本船まで其貨物を持參して引渡すを謂ふ。
 - (九) Free along side or f. a. s. (船側渡) 船腹渡と同様なれども、主として代金に關し貨物を船側まで持參するに要する一切の費用を賣手に於て負擔するを謂ふ。
- 第三代金(Price)の定め方に付きては略左の如き慣用語あり。
- (一) loco (元地代價) 賣買の際貨物が現存する地にて引渡す條件にて定めたる代金にして荷造費、運賃等一切の費用は買手の負擔に歸すべし而して多くは原生産地の賣買に使用せらる。
 - (二) c. i. f. (cost, insurance and freight) 運賃、保險料、賣手持にて定むる代金の條件也。
 - (三) c. f. (Cost & freight) 運賃、賣手持の意也。
 - (四) f. o. b. 本船の甲板迄の輸送に要する費用を賣手に於て負擔するを謂ふ。
 - (五) dp (duty paid) 納稅濟の意にして賣手が税金を收めて代金中に込めたる場合を謂ふ。

- (六) duty unpaid or in bond (税金未濟) 貨物尙保稅倉庫に在りて、税金を支拂はざる場合に於ける代金の定め方なり。
 - (七) Free of charges (諸掛込) 貨物の諸掛を賣手に於て負擔し、買手は唯だ代金を支拂ふのみにて足る場合を謂ふ。
 - (八) Charges forward (諸掛買手持) 貨物に關する一切の諸掛を買手に於て負擔する場合を謂ふ。
 - (九) Landed terms (陸揚渡) 輸入の際貨物陸上に要する凡ての費用を賣手に於て負擔して代金を定むるを謂ふ。
- 第四代金支拂 Payment に關する慣用語の重なるもの左の如し。
- (一) (By pass) 現金拂
 - (二) C. O. D. (Cash on delivery) 現品引換拂
 - (三) Prompt Cash (直ち拂割引を爲さず一兩日中に支拂ふを謂ふ。
 - (四) Net cash or Ready cash (近日拂) 五日乃至十日以内に支拂ふ約束にして英國の一慣習たり。

- (五) 掛拂 (on Credit)
- (六) 手形拂 (by bill)
- (七) 定期拂 (on term)
- (八) Cash against document 貨物の代表證券引換に現金を支拂ふを謂ふ。

第五款 賣買の履行

蓋し賣買は貨物と貨幣との交換なるを以て、賣手が商品を引き渡し、買手が其代金を支拂ふに非れば賣買完結せりと謂ふ可からず、換言すれば商品の引渡と代金の支拂とは賣買約定を實行するの必要手段と謂ふべく、賣買双方が引渡及支拂の時期、場所、方法、其他の必要事項に付き賣買約定の際に慎重の協定を要するは言を待たず、而かも此等の要件に關する商事専門語に付きては略前款に之を説けりと雖も、若し此等の點に付き賣買双方に於て何等の協定を遂げざりし場合に於ては、凡て法律若しくは商慣習に従て之を決せざるべからず。

即ち引渡及び支拂に付き何等の特約を爲さざる時は、法律上賣買が雙務契約なるの效力により、賣主が商品を引き渡すまでは買主に於て代金支拂を拒むべく、買主

賣買の履行

商品の引渡

が支拂はざる限りは賣主に於て商品の引渡を拒むべく、互に同時に其義務を全ふすべきものにして、民法五百三十三條、商品の引渡に付きてのみ期限を定めたるときは同一の期限に於て代金を支拂へ、民法五百七十三條、且同一の場所に於て之を爲し、五百七十四條、若し全く引渡及び支拂の場所を定めざる時は、特定物の引渡は契約成立の當時其物の存在せし場所に於てし、其他の物に在りては債權者の現時の住所に於て之を爲すとを要す、四百八十四條、而して其方法たるや、引渡及び支拂共、賣主若しくは買主より買主若しくは賣主へ商品若しくは代金を現實に引渡すとを要し、若し不動産たる商品を交付するときは登記法の定むる所によりて登記を爲すを要す。(民法百七十七條、百七十八條)

今少しく左に賣買履行に關する技術的方面を述べんとす。

第一、商品の引渡

商品の引渡は之を賣買約定の速座に於てすると直取引、或る契約せる將來の一定日に於てすると、延取引、一ヶ月、二ヶ月等慣習上定まれる或る期間後に於てすると、(定期取引)に論無く、通例之を爲すと同時に賣手より買手に對して、「インゲオイス」

INVOICE FOR GROCERIES.

Leeds, 26th Oct., 1905.
 JOSEPH WILLIAM, Esq.
 Bought of WOOLEY, THOMPSON & Co.
 Wholesale grocers.

1/2	Chest of Tea, 46 lbs. net	1/6	£	s	d
2	Cwt. Sugar, in 2 bags	14/-	1	8	—
42	Lbs. Coffee, in bag	15/-	2	19	6
3	Doz. Assorted Jams, 2 lbs. Jars	7/6	1	2	6
1/2	Cwt. Tapioca	12/-	—	6	—
	Per Midland Railway		£ 9	5	—
	Terms as usual				

(Hooper's Modern Business Method, House Trade, pp. 36.)

AN EXPORT INVOICE.

WILLIAM BARRY & SONS,
 9 Castle Street,
 London, E.C.

Invoice of 100 Bottles of Quicksilver, shipped per S. S. "Rome," from London to Bombay, by order and for account of Messrs. BENNETT & Co. there.

A Bombay	100 Bottles Quicksilver @ 6/- /- p. bottle	£600	0	0
	Disct. 3%	18	0	0
	Charges.	582	0	0
	Freight @ 2/6 p. bot. & primage 10%	£ 13	15	0
	Shipping & Dock charges	3	15	0
	Entry 2/6 & B/L 2/6	0	5	0
	Insurance £700 @ 7/6% & policy	2	14	3
	Postage & petties	0	3	6
	Commission 1%	6	0	0
		26	12	9
		608	12	9

E. & O. E. Cif. Bombay.
 London, 2nd June, 1905.
 EVANS & JONES.

(Pitman's Business Training pp. 85).

「イン
 ヴァ
 イス」

Invoiceを交付するものとす、「インヴァイス」は通常送り状と譯さるゝも、本邦從來の送り状の如く、單に貨物に添付さるゝ出荷案内状とは全く其義を異にし、販賣貨物の名稱、種別、品質、價格、諸掛り等を明細に記せる書面にして、常に買手に對する賣手の申告たるの効能を有するのみならず、其商品の運送、保險、質入、税關通過等の手續を経るに當りて、常に料金計算の基礎となるものとす。

「インヴァイス」の種類は甚だ多く、小賣商が現金販賣を爲す際に發する所の簡單なるもの(Bill)より、海外輸出の際に使用せらるゝ複雑なるものに至るまで、其間種々異様の形式を含む、而かも我國内地商業に於ては未だ充分此制を用ふるに至らずと雖も、尙「インヴァイス」に類する幾多の書面は日常廣く用ゐらる、例へば代金領收書、小賣商の出すものにして代金領收を證すると同時に、商品の明細書を爲すもの、請求書、商品引渡と同時にあらざるも之を明細に記して其代金を請求する所謂「付け」仕切賣買書(一ヶ月の終等に決算の意味を以て發する所の計算書等の如きは、何れも「インヴァイス」の役目の一部を盡すものとす、今「インヴァイス」の雛形を擧ぐれば左の如し。

次に買手として商品の引渡を受けたるときは、遲滞無く「インヴォイス」と照合して貨物の検査を爲すを要す、特に商人間の取引に在りては、其必要一層急なるものあり、蓋し此場合に貨物の瑕疵若しくは其數量不足せるとを發見したるときは、直に賣主に對して、其通知を發するを要し、之を等閑に附するときは後日之が爲契約の解除、代金減額、若しくは損害賠償の請求を爲すことを得ざるに至る。(商法二百八十八條)

第二、代金支拂

代金の支拂

代金支拂の方法は賣買契約の條項に従て之を決すべく、若し契約の際別段の協定を爲さざるときは、法律の規定若しくは商慣習に依るの外無し、而して通例商事賣買に用ゐらるゝ支拂用語に就ては已に賣買の要件の項に之を略述せりと雖も、今少しく其方法に付き分類説明せんとなす。

(一)現金支拂(Payment by Cash, Barzahlung)商品引換に一國の法貨を以て支拂ふ方法にして、通常買手より賣手の營業所又は住所に之を送届くるを要し、送金に關する費用は勿論買手の負擔に歸す、されば送金手数料、書留料の如きは賣手より請求す可

きものに非ず。C. O. D. by cash, ready cash, by cheque, prompt cash, cash against document等の支拂方法は結局此方法の異なる形式に過ぎず。

(二)掛拂(Payment on credit)月末、年末、半季末等一定の日若しくは或る約定せる日まで支拂を遅延せしめ、其日に於て支拂を了する方法にして、on term, on a/cの如き皆此方法に屬す。

(三)相殺(Abrechnung, Kompensation)買手が賣主に對し、何等かの金銭上の請求權を有するとき、其支拂ふべき代金と互に相殺し其差額に就てしみ金銭を授受するとき、は双方の便宜此上無かるべし、而して此方法が最も著しく應用さるゝ場合は、交互計算(Account current, Konto-Korrent)にして、商人間又は商人と商人に非ざる者との間に、平常取引を爲す場合に於て、一定の期間内(特約無きときは六ヶ月を一期間とす)の取引より生ずる債權債務の總額に付き相殺を爲し、其殘額に付てのみ支拂を爲す仕組を謂ふ。(商法二百九十一條)即ち之を約せるものは互に其帳簿面に相手方の口座を開き、相手方より貨物を買入れたるとき、其代金を直様仕拂はずして、之を其貸方に記入し、之に反し、先方より請求すべき權利を生じたるとき

は其額を借方に記入し一定の計算日に於て互に差引を爲し、愈決済する前に、右口座毎に勘定を抜萃して、相手方に送付し承諾を求むるを則とす、而して決算の際に生じたる差額は或は直に現金を以て決済し、或は之を次期の新勘定に繰越すものとす。

(四) 手形支拂 (Payment by bill, durch wechsel) 代金の支拂に手形を以てする場合甚だ多し、今其場合を列擧すれば左の如し。

(1) 買手が仕人品を賣盡すに要する期間(二ヶ月若くは三ヶ月等)を豫定し、賣手の承諾を得て之を期限とせる約束手形を交付する場合。

(2) 例へば神戸のAなる商人、倫敦のBなる商人に支拂を爲すを要する場合に於て、Aは倫敦の某氏に宛てたる即ち倫敦支拂の手形を購入し、(銀行より)若しくは自ら倫敦の某氏宛に爲替手形を作りて、(某氏がAの債務者たるとき)Bに送付する場合。

(3) Aは又倫敦以外の地例へば佛國に振宛てたる爲替手形を買入れて、倫敦のBに送付するを得べし。

(4) AはBをして、A宛に、即ちAを支拂人としたる爲替手形を振出すことを命ずるを得べし。

(5) Aは又Bに命じAの取引上の債務者たるC宛に爲替手形を振出さばむるを得べし。

而して其何の方法によらば最も利益あるやは、爲替相場及び金融の事情に依り決すべきものにして、殊に對外貿易を營むものは此等の點に付き充分の研究を要す。

(五) 精算 (Skontration, Clearing) とは相殺が二人間に行はれたるに引換へ、之を三人以上の間に行ふが如きものにして、例へばAがBより金千圓を請求し、BはCより、Cは更にAより循環的に同一の金額を請求する場合に於て、一々金錢を運行せしむる代りに、A、B、C三人一所に會して、一切の遣り取りを廢止する仕組を謂ふ、從て此の如きとを行ふには關係者互に此仕組に同意するを要するを以て、多數商人の集合する取引所、大市等に於てのみ行はる。

(六) 供託 (Deposition) 賣手が代金の受取を拒み又は何等かの事情により之を受取ると

能はざるときは、買手は賣手の爲に其代金を公なる供託所に供託して、支拂の義務を全ふするを得べし。(民法四百九十四條)

代金を受領したる賣主が直に受取書(Receipt, Quitting)を交付すべきは謂ふを待たず。

第六款 委託賣買

委託賣買

委託賣買(Sales on commission)とは或委託者が問屋をして自己に代り爲さしむる買にして、其賣買高に應じ受托者たる問屋は委託者より手数料を請求するものとす、而して問屋が委託者の爲、或商品の販賣を試むる場合を委託販賣と謂へ、或商品の購入を爲す場合を買付委託と謂ふ、前者に在りては、先づ委託者より或る商品を送付して、或は販賣の價格を指定し(指直)、或は成行に任せて之が販賣を委託し、問屋に於て之を全ふするときは其代金中より手数料、保管料、保険料、其他の雜費を差引き手取金を委託者に送金し、同時に此等の計算を詳記せる書面を委託者に差送るべし、此書面を賣上計算書(Account sales)と謂ふ、而して注意深き委託者は之を委託する前に豫め問屋に紹介して、或る商品の賣捌に關する豫算を引合ふとあり、此場合

に於て問屋は其接し得べき市場の實況を基として、賣價を豫定し、諸掛りを推算して、假りに計算書を造りて、委託者に交付すべし、之を試算賣上計算書(Profit and account sales)と云ふ、次に買付委託の場合に在りては委託を受けたる問屋は其委託の趣旨に基き、第三者より購入の上、其代金諸掛り等を合算したる金高を委託者より請求する爲め、買付商品送付の際、此等を詳記せる「インヴェオイス」を發すべし、尤も買付を委託する際、幾分の前金を受くるとあるものとす、今左に英國式賣上計算書の雛形を示さんとす。

Account sales of 200 dozen Champagne, ex S. S. "Lady Elizabeth," at Cape Town, sold by James Roberts & Co., for Messrs. Williams and Brown, of London.

K X	200 dozen Champagne, at 90/- per	
W	dozen	£900 -0 -0
1/200		
	Less Charges.	
	Freight	£15 12 6
	Sale Expenses	3 5 9
	Warehousing, etc.	5 15 3
	Cablegrams & stamps	4 17 6
	Brokerage, 1¼ %	11 5 0
	Commission 2½ %	22 10 0
		63 -6 -0
	Net proceeds	£836 14 -0

E. & O. E. Dec. 31st, 1900.

JAMES ROBERTS & Co.

(Pitman's Business Training pp. 87).

廣告の意

第二節 廣告

第一款 廣告の意義

商業の目的が生産消費間の適合を計るに在る以上は、可成多數の顧客を誘引して、其需要を満足せしむるに便ずる事は一般消費者の幸福を増し、且商業者の利益にも適する所以なるべし、而して此顧客誘引の策たる、其手段一にして足らざるべしと雖も、要するに第一、商業者自己の存在并に其取扱ふ所の商品を廣く世に公示すると同時に、第二、店舗に來集せる顧客に對して親切、丁寧、機敏を旨とし、出事得る限りの便宜と愉快とを與ふるの二策に歸すべし。前者は之を廣告(Reklame, advertising)と謂ひ、後者は之を待遇(Kulanz, accommodation)と謂ふ。而かも廣告の利用は日々に盛に行はるるを以て、商人の注意を要すると頗る急なるものあり。

されど廣告を必要とする程度は商業の種類に依りて異同無き能はずして、直接消費者を相手とする小賣商の如きは、之が必要を感ずると最も大なるに反し、卸賣商の如きは比較的少數の専門家を相手とするを以て、寧ろ取引の實質に重きを置

き、外見的誘引を要せざるのみならず、顧客範圍の動搖少きが故に小賣商の如く廣告の必要を感じずるものに非ず而かも小賣商の新形式たる大商店及び發送營業の如きは之が必要を感じずると、一層甚だしく、殊に發送營業は顧客を遠隔の地に求め、代金引換郵便を以て注作品を送届くるの仕組なるを以て、廣告を利用せずんば全然成立すると能はず。

次に廣告に供せらるゝ各種手段を總稱して廣告手段と名くべく、而かも茲に此等の廣告手段に付き一々説明するに先立ち、廣告手段は如何なる要件を具へざるべからざる乎、換言すれば如何にせば最も有効に廣告の目的を達すべきやに付き、大體を論ずるの要あり。吾人を以て之を見るに廣告手段は少くとも左の如き要件を備ふるを要す。

第一、廣告手段は出來得る限り多數の人に接觸するを要す。

廣告が顧客の誘引を目的とする以上は、其手段が可成多數人の耳目に接觸するを要するは言を待たざる所にして其接觸の方法たる、或は廣告手段其物が多數人の手に配付せらるゝあり、或は多數人をして廣告手段の存在する地點に集合せし

むるあり、前者は移動廣告と名く可く、新聞廣告、引札、廣告書狀の如き其の著例にして、就中新聞雜誌の如きは多數人の購讀する所なるを以て、之に廣告するは頗る其目的に適すべし、次に後者は之を定置廣告と名くべく、看板、廣告塔の如き其重なるものにして、可成多數人の集合するが如き場所と時期とを撰定して之を設くべし、蓋し如何に花やかなる廣告も、深山幽谷に立てなば何等の效蹟をも擧げ得べからざれば也、故に場所としては、街衢、四辻、停車場、公園等を選び、時期としては、祭日、市日、集會、旅行季節等を以てするを可とす、尙集會を利用して廣告札を來集者に配付するが如きは兩者を混同するものにして至極有效ならん。

第二、廣告手段は可成著しく人の注意を惹くを要す。

廣告手段は如何に多數の人に接觸し得るの機會あるも、毫も之に接觸せる人の注意を喚起するに足らず、甚だしきは全然人をして無顧慮に通過せしむるに至りては、勞して益なきの業たるべし。故に廣告者は其意匠、文體、方法、彩色等に付き、充分研究し、見る者をして直に目的物の效能を納得し、容易に購買心を惹起せしむるが如き策を講ぜざるべからず、而かも此等は商品の種類と購買者の嗜好に依りて

同一ならず、此間に處して巧妙を期するは寧ろ専門の技術に屬すと謂ふ可く、海外に在りては此等の考案媒介を業とする廣告營業者 Advertising agent の多數存在するを見る。

第三、廣告手段は迅速に消費者間に傳播するを要す。

之れ主として移動廣告に就て謂ふものにして、廣告手段が之を公にするや、極めて迅速に顧客範圍に傳播するを要し、若しそが消費者の手に到達する迄、幾多の時間を要し其到達する頃には最早目的物を購入する必要消滅するが如きとありては、廣告は却つて有害無益の物たるべし。此點に付ては新聞の如きは比較的良好の性質を備ふるものと謂ふべし。

第四、廣告手段の經費は少額なるを要す。

之れ言はずして明なること也、即ち廣告手段が如何に迅速に傳播され、著しく人の注意を惹き、多數人に接觸し得るとするも、其費用大なる爲、收支償はざるに於ては其効能無かるべし。

第二款 廣告の種類

廣告

廣告手段が移動すると靜止することにより移動廣告と定置廣告との別あることは既に謂ふが如くなるが、吾人は更に廣告手段が廣告の目的物を表明する方法を標準として、實物廣告と説明廣告との二種に大別せんとす、前者は現に顧客を誘引せんとする商品其物を露出して、廣告の目的に使用するものにして、其重なるものを類別列挙すれば左の如し。

第一、見本の配布 新着其他必要の際に現物の見本を廣く、得意先に配付するは實物廣告として最も忽にすべからざるとたり。

第二、商品陳列 巧に商品を陳列することは單に來集顧客の觀覽、檢索を便するのみならず、廣告策としても有効也。殊に陳列窓 (Show window) の設備の如き、近時頗る盛に行はる、而して商品陳列に關し、最も注意すべきは其配合を良くすると、其價格を明記すると也。

第三、巡廻船 (Schwimmende Ausstellung) 發展の望ある商品を船舶に搭載して、外國に航し、専ら其地顧客の購買力を刺戟するの用に供せらるゝ仕組にして、歐洲先進國の商人が貿易擴張の爲後進國の沿岸に向て、盛に此制度を利用せしが、近年我國

に於ても之が實行を説くもの多し。

第四、博覽會、商品陳列所等の出品、博覽會、商品陳列所の如きは主として一國の産業を奨勵し、且つ廣く産業發達の實狀を内外に知らしむるを目的とすと雖も、亦之に出品するは其人の爲め廣告の用を供するとなるべし、殊に各出品の價格使用法等を明記し、直接賣買を媒介するとあらば商人の爲無上の利益たるべし。次に説明廣告と稱するものは、現物を示さずして商品の存在を公示する所の方法を謂ふものにして、其方法の異なるに従つて略左の如く分類するを得べし。

- 第一、文書廣告 文書を以て、廣告の目的物を表示するもの、
- 第二、繪畫廣告 繪畫を以て、廣告の目的物を表示するもの、
- 第三、模型廣告 模型を造りて、廣告の目的物を表示するもの、
- 第四、音聲廣告 或は弘め口上、或は樂隊等を以て市中を練り、専ら音聲によりて廣告するもの。

第五、偶意廣告 或は演劇に仕組み或は園遊會に事寄せ或は小説に托し或は人形を飾る等専ら間接の方法によりて商品の巧能、性質を説明する所の廣告を謂ふ。

然れども、實際に於ては右の區劃は頗る錯雜を極め殊に文書と繪畫とは通例同一の廣告面に混用せられ、其他模型にして繪畫を帶ぶるが如き、偶意廣告にして音聲を伴はざる無きが如き、皆然り、今實際に付き之を見るに繪畫と文書とを配合せる新聞雜誌上の廣告最も盛にして、効果大なるが如し。左に廣く行はるゝ廣告手段を列舉せんとす。

- (一) 新聞雜誌廣告
- (二) 引札
- (三) 商品目錄
- (四) 定價表
- (五) 營業案内
- (六) 看板
- (七) 廣告塔
- (八) 『ピラ』
- (九) 樂隊行列

(十)繪葉書書狀、曆、引剝日記、手帳等

第三節 通關手續

國際間の商業市場に上るべき商品は、必ずや一度税關の門戸を經由せざるべからざるを以て、通關の手續は正に商業經營上の一重要事務に屬すと謂ふべし。

税關

税關 (Custom House, Zollgebäude) とは國境線上の某々地點に設けられたる關稅行政上の機關にして、關稅徵收并に之に聯關せる事務を司る、而して本邦税關の管掌事務左の如し。

- 一、關稅噸稅及稅關諸收入に關する事項
- 二、保税倉庫其他の倉庫に關する事項
- 三、船舶及貨物の取締に關する事項
- 四、關稅法及噸稅法犯則者の處分に關する事項
- 五、酒類造石稅、醬油稅下戻及製造煙草輸出交付金に關する事項
- 六、關稅通路の取締に關する事項

現時の關稅所在地は横濱、神戸、大阪、長崎、函館、新潟の六港にして、東京、清水、武豊、四日市、糸崎、濱田、境、宮津、門司、博多、唐津口の津、三角、嚴原、佐須奈、鹿見、那覇、小樽、釧路、室蘭、敦賀、七尾、伏木、夷の諸港に支署を置き、各管轄區域を定めて監視取締を爲す。

稅關内に於ける組織は各港事務の繁閑により、一定せずと雖も、略ぼ(一)稅關長官房秘書係、文書係、統計係等に分る(二)監視部(總務係、海務係、陸務係、旅具係等に分る)(三)監査課、審査係、申告係、目錄係、免狀係等に分る(四)檢査鑑定課(五)徵收課(六)貨物課(倉庫係、上屋係、檢印係、免狀係等に分る)(七)庶務課(會計保、用度係、營繕係等に分る)等に分課し、各指定の事務を執る。

此處に徵收すべきものは主として輸入稅にして、輸出品に對して關稅を免ずるは今日文明の關稅政策に適ふ、此外出入港の船舶に對し、噸稅を課し、酒類、醬油等の輸出に對し、戻稅を交付し、製造煙草の輸出に對し、交付金を下付するが如きも、亦稅關の事務範圍に屬するは已に述ぶる所によりて明か也。而して此等の税金及び交付金は何れも法律若しくは條約の結果に基くものにして、輸入稅に關して、明治三十年三月公布の關稅定率法先づ一般輸入品に對する國定率を定め、其品種千餘

に及び、特に英、獨、佛等の諸國とを通商條約により此等の國よりする數種乃至數十種の輸入品に付き協定稅率を定め、其分に對しては關稅定率法を適用せず、而して其稅率たる或は貨物の原價を標準として其幾割若しくは幾分を徵收するあり、從價稅或は貨物の重量を標準として定むるあり、從量稅固より一定せず、此他三十二年三月の噸稅法、三十二年法律二十五號改正醬油稅則、三十四年三月法律十號酒精酒類其他酒精を含有する飲料輸出の下戻金に關する件、三十二年三月法律七十四號製造煙草輸出生交付金に關する件、三十四年三月法律十三號砂糖消費稅法の如き此點に關し準則すべきものとす。

次に貨物の輸入は便宜上之を左の四種に分ちて取扱ふ。

- 一、消費輸入 之れ最も普通なる輸入方法にして、輸入後再輸出の目的を有せず、凡て國內に消費さるゝの意思を以て輸入するものあり。
- 二、一時輸入 輸入後滿六ヶ月以内に、再び輸出すべき目的を以てする輸入にして、輸入の際擔保として輸入稅金に相當する金額を預入るゝものとす。
- 三、通過輸入 甲港より輸入し、陸路を経て乙港より更に輸出する目的を以てする

續 輸出入手

輸入を謂ふ。

四、加工の爲の輸入 某種の外國物品を内地に於て加工し、其仕上りたる上、遅くとも輸入後一ヶ年内に再び輸出する爲の輸入也。

此等は通關手續上多少の相違あれども、何れも輸入免狀を受くるを要す、今消費輸入の手續を概説せんに、貨物の輸入者は輸入申告書一通に式の如く積載船舶の名稱、國籍、貨物の仕入地、産出地又は製造地、記號、番號、品名、箇數、數量、原價及諸費等を記載し、必ず信憑すべき仕入書、仕入書なきときは口頭にて其旨申立つべし、有効なる製産原地證明書、有稅品にして協定稅率の便益を受けんとするもの、其他明細書等必要な書類を添付して、監査課に差出すべし。同課申告係之を受理したるときは、積荷目錄已に入港船より届出であるものと對照の上、申告書に入船番號を記入して、之を鑑定検査課に送付し、一方に於て輸入者をして其貨物を検査場に搬入して、鑑定検査の準備を爲さしむ、鑑定検査無滞濟みたるときは、同課役員は、有稅品無稅品に類別し、稅率を申告書に記入して、更に監査課に送付すれば、無稅品に在りては直に免狀を作成して、貨主に交付し、有稅品に在りては申告書を徵收課に送付

し、税額を算出の上徴收せしめたる上、免状を交付し、然る後免状を貨物課に示して貨物の引取を爲す。

次に貨物の輸出も亦左の四種に分つべし。

- 一、通常貨物の輸出
- 二、修繕の爲の輸出
- 三、一時輸入品及通過貨物の輸出
- 四、加工品の輸出

通常貨物の輸出をなさんとせば、輸出申告書に船舶の名稱、國籍、貨物の記號、番號、品名、箇數、數量、價格及仕向港を記載して、之を監査課に提出し、検査場に於て検査を受け、輸出免状を得たる後貨物課に至り、檢印を得たる上船積の手續を爲すべし。

第八章 取引所商業

第一節 取引所の意義及び其の組織

市場としての取引所

取引所は市場しじやうの一種なり。抑も市場なる語は廣く抽象的に解釋して交換交通

の行はるゝ範圍を總稱することあり、又狹く具象的に解釋して一定の時に多數の人が集合して交換交通を行ふ場所又は設備を指すことあり。

この狹義具象的意味に於ける市場は更に分て二となすことを得。(一)は現物の賣買を主とするものにして、『市』又は『市場』と稱するもの是なり。(二)は代替的商品の賣買を主とするものにして、取引所は即ち是なり。

取引所の特色

代替的商品の賣買は取引所の特色なり。所謂代替商品とは其品質常に一定し甲の一定量は直ちに乙の同量によりて代表せられ代替せられ得べき商品を云ふ。此の代替的性質を最も完全に具備するものは即ち有價證券なり。例へば額面百圓の國庫債券は何れも悉く一樣の性質を有し、甲の十枚は完全に乙の十枚によりて代替せられ得べきなり。

代替的商品は其の品質一樣なるが故に、賣買契約を締結するに先ちて敢て其の品質を點檢するの要なく、唯品名を以て之を指示すれば足れり。従て『市』に於けるが如くに賣買の行はるゝに際して商品其物の現場に存することを必要となさざるなり。

『市』は現物賣買の市場なり、換言すれば現に其の場所に齎されたる商品の賣買を行ふの市場なり。代替的商品の市場たる取引所に至りては然らず。遠く數百里の外に在る商品も取引所に於ける賣買の目的物たるを得べし。管に然るのみならず、賣買締結に際して未だ存在するに至らざる商品未來に於て收穫せらるべき米の如しも亦克く賣買の目的物たるを得べきなり。

されば取引所に於ける賣買當事者は管に其の附近又は一國內に於ける需要供給の趨勢を考察するのみならず、全世界に於ける需要供給の趨勢を達觀し、又管に現在に於ける需要と供給との投合を計るのみに止まらず、將來に於て起る可き需要と將來に於て現はる可き供給とを豫想して賣買取引を結了すべきものにして要するに廣き場所と永き時とに亘る需要供給を集注して最も迅速正確なる交換交通を行ふものなり。

斯の如く取引所とは代替的商品に對する最も集注的の市場を云ふものなりと雖も、時に又之を組織する人の團體其の物を指稱することあり、我邦の法律は此の團體を法人と認む。

團體として
の取引
所

取引所の組織取引の種類方法等は國によりて決して一樣ならず。今其の凡てに涉るの違なきが故に茲には主として我邦の制度を略述するに止めんとす。

我邦の法律に據れば取引所の組織に二種あり。株式會社組織及び會員組織是なり。

我邦取引
所の組織

株式會社組織の取引所とは市場を設置し、之を監理し、一定の方式に従て賣買取引を行はしめ其賣買擔保の責に任ずる株式會社なり。賣買擔保の責に任ずとは賣買取引の違約より生ずる損害に付取引所が其の賠償の責に任ずるを云ふ。此種の取引所は市場を設置し、賣買當事者より手数料を徴收し、以て利を營まんことを目的とするものに外ならざるが故に、其の株主は唯是が組織者たるに止まり、賣買取引を爲すことを得るものは唯其の取引所の仲買人に限るものとす。(固より株主にして同時に仲買人たるを得べし)

會員組織の取引所とは其の設置したる市場に於て賣買取引を爲さんと欲する者が自ら組織する團體なり。故に此種の取引所に於ては其の仲買人のみならず、又是が組織者たる會員も亦賣買取引を爲すことを得るものとす。而して會員組

織の取引所は其の賣買擔保の責に任ずることなし。斯の如く取引所に二種の組織あれども、我邦の現狀に就て之を見れば其十中の八九は株式會社組織のものに屬す。

取引所の
會員及び
仲買入

取引所の會員となるには、一箇年以上其の取引所の營業部類に屬する商業に従事したる商人にして、其取引所の定款に定むるところの要件を具備せざる可からず。又取引所仲買人となるには二箇年以上其取引所の營業部類に屬する商業に従事したる年齢二十五歳以上の商人にして政府の免許を得ざるべからず。加之我邦の法律は外國人が取引所の會員又は仲買人となることを禁じ、尙ほ其他種々の制限を設けたり。

取引所の會員が取引所に於て爲す賣買取引は必ず自己の計算を以てするものに限ると雖も、仲買人の爲す賣買取引は自己の計算を以てすると他人の計算を以てするを問はず。而して會員及び仲買人は一定の身元保證金を其取引所に納めざるべからず。又取引所は賣買取引に付一定の證據金を納めしむるを得べく、此の證據金は賣買契約履行の上返戻するものなり。身元保證金及び證據金を納

めしむるは、賣買取引の責任を履行せざる者あるとき之を以て損害賠償の用に供せんとするに在り。

第二節 取引所に於ける取引

我邦の取
引所に於
ける取引
の種類
立會

取引所に於ける取引に三種あり。(一)直取引、(二)延取引、及び(三)定期取引是なり。而して此等の取引を行ふことを稱して立會たちあひと云ふ。

定期取引の爲めに午前に開ける市場を前場又は本場と云ひ、午後に開ける市場を後場と云ふ。前場及び後場は更に各數節に分ちて立會をなさしむ。而して直取引及び延取引の立會は右の各節の間に時を定めて之を爲さしむるを常とす。

左に株式取引所及米穀取引所に於ける取引の方法を述べじ。米穀以外の商品取引所に於ける取引亦之に準ずるものと知る可し。

直取引、延取引及び定期取引の三は其契約履行の期限の異なるによる區別にして、賣買契約を締結せる當日より起算して直取引は五日以内、延取引は百五十日以内、賣買双方約定の日に限に履行すべき取引なり。但し延取引は現今殆んど行はる

直取引及
び延取引
と其賣買
方法

ことなし。
直取引及び延取引の賣買方法に三種あり。相對賣買、糶賣買及び入札賣買是なり。

- (一) 相對賣買者は双方の相對を以て契約をなすものとす。
- (二) 糶賣買は米穀取引所にありては現物見本に依り、株式取引所にありては其物件の種類個數を揭示し、直取引又は延取引の期日を指定し、豫定の時刻に於て買入又は賣入をして其價格を糶らしめ、糶賣の場合、賣入一名にして多數の買入の間に競争の行はるゝ場合に於ては最高價を附したるものを確定の買主とし、又糶買の場合、買入一名にして多數の賣入の間に競争の行はるゝ場合に於ては最低價を附したるものを確定の賣主とす。
- (三) 入札賣買は現物見本銘柄及び數量を市場に揭示し、直取引又は延取引の期日を指定し、豫定の時刻に於て買入又は賣入をして記名投票を以て其の價格を競争せしめ、開札の上入札賣の場合に於ては最高價を附したるものを確定の買主とし、入札買の場合に於ては最低價を附したるものを確定の賣主とす。

定期取引

(大阪株式取引所營業細則及び大阪堂島米穀取引所營業細則に據る)
定期取引は賣買契約締結せる當日より起算して三箇月以内取引所指定の限月に履行すべき取引にして、何れの取引所も其の限月を當月限、翌月限、及び翌々限の三種に分ち、毎月末日を以て受渡日と定む。

其の賣買方法

定期取引は競賣買の方法に依る、即ち賣方買方の双方同時に競争して賣買直段を定むるなり。

標準米

此場合に株式取引所に於ては、一定の順序に従ひ賣買物件の種類及び限月を市場に揭示して競賣買を行はしむ。然れども米穀取引所に於ては、唯順次各限月を市場に揭示するに止まり、賣買契約は何れも其の取引所に定めたる標準米(建米)に就て締結せられたるものと看做す。

場帳

定期取引の立會は外觀頗る混亂を極むるに似たりと雖も、取引所の所員は各取引の成立する毎に漏れなく其の數量、賣買直段、買主及び賣主の略稱を迅速に場帳(又は庭帳)に記入して賣買成立の證とす。而して此の場帳より夫れ々々適當の帳簿に轉記するに當り、實際の賣買直段に依らずして帳入直段なるものを設けて計

帳入直段

算の便を計る。帳入直段とは即ち平均直段にして、前日後場發會より當日日本場に
至るまでの各限月期の賣買總代價を賣買總出來高にて除し、又は當日日本場のみの
賣買總代價を其の總出來高にて除したるものにして、其の限月期の賣買は凡て此
の一定直段にて約定せられたるものと看做して記帳す。而して此の帳入直段と
各自賣買の直段との差金は別に賣買當事者と取引所との間に決算受授を了する
ものとす。

轉賣買戻

定期取引は受渡期日前に於て自由に轉賣買戻をなすことを得るを以て特色と
す。轉賣とは嘗て買主たりしものが其の契約履行前に其の目的物を前と同限月
にて賣ることにして、買戻とは嘗て賣主たりしものが其の契約履行前に其の目的
物を前と同限月にて買ふことを云ふ。要するに前と反對の賣買取引を行ふに外
ならずして、普通の賣買取引と同一の方法に依るものなり。故に轉賣又は買戻を
なせるものは其の旨を市場係に届出で、取引所は前後の二取引を相殺し、差金を計
算して受授するものとす。此の轉賣買戻自由の制度は取引所に於ける取引にし
て物價の激變を防ぐの職分を盡さしむるに與て力ありと謂ふべし。蓋し相場騰

受渡直段

貴すれば轉賣者を生じて供給を増加し、相場下落すれば買戻者を生じて需要を増
加し、以て相場騰落の勢を抑ふべければなり。

定期取引に於て其の受渡をなすに當りては、一定の方法によりて受渡標準直段
を算出し、大阪堂島米穀取引所に於ては其の期月閉會の日より前七日の帳入直段
を平均したるものとす、賣買取引は凡て此の受渡直段にて契約したるものと看做
なして受渡をなし、以て計算の便を計る。而して各賣買取引の帳入直段と受渡直
段との差金は別に決算受授を了するものとす。

既に述べたるが如く米穀の定期取引は凡て其の取引所に於て定めたる標準米
に就きて契約せるものと看做すと雖も賣主は實際必ずしも標準米を引渡さざる
可からざるにあらず、取引所の認むる範圍内に於て他種の米を提供することを得。
然るに受渡直段は標準米に就て定まるものなれば、引渡米の品位如何によりて其
の直段を加減せざるべからず。故に米穀取引所に於ては毎年豫め各銘柄の米を
標準米に比較して品位の優劣によりて等級を分つ、之を格付と云ひ、標準米に比し
て其の價格を上下す、所謂格上及び格下是なり。而して凡ての賣主の提供せる米
に就き抽籤を行ひて、各買主の引取る可き米を定むるを例とす。

格付

以上は我邦の取引所に於ける取引の方法の概要なり、今左に歐米諸國に行はれて未だ我邦に其例を見ざる二種の取引方法を略述せん。

選擇權付
取引

抑も定期取引は之を分て二となすとを得(等一)無條件の定期取引及び(第二)條件付定期取引是なり。我邦に行はるゝ定期取引は此の第一種に屬すべきものにして、賣買當事者は相場變動より生ずる損失の危険を無制限に負擔せざる可からず。然るに歐米諸國の取引所に於ては此の外に尙ほ賣買取引に一定の條件を附して損失の危険を一定の範圍に限るものあり、所謂選擇權付取引又は特權付取引(opt. trade)と譯するものにして、賣買當事者の一方が其の相手方に一定の懸け金を支拂ひ(一)と譯するものにして、賣買契約を履行するや否やを選擇するの權、(二)決算日に至りて賣人となるとも又は買手となるとも任意に選擇するの權、(三)決算日に至りて自己の都合によりては原契約と同一の相場にて其の若干倍の賣買を行ふことを得るの權、(四)以上の諸權を混同したる權、若くは(五)期限前に契約の履行を請求するの權を付與せらるゝ取引を云ふ。

繰延取引

以上の外尙ほ定期取引の期限に至りて當事者の一方の都合によりて其の受渡を次期に延期することあり、之を繰延取引(continuation)と云ふ。

第二卷 商業補助業論

第一編 銀行業

第一章 銀行業の意義

銀行なる
文字

現今銀行なる文字は頗る廣く使用せられ、公なる店舗を開きて割引貸付、預金、紙幣發行等の業務を營む者は言ふも更なり、債券を發行して得たる資金を以て地所建物若くは株券等を擔保として比較的長期の貸付を爲すもの(動産抵當銀行、不動産抵當銀行の如き)、中流以下の人民より零碎の資金を預りて確實なる放資を求むるもの(貯蓄銀行等)、皆等しく銀行と稱せらる。故に茲には主として本來の銀行即ち商業銀行に付き説明せんとす。

之を銀行の發達に徴するに、初め通貨機關として出顯し、後信用機關の性質を帯ぶるに至れるものゝ如し。通貨機關とは通貨の交換、貯藏、節約、整理等、専ら通貨の作用を助くるの機關と謂ふ義にして、銀行が主として此の目的の爲に存在せる時

本來の銀
行
通貨機關
としての
銀行信用

代に於ける其職分を列擧すれば左の如し。

第一、兩換 一國の實物經濟より貨幣經濟に移れる當初に於ては、通貨の品位、量目、其他の制度完全せず、優劣各種の通貨國內に混用せしを以て、之を鑑定して純價格を計るの必要を生ぜり。之れ中世以太利に兩換を目的とせる銀行の起れる所以にして、當時以太利は世界商業の中心となり、品位異なる各種の外國貨幣流通せしを以て、一層此種業務の必要を感ぜし也。

第二、金銀貨幣の保管 兩換の業に信用を得たる當時の銀行は業務上堅牢なる家屋金庫等を備ふるを以て、進んで金銀貨幣の安全なる保管所として、此等を預り保護を供するとなれり。殊に中世社會の動亂常ならざる一層此種の保護者を必要としたりき。

第三、振替勘定 貨幣の寄託を受けたる銀行は單に其預主の爲に保管の任を全ふするのみならず、甲なる預主と乙なる預主との間に債權債務の關係ある場合に於ては、債務者の預金を債權者の預金に振替へて、之を決済し、毫も現金を用ゐずして之を用ゆると同一の結果を生ずるが如き所謂振替勘定を行ふことゝなれり。

斯くするときは獨り價格の確實なる貨幣を供すると同一の效果あるのみならず、流通貨幣の磨滅を防ぎ、運搬の費用を省くを得べし。而して世に所謂銀行貨幣と稱するものは此方法により債務を決済する爲にする振替の指圖書を謂ふ。

右は通貨機關としての銀行が行ひる職務の重なるものなるが、彼の千五百八十七年ベニスに設立されたる「バンクォ・デ・リアルト」、千六百十九年同地に設立されたる「バンクォ・ヂロ」、千六百〇九年創立ゼノア銀行及「アムステルダム銀行」、千六百十九年の「ハンブルク銀行」等は何れも此目的を有せるものなりき。

次に銀行が信用機關として働くとは已に一方に預りたる貨幣を死藏せず、更に需要者の爲に之を融通し、以て信用媒介の任を盡くすを謂ふ。單に自己所有の貨幣を貸付け若くは他人の資金を保管するが如きも、固より信用を基礎とせざるに非ずと雖、之を他の供給者に得て、他の需要者に融通するに非ずんば、未だ以て信用の媒介即ち信用機關たるの本務を全ふすと謂ふべからず。而して今日の銀行は皆此信用の媒介を本務とするものにして、其此程度に達するや少くとも左の如き事情を必要とす。

信用機關
としての
銀行

第一預金の運用 彼の振替勘定は同一銀行の預金者間に至大の便宜を與へしにもせよ、當時銀行の收受せる預金其物は永く庫中に堆積死藏せらるゝのみなりき。然るに其後各國貨幣制度漸く完備し、且つ手形其他の信用要具の發明利用せらるゝに及んで、大に振替勘定若くは銀行貨幣の必要を減じ、一方に於て經濟の發達は舊來の組織に不滿を感ぜしめ、且預金引出の程度は實驗上略豫定し得るを以て其一部を割て、手形割引又は貸付の資に充つることゝなれり。而かも此預金の收受益盛に、其運用從て多きを加ふるに及び、愈銀行の利益を多大ならしむるを得べし。之れ近世銀行の一大特徴にして、特に預金銀行の稱ある所以也。

第二、紙幣發行 紙幣發行の根源は預金主に對して銀行より持參人の要求次第支拂を約せる手形を振出せるに在り。往時英國の金銀匠が發行せる證券の如き此類也。蓋し銀行が紙幣を發行するときは其持參人より請求を受け次第、何時にても直に正貨に引換へざるべからざること、恰も預金を收受したる場合に其預金者より引出の請求を受け次第、何時にても直に正貨を支拂はざるべからざると全く同理にて、共に所謂要求拂の債務を負ふ者とす。然るに此要求拂債務は實際上

一時に全部取立の請求を受くること無きを以て、之に對して備ふる所の紙幣引換準備金は預金に對する夫と等しく發行高の幾部分に止め置くも差間無く、遂に種々利益ある發行方法を案ずるに至れり。而かも或る時代の銀行は舉りて此紙幣發行を實行せりき。

斯の如く一方には紙幣を作り、一方には預金を集めて、之を貸付割引に使用することを知りてより、銀行は茲に漸く信用機關の性質を具有するに至れり。更に之と前後して外國爲替及送金の事務も亦銀行の職分として何時しか發達し來りしかば、現今銀行者の營む所は實に種々雑多の事に亘り、彼の保險若くは運送の如く明かに單簡に其業務を限定し難きものあり、而かも一方に於ては舊來の要務たりし兩換及振替の如きは大に其勢を縮め、且つ幣制整理上各國多くは紙幣の發行權を或る特權銀行に集中せしを以て、目今普通銀行の重要な職務は預金及び割引の二なるが如し。スコットの如きは之を以て銀行の二大要務と爲し、ダンバーの如きは之に紙幣發行を加へて三大職務となせり。然れども實際現今の銀行は預金及び割引の外貸付、爲替保護預り、有價證券、地金銀の賣買等を營むを常とす。

我國銀行條例第一條に曰く、公に開きたる店舗に於て營業として證券の割引を爲し、又は爲替事業を爲し、又は諸預り及び貸付を併爲す者は何等の名稱を用ゆるに拘らず銀行とすと、之によれば單に一爲替事務のみ、若しくは一割引業のみを行ふも尙銀行と見做さるべく、固より近世經濟上の銀行と其符を一にせざるものありと雖も、實際上左様の偏角なる形態を有する者稀なるべし。

以上述ぶる所により現今に於ける銀行の何たるを察するを得べしと雖も、而かも其業務は時世と共に變動して止まず。之を精確に謂はば聊か其真相を捕ふるに苦しむものあり。茲に少しく學理的に其本來の職務を研究し置くも無用に非るべし。

銀行の職務

要するに、銀行は貨幣及び信用を授受して、資本の變更及び移轉を司る所の機關なりと謂ふべし。故に

(一) 銀行は資本の變更を爲す 即ち流動資本を得來りて固定資本たらしめ、又は不特定資本を變じて特定資本たらしめ、不生産的資本を生産的資本たらしむる等、資本の形態を變更す。

(二) 銀行は資本の移轉を爲す 或は甲地の裕金を商業繁劇なる乙地に輸して、専ら資本の場所的移轉を司り、或は資金を需要少き時期に之を預り、需要盛なる時期に放資する等、其時間的移轉をも便ならしむべし。

(三) 銀行は貨幣及び信用授受の手段を用ふ 銀行が資本の變更及び移轉を爲すや、資本の實在の形態を以てすると無く、必ず貨幣及び有價證券、要求拂債權等の信用形式を授受して、其目的を達す、例へば預金を收受するは貨幣を受けて、要求拂債權を授くるものにして、手形の割引を爲すは有價證券を受けて、貨幣を授くるが如し。

斯の如く銀行は貨幣及信用を授受して、資本の變更及移轉を行ふも、自ら資本を利用して直接貨物若しくは資本を生産せざるは謂ふまでも無し。

然らば銀行業者の法律上の地位は如何、思ふに所謂銀行取引は商法上の商行爲に屬するを以て、之を業とする銀行業者が商人として商法全般の羈束を受くるは言を待たざる所にして、殊に該取引の一要素たる手形割引の如きは、當業者が自ら手形關係人となり直接手形上の權利義務を享受する者にして、該業務の一舉一動

銀行業の法律上の地位

は手形法の支配を受けざるべからず、又預金貸付の如きは民法上の消費貸借に該當するを以て、銀行者は爲に債權法の規定に基き、個々の取引に付き生ずる債權債務の關係を知了せざるべからず。斯く銀行取引の種類により銀行者は種々なる私法上の關係を生じつゝある其一方には、銀行業の信用を基礎とするより、其公共の利益に少からざる關係を有するを以て、種々なる公法上の義務、換言すれば政府の監督を受くるものとす。今銀行條例によれば、我が銀行業者が蒙むる所の制限は左の如し。

- 一、銀行業を開始せんとせば豫め大藏大臣の認可を経ざるべからず。
- 二、毎半箇年の營業報告を大藏大臣に呈出せざるべからず。
- 三、毎半箇年の財産目録及び貸借對照表を新聞紙其他の方法を以て公告せざるべからず。
- 四、營業時間は少くとも午前九時より午後三時迄とせざるべからず。
- 五、大祭日、祝日、日曜日及び銀行營業地に行はるゝ定例の休日の外休業するを得ず。止むを得ざる場合には地方長官に届出て、新聞其他の方法を以て公告

したる上休業すべし。

六、何時たりとも大藏大臣の命に係る銀行業務の検査に服せざるべからず。

第二章 我國に於ける銀行業

今維新以前の事を措て問はずとするも、我國銀行界三十年の歴史は實に多事多忙なりしと謂はざるべからず。特に明治元年東京外七都會に爲替會社を起して金券發行の事を司らしめ、明治五年米國の制に慣つて國立銀行を起し、一般商工業を助くるの傍ら、不換紙幣整理の手段に供したる當時の我金融社界は、明治政府草創中の朝令暮改と經濟狀態の變動により幾多の引續きたる失敗の蹟を止むるのみなりき。明治九年國立銀行條例の改正ありてより、全國に此行を興すもの、十三年迄に百五十三に及び、紙幣發行高三千四百萬圓に達し、其經濟社會に及す所甚だ良好ならざりしを以て、政府は此制度を廢止するの方針を決し、遂に十五年日本銀行を設立して紙幣發行權を一手に收め、國立銀行は創立後二十年の滿期を待ち、一般私立銀行に變せしめ、二十三年之を取締るべき一般銀行條例を制定せり。一方

維新後の
我銀行の
沿革

に於ては十二年横濱正金銀行の設立あり、専ら海外爲替事業を經營して、外國貿易の發達に資せしめ、別に一般人民の貯蓄機關として、貯蓄銀行の興るありしが、二十三年に及んで、貯蓄銀行條例を定めたり。後二十七八年戰役後、財政經濟の大々的發展を爲すの氣運に乘し、國資開發の急を告げ、一般商業銀行以外種々なる特設的金融機關の陸續として發生するに至れり、即ち二十九年日本勸業銀行興り、三十年より三十一年に掛け、全國各府縣に農工銀行設けられ、卅二年臺灣銀行、卅三年北海道拓殖銀行、卅五年日本興業銀行の設立開業を見るに至れり、此間一般銀行の各地に設立せらるゝもの益多く、遂に三十八年末に於ける行數二千二百五十一、資本金總額五億三千三十三萬五千三百十九圓に達するの盛況を呈せり。今之を類別すれば左の如し。

銀行名	行數	資本金		行數	資本金	
		内	外		内	外
日本銀行	1	3,000,000	0	1,467	317,568,875	
横濱正金銀行	1	24,000,000	0	7	4,064,450	
日本勸業銀行	1	10,000,000	0	67	17,706,250	
農工銀行	46	28,520,000	0	109	10,166,774	
臺灣銀行	1	5,000,000	0	1	0	

銀行名	行數	資本金		行數	資本金	
		内	外		内	外
北海道拓殖銀行	1	3,000,000	0	2	652,000	
日本興業銀行	1	10,000,000	0	1	0	
貯蓄銀行	458	62,425,950	0	88	5,981,020	
貯蓄銀行(外)	1	1,250,000	0	1	0	
總計	462	106,675,950	0	257	23,699,845	

日本銀行

今普通銀行以外の各種銀行に付き少しく述ぶる處あらんとす。

日本銀行は資本金三千萬圓の株式會社にして、其株券は日本臣民にあらざれば賣買讓渡する事を得ず。且此行の一大特權は兌換銀行券條例に基き金貨兌換の銀行券を發行するにありて、正貨準備發行の外一億二千萬圓を限り、正貨を積まず、單に一定の證券を保證準備として、之を發行することを得べし。又日本銀行は國庫金の取扱に従事し、左に掲ぐるが如き業務を營む。

- イ、政府發行の手形其他商業手形の割引買入
- ロ、地金銀の賣買又は其抵當貸付
- ハ、豫て取引約定ある會社又は商人の爲めにする手形金の取立
- ニ、諸預金又は金銀貨貴金屬諸證券類の保護預り

ホ、公債證書政府證券其他政府の保護に係る各種會社の證書を抵當とする當坐勘定貸又は定期貸、但し金額及び利子の割合は大藏大臣の許可を受くべし。又日本銀行は右に掲げたる事業の外は左の件々は勿論、諸般の營業に従事する事を得ず。

イ、不動産又は銀行又は會社の株券を抵當として貸金をなす事

ロ、本行の株券に對し貸金をなす事

ハ、諸工業會社の株主たるは勿論、直接間接を問はず工業に關係する事

ニ、本支店出張所を開店する爲め必要なるもの、外一切の不動産を所有する事

横濱正金銀行

横濱正金銀行は資本金二千四百万圓の株式會社にして、其株式は日本人の外賣買讓渡する事を禁ぜらる、而して其營業は左に掲ぐる範圍に限られ、要求拂債務に對しては四分の一以上の準備金を備ふるを要するものとす。

イ、内外國爲替及び荷爲替

ロ、貸付及び諸證券の割引、取立

ハ、諸預金及び保護預

ニ、貨幣の交換及び公債地金銀外國貨幣の賣買

ホ、政府の命令に依る外國に關する公債及び官金の取扱

尙横濱正金銀行は年二分の低利にて二千万圓を限り、日本銀行より貸付を受くるの特權を有す。

貯蓄銀行

貯蓄銀行は複利の方法を以て、公衆の爲めに預金の事業を營むものにして、普通銀行に於て、新に一口五圓未満の金額を定期預又は當坐預として引受くる時は、貯蓄銀行條例の支配を受く可し、而して其資本金は、三萬圓以上たるを要し、預金高の四分の一以上の金額を利付國債證券又は地方債證券を以て其筋へ供託せざる可からず。且其他種々嚴格なる監督の下に營業す。

日本勸業銀行

日本勸業銀行は資本金壹千万圓の株式會社にして、次に掲ぐる如き業務を營み、其特權として年賦償還貸付金の高を越えざる限度に於て、株金拂込高の十倍を限り、勸業債券を發行し、且創立後十ヶ年間、利益金割金年五分に満たざる時は其補給を受くるを得るものとす。

イ、五十ヶ年以内に於て年賦償還の方法により不動産を抵當とし貸付をなす事

農工銀行

- ロ、五ヶ年以内に於て定期償還の方法により年賦償還貸付金高の十分の一に相當する金高を限り不動産を抵當として貸付をなす事
 - ハ、府縣郡市其他公共團體に對し無抵當貸付をなす事
 - ニ、農工銀行より發行する農工債券を引受くる事
 - ホ、有價證券地金銀の保護預
- 農工銀行は資本金二十万圓以上の株式會社にして、北海道又は一府縣を單位としたる一營業區域に一行を設立し得るものとす。其目的は勸業銀行と等しく農工業界に低利の資金を供給するにありと雖も、一は規模大なる農工業者を相手とし、一は主として中産以下の小農小工を目的とするの差あり。今其營業科目を擧ぐれば左の如し。
- イ、三十ヶ年以内に於て年賦償還の方法により不動産を抵當として貸付をなす事
 - ロ、年賦償還貸付金總高の五分の一に相當する金高を限り不動産を抵當として五ヶ年以内の定期償還貸付をなす事

日本興業銀行

- ハ、市町村又は法律を以て組織せる公共團體に對し無抵當にて前號貸付をなす事
 - ニ、二十人以上の農業者又は工業者申合せ連帶の責任を以て借用を申出てたる時は其信用の確實なる者に限り五ヶ年以内に於て定期償還の方法により無抵當貸付をなす事
 - ホ、定期預金及び地金銀有價證券の保護預
- 日本興業銀行は資本金壹千万圓の株式會社にして、事業界に投資され動産の形式を取るに至れる資本に對し融通をなし、以て事業の隆興を計るを目的とす。然るに明治卅八年三月日本興業銀行法改正せられ業務著しく擴張し、殆ど普通銀行と大差なきのみならず、却て種々の特權を有する銀行となれり、即ち其業務を擧ぐれば左の如し。
- イ、國債證券、地方債證券、社債及び株券を質とする貸付
 - ロ、國債證券、地方債證券、社債券の應募又は引受
 - ハ、以上の方法を以て投資し尙資金に餘裕ある時は國債證券、地方債證券及び社

債券の買入をなす事

ニ、拂込資本金額の十倍を限り貸付金現在高、割引手形現在高及び其の所有に係る國債證券、地方債證券、社債券現在高を超えざる範圍に於て債券を發行する事

ホ、預金及び保護預

ヘ、地方債證券、社債券及び株券に關する信託の業務

ト、手形の割引但し國債證券、地方債證券、社債券又は株券を擔保に供するものに限る

チ、法律の規定に依り設定したる財團を抵當とする貸付

リ、主務大臣の認可を受けたる場合に行ひ得べき外國に於ける銀行業務及其附帶業務

ヌ、外國に於ける公益事業に對し資金の需要ある場合に主務大臣の認可に依る無制限の債券發行

臺灣銀行は臺灣に於ける中央金融機關にして、其資本金五百万圓以上と定めら

臺灣銀行

れ、外に兌換券發行の特權を有す。其方法は正貨準備發行の外五百万圓を限り、銀貨引換の兌換券を出だすにありき。然るに三十七年六月臺灣總督府律令により、金貨引換兌換券の發行を許さるゝに至れり。而して其業務を舉れば左の如し。

イ、爲替手形其他商業手形の割引

ロ、爲替及び荷爲替

ハ、平常取引する諸會社又は商人の爲替手形金の取立

ニ、確實なる不動産を抵當とし又は動産を質とする貸付

ホ、諸預金及び當座貸越勘定

ヘ、金銀貨貴金屬及び諸證券の保護預

ト、地金銀の賣買

チ、他の銀行の業務代理

北海道拓殖銀行は資本金三百萬圓の株式會社にして、拂込資本金の五倍を限り、債券を發行するの特權を有す。而して其の營業科目左の如し。

イ、三十ヶ年以内に於て年賦償還の方法により不動産を抵當とする貸付

北海道拓殖銀行

- ロ、五ヶ年以内に於て定期償還の方法により不動産を抵當とする貸付
- ハ、北海道の拓殖を目的とする株式會社の株券債券を質とする貸付及び其社債券の應募引受
- ニ、爲替荷爲替及び北海道の産物を擔保とする貸付
- ホ、預金及び保護預
- ヘ、手形の割引但し北海道の産物又は北海道の拓殖を目的とする株式會社の株券債券を擔保に供するものに限る
- ト、北海道の産物の貯藏を主たる目的とする倉庫内に貯藏する産業上必要なる貨物を擔保とする貸付
- チ、二十人以上の連帶責任を帯べる農工業者の爲めにする五ヶ年以内の無抵當定期貸付
- リ、無限責任産業組合の爲めにする五ヶ年以内の無抵當定期貸付

第三章 銀行業務の經營

第一節 預金

預金の種別
當座預金

現今普通銀行が取扱ふところの預金を種別して當座預金、定期預金、小口當座預金及其他の預金と爲すべく、就中最も重要なものを當座預金とす。

當座預金とは預主の要求次第何時にても、其全部若くは一部を任意に引出し得る約束にて預る所の資金にして、之に對し銀行者は頗る低歩の利子を附するを常とするも、百圓未満の端數に對しては之を附せざるもの多きのみならず、日本銀行の如きは歐米諸國の中央銀行と等しく全く無利息主義を取れり。思ふに銀行に當座預金を爲す者は何れも取引上資金を頻繁に使用する商工業者にして、取引の都合にて一時手許に遊金を生じたる場合に、直に預入れて、盜難紛失等の危険を防ぎ、必要の起るに従て小切手を振出して支拂に充つるを以て一々現金の計算眞贋の検査等の煩勞を避け得る等、至大の便宜を受くるのみならず、尙此制度に關聯せる事務の爲、預主の享くる所の幸益を擧ぐれば左の如し。

(一) 預主が手形の取立を銀行に委託するときは、銀行は取立濟の上、直に其手取金を

當座勘定に組み入るべし。

(二) 預主が支拂ふべき手形債務を負へるときは、其支拂方を銀行に依頼し、期日に於て之を自己の當座預金残高中より支出せしむるを得べし。尤も之を爲すには豫め保證書を銀行に差入るか、又は其他の方法により其許諾を得るを要す。

(三) 銀行が手形割引若くは貸付を爲すに當りて、依頼人の信用を調査するや、其自行に有する預金残高を標準とするを以て、預主が割引貸付の依頼を爲すに當りては少からざる便宜を享くべし。

(四) 已に當座預金勘定を開くときは、更に貸越約定を爲し、残高皆無となるも、尙一定の極度を限り、引出すとを得せしむるの便を開くを順序とす。尤も之を許すには銀行の確實と認むる根抵當を取置くべきも、當座預主の蒙むる所の便宜は此點に於ても重大なるものあるを知るべし。

故に當座預金の預主は銀行の得意先と謂ふを得べく、注意深き銀行が初めて勘定の開始を許すに當りて、相當の信用ある知人の紹介を要求し、若しくは依頼者の身許を取調ぶる等、充分の警戒を加ふるもの蓋し當然の理と謂ふべし。

定期預金

依頼者が所定の申込書を差出して、當座預金勘定開始の承諾を受くるときは、其署名及印鑑を届出て、銀行より預金箋帳及び小切手帳の交付を受くべし。蓋し預入の際は預金箋に其金高を記入して、預入るべき現金又は手形等に添へて之を差出し、引出の際は小切手を振出し、所要に従ひ自ら之を取付け、又は支拂先に渡すべし。而して通帳は預金の出入を逐一記入する帳簿にして、預入の際之を持參して出入及残高の詳記及び調印を受くべきものとす。

定期預金は三ヶ月、六ヶ月、一ヶ年等豫め預托の期間を定めて預入るゝものにして、銀行に於ては其期間安心して之を融通し得るものなれば、其利子歩合は他の預金よりも高きを常とす。

小口當座預金

小口當座預金若くは特別當座預金は一回の預高五圓以上を限り、小額の金高を當座預りするものにして、預入引出共、通帳を以てす。蓋し貯蓄銀行の營業範圍を侵害せざる限度に於て、零碎の資金を吸収するを目的とす。而して利子歩合は普通當座預金に比し、日歩二三厘方高きを常とす。

其他の預

其他銀行の取扱ふ預金の種類を擧ぐれば、通知預金、預金手形預金、公金預金、別段

金

預金等、場合により一ならず。通知預金とは引出の通知を發したる後、或る日數を經過して支拂ふべき預金を謂ひ、預金手形若くは振出手形預金とは銀行より指圖式又は無記名式の一覽拂手形を交付して、預る所の預金を謂ひ、公金預金とは銀行が國庫、縣庫、其他市、町、村の會計事務の取扱を委囑されたる場合に預る所の公金を謂ふ。其他場合により種々特別の預金を生ずるとあるべし。

第二節 割引及貸付

割引及び貸付は銀行資金運用の主要なる手段にして、殊に割引の如きは商業本來の職務として、斯業者の至大なる注意を要する所なるも、手形の利用盛ならざる時及び所に在りては寧ろ貸付に重きを置かざるべからずして、兩者互に相待つを要するは論無し。

第一款 割引

割引とは期限の未だ到達せざる定期拂手形に對して其期限に達する迄の利子を額面の金額より差引きて其所有者より買受くる方法なり。而して其差引くべ

割引

き利子を割引料と稱し、買受けたる手形を割引手形と稱す。

割引手形は約束手形若くは爲替手形より成るも、之を銀行業務の方面より種々に分つを得べし。第一に其支拂地が之を割引せる銀行の所在地たると其以外の地たるとにより、當所割引手形と他所割引手形と爲すべく。他所拂のものは之を支店若くは他店に送付して取立を委頼せざるべからざるを以て、割引料歩合稍高きを免れざるのみならず、場合によりては特に取立手数料を請求することあり。

第二に擔保品を附すると否とにより、擔保品付割引手形と商業手形とに分つべし。元來手形の發生するは商業取引上の關係に基くものにして、手形上主たる債權者は其主たる債務者に對し、或る確實なる資金の請求權を有するによるべきものなれば、之を割引するには其確實なる請求權を目標となすべく、特に擔保品を添付せしめざるを原則とす。世に商業手形と稱するものは即ち此種の手形を指すと雖も、手形の金額高きに失するか、若くは確實なる取引を基礎とせざる懸念あるものに對しては、特に擔保品を附せしむるを安全とす。殊に我國の如き手形の使用健全ならざる所に在りては、擔保附手形の取扱を忽にすべからず。且つ商業手

形の鑑識は頗る注意を要し、彼の一時融通の爲に作成せる空手形を排除して、不渡其他の不幸を豫防せざるべからず。

ギルバートが手形の出所により之を

- (一) 農家又は製造家より卸賣商へ宛てたる爲替手形若くは後者より前者に宛てたる約束手形
- (二) 卸賣商より小賣商へ宛たる爲替手形若くは後者より前者に宛てたる約束手形
- (三) 小賣商より消費者に宛てたる爲替手形若くは後者より前者に宛てたる約束手形
- (四) 地代又は家賃等に對し商人に非る者の振出せる手形
- (五) 融通手形

等に區別せるは著名の事なるが、就中銀行者の引受くべきものは(一)及(二)の如き確實なる商業取引を基とするものにして、(三)及(四)の如きは餘り好ましからず。(五)の如きは絶對的に排斥せざるべからず。

第三に割引の回数により普通の割引手形と再割引手形とに分つべし。後者は一旦買入れたる手形を更に他の銀行に割引の方法を以て引渡せるものにして、從來我國の諸銀行が日本銀行に再割引を依頼し、其先に收得せる割引料と後に支拂ふ再割引料との利鞘を以て營業所得とするの風盛なりき。

第四に荷付爲替手形若くは「荷爲替」と稱する割引手形の一類あり。抑も荷爲替とは隔地せる商人間の取引より起るものにして、たとひ甲地の荷主が商品を積出すと同時に、其代金に對し乙地の荷受主へ宛てたる爲替手形を作り、該商品を擔保として銀行に手形の割引を依頼するを謂ひ、之を取組むには右の爲替手形に商品の運送證書送り状及び保險證書を添へ、別に荷爲替手形副狀を附するを常とし、其割引料若しくは荷爲替手数料は通常の割引料より高率なりとす。要するに此手形は他所拂の擔保付割引手形に外ならず。

第二款 貸付

貸付は後日に至り元金と利息とを辨濟する約束にて、資金を貸出す所の方法にして此貸借契約を證する爲借用人より所定の借入金證書を差出さしむ。

貸付は債權保證の方法により、擔保貸、保證貸及び信用貸に區別すべし。擔保貸とは借用人をして契約の際相當の擔保物件を差入れしむるものにして、債務辨濟不能の場合に之を賣却して辨濟に充つるを得せしめ、保證貸とは保證人を立て、辨濟不能の際に代りて履行の責を負はしめ、信用貸とは單に借用人の辨濟能力のみを信認し、擔保品を取り保證人を立てしむると無くして、貸金するを謂ふ。最も此區別は寧ろ理論的なれば實際に於ては擔保貸にして保證人を立てしむるが如き場合少なからず。

而して擔保貸は貸付中最も重要なものなれば、擔保品の撰定に就ては充分の注意を要し、特に其性質(一)賣買に便利にして(二)保管に堪へ、且つ(三)價格の變動少なきものを撰むべく、(イ)土地家屋等の不動産、(ロ)家畜の如き飼養の手續を要するもの、(ハ)腐敗變性し易く若しくは(ニ)價格の高低常ならざる商品の如きは之を避けざるべからず。思ふに地金銀、大藏省證券、其他の公債、確實なる會社の株券及び債券の如きは最も適當なる擔保品と謂ふべし。

次に其期限により、之を定期貸付及當座貸付の二に分つべし。前者は豫め一定

の期限を定めて、貸付くるを謂ひ、後者は之を定めざる貸付を謂ふ。本邦に於て盛行はるゝ當座貸は當座預金貸越若しくは當座勘定貸と稱するものにして、當座預金勘定を開ける預主と約定し、一定の極度を限り、其範圍に於て必要の都度引出さしめ、若しくは入金せしむるもの也。而して之を許すには豫め銀行の適當と認むる根抵當を差入れ、所定の手續を踏ましむべし。その他「コールローン」と稱する一種の當座貸は銀行より要求次第返濟するの約束を以てする貸金なりとす。主として英米に行はれ、近來我國にも「ビルブローカー」制と共に之を見るに至れり。

第三節 爲替

爲替は隔地者間に送金を爲すべき場合に當りて現金の輸送に代るべき手段の一なり。銀行は或は送金者或は受送金者の申込に應じて爲替取引を行ひ、通常手数料を收めて其の利得となす。而して其の取引の行はるゝ範圍によりて之を内國爲替及び外國爲替の二に區別す。

(一)最も普通なる方法は先づ送金者が送金額を銀行に拂込み、銀行は之に對して

の方法

受送金者所在地の支店、本店又は取引店に宛て受送者を受取人とせる爲替手形を振出して送金者に渡し、次に送金者は此の手形を受送者に送付し、又銀行は手形を宛てたる支店、本店又は取引店に爲替取組の報知をなし、而して受送金者は右の手形を所在地の指定銀行に提示して支拂を受くるに在り。之を並爲替又は普通爲替と云ふ。

(二) 小切手を用ふる場合 近時送金者が其の取引銀行宛小切手を振出して其の銀行の支拂保證を求め、之を受送金者に送付して爲替手形の振出に代ふるものあるに至れり。

斯の如く爲替取引には手形を用ふるを常とすれども、送金者より受送金者に手形を送付するためには多少の時日を要するが故に、至急を要する場合には電報に依りて手形を使用せざることあり。

(三) 電信爲替 は即ち是なり。此場合には銀行は送金者より送金額を受取り、受送金者の所在地の支店又は取引銀行に電信にて其の拂渡を指圖するなり。

以上の場合に於ては何れも銀行が送金者の申込を受けて爲替取引を行ふもの

なれども、時に又受送金者より是が申込を受くることあり。所謂

(四) 逆爲替 なるものは是なり。此の場合に在りては、受送金者は着金を待たずして、送金義務者に宛てたる爲替手形を振出し、之を其地の銀行に賣渡して其の代金を收め、而して銀行はこの手形を支拂人所在地の銀行に送りて代金を取立てしむる方法にして、主として外國爲替に行はる。此種の取引は他所割引手形の一、種、荷物を擔保とするときは荷付他所割引手形即ち荷爲替となるに外ならざるが故に、受送金者手形振出人より手形を買取る所の銀行は手形の確實に支拂はるべき保證あるを必要とすることあり。此の如き場合に當り手形の振出人並に支拂人に信用を保證するの用に供せらるゝものは即ち信用狀なり。

銀行が其の支店の設けなき土地へ送金するものゝ爲めに爲替取引を行ひ、或はかゝる土地にて支拂はるべき手形の代金を取立つる爲めには、其の地に於ける他の銀行との間に互に當坐取引を開始し、爲替手形は、被仕向銀行が仕向銀行の爲めに支拂ひ、取立てたる手形の代金は、依頼銀行の勘定に於て預り置くべき約定を結ばざるべからず。「コルレスボンデンス」又は單に「コルレス」の約定即ち是なり。殆

爲替取組
の約定

んど何れの銀行も取引の繁閑に應じて内國の各地に爲替の取組先を有し、外國爲替を取扱ふ銀行に在りては外國の重なる商業地の銀行と取引關係を結ぶ。

爲替手数料

銀行は爲替取引のために手数料を收むるを常とす、此の手数料を一に爲替打歩と云ふ。然るに兩地の取引銀行の間に於て特に其の一方より他方へ送金すべき爲替取組の依頼のみ非常に多くして、其の間の爲替關係著しく一方に偏倚することあり、之を片爲替と云ふ。今此の偏倚の行はる方向並に程度と兩地の金融繁閑の状態とによりて銀行は無手数料即ち無打にて爲替取組の依頼に應ずることあり、時に又逆打或は割引と稱して送金額より幾分の小額を受取りて之に應ずることなきに非ず。即ち甲地の銀行に於て乙地宛百圓の手形を得んと欲せば、通常之れに打歩を附して例へば百圓を支拂ふことあるべく、時によりては無打にて手形面金額に相當する百圓、或は又割引にて僅かに九十九圓を支拂を以て足れりとする場合もあるべきなり。斯の如き計算は内國爲替に於て常に見る所にして、外國爲替に在りては之と稍其の趣を異にす。

抑も外國爲替は外國に送金し、或は外國より一定の金額を取寄するものあるに

外國爲替相場

因りて起るものにして、銀行は送金者の爲めには外國宛爲替手形を振出して之を賣り、又或る金額を取寄すべき者よりは其の振出したる外國宛爲替手形を買入る。此の賣買に於て成立する外國宛爲替手形の價を爲替相場と云ふ。而して此の相場は銀行の收む可き手数料、支拂地に於ける利子歩合、手形信用の厚薄と期限の長短とより生ずる危険の程度等を參酌して定めらるゝものとす。従て内國爲替の場合に於けるが如く、送金額に對し別に所定の率によりて手数料の計算をなすの要なく、唯爲替相場によりて算定せる手形の代價を賣買者間に受授すれば可なり。

外國爲替相場の建て方に二法あり。一定の外國貨幣額を基とし之に對して自國の貨幣額を以て相場を稱するを支拂勘定と云ひ、一定の自國貨幣額を基とし之に對して外國貨幣額を以て相場を呼ぶを受取勘定と云ふ。本節に於て相場の高

低を説明するに當りては、凡て支拂勘定の相場に就て謂のものと知るべし。上述の如く外國に或る金額を送るべき人は外國宛爲替手形の需要者となり、外國より或る金額を取寄すべき人は其の供給者となる。爲替相場は重に此の需要供給の關係如何によりて定まるものなり。今、手形の需要供給全く相一致せる際

に生ずべき爲替相場を爲替平價と稱す。即ち平準の意にして手形の需要者となるも或は供給者となるも、其の賣買によりて互に損益なき状態に在るを云ふなり。然れども國際間の貸借關係は頗る複雑にして果して如何に需要供給が全く相一致するやを知ること難きが故に、眞正の爲替平價を知るを得るものにあらず。是れ實際上爲替相場の高低を計るに所謂法定平價なるものを標準とする所以なり。法定平價とは各國の貨幣法によりて定まれる貨幣の品位量目によりて彼我の貨幣の合有する純金又は純銀の分量を比較對照し、一方の貨幣の額を以て他方の貨幣の價格を云ひ現はせるもなり。例へば日英兩國の貨幣法を比較して其の法定平價を算出するに、日本より見て支拂勘定にて云へば英貨一磅は我九圓七十六錢三厘に當り、受取勘定にて云へば我一圓は英貨二志〇片十六分の九餘に當る。固より平價は同種の金屬を本位貨幣とする國と國との間に於てのみ定むることを得るものにして、異種の金屬を用ふる國の間には之を定むることを得ず。

爲替相場は需要供給の關係如何により平價を中心として一高一低するものなれども、普通の場合に於ては此の變動に自ら限度あり。元來手形の賣買の起るは、

其賣主並に買主が正金輸送に伴ふ費用を省き危険を避けんとするに在るを以て、爲替相場は此輸送費の範圍を超へて高低せざるを以て原則とす。蓋し、爲替相場にして若し此範圍以上に騰貴するときは手形需要者は手形を買入れずして正貨又は地金銀を輸送するを以て利とすべく、此範圍以下に低落するときは供給者は手形を賣らずして正貨又は地金銀を取寄するを利とすべければなり。此の相場高低の範圍の境界點をなすものは即ち正貨輸送點是なり。

外國の重なる商業地に宛てたる爲替に就き日々成立する相場を一表に調製せるもの之を爲替相場表と云ひ、我邦に於ては此表を公示するの任に當る者は横濱正金銀行なり。我邦の爲替相場表に於ては香港宛爲替に支拂勘定を用ふるのみにして倫敦、巴里、里昂、伯林、紐育及桑港、上海、北京、天津、孟買の各地に宛つる者は何れも受取勘定を用ふ。而して爲替を其振出人によりて銀行手形と商業手形とに分ち、或は商業手形を更に細別して又其期限の長短によりて電信爲替、參着拂、一覽後十日拂、一覽後三箇月拂等に分類して、各其の相場を表示す。右の内銀行手形とは銀行が振出して需要者に賣り渡す手形なるが故に其の相場を賣相場と云ひ、商業

手形は商人が振出して銀行の買入るゝ手形なるが故に其の相場を買相場と云ふ。尙ほ我邦の相場表には倫敦に於ける日本宛爲替相場、倫敦銀塊相場、並に紐育銀塊相場を附載して参考に資せり。

外國爲替取引の最も簡單なる方法は、貸借を決済すべき兩國間に直接に行はるゝ所謂直接爲替是なり。例へば日本の商人が英國の商人より或る金額を受取るべき場合に、英國商人をして英國に於て日本宛手形を買入れて日本に送らしむるか、又は日本商人が英國宛手形を振出し之を日本に於て賣捌きて其手取金を收むるが如し。

然るに今兩國間の貸借を決済するために他の第三國一國又は數國を経て爲替取引を行ふことあり、之を間接爲替と云ふ。例へば前例に於て英國商人が米國宛手形を買ひ、之を米國の取引先に送りて賣らしめ、其手取金を以て日本宛手形を買ひて日本に送らしむるか、或は又右の米國にて得たる手取金に對して日本商人が米國宛手形を振出し之を日本にて賣捌きて手取金を收むる類是也。間接爲替は各地に於ける爲替相場、利子歩合、取扱手数料、其他の費用を仔細に比較對照して最

直接爲替
と間接爲
替

も利益ある方法を裁定するに在るを以て、一に之を爲替の裁定と云ふ。斯の如き取引は爲替相場の低き方面に於て手形の需要を惹起し、相場の高き方面に於て其の供給を増加すべきが故に、各地の參着爲替相場の中に平準を來さしむるの傾向を有す。

第四節 其他の銀行業務

預金、割引及貸付、並に爲替を以て商業銀行の重なる業務とす。而して尙ほ其他通常商業銀行の取扱ふことあるべき業務を擧ぐれば左の如し。

第一、代金取立

銀行が其の得意先又は他の銀行に代りて其の委託せられたる手形類を義務者に提示して支拂を受くるを云ふ。是に依りて銀行の得意先は其の所持の手形を自ら取立つる爲に要する時間、煩勞、並に費用を省き且取立の期日、手續等を誤りて手形上權利を失ふが如き危険を避くるを得べく、殊に遠隔の地に住する人より受取るべき賣掛金の如きは之に對して手形を振出し其取立を銀行に委託すれば頗

代金取立

る便利なるべし。而して銀行者間に於ては他所拂の手形は之を其の支拂地の取引銀行に送りて取立を委託するものとす。

第二、手形交換

手形交換

手形交換は當所に於て支拂はる可き他店切手、手形、小切手、預金手形、及び満期日の到着せる手形の代金を取立つる制度なり。若し此等の手形の代金を取立つるために一々各支拂人に提示して支拂を求むる時は、常に時間、煩勞、費用を要するのみならず、また一々現金の交換をなさざる可からず。故に大都會の銀行は同盟して手形交換所を設け各銀行は支拂を受くべき銀行の異なるに従ひて手形を分類し、一定の時刻に其の行員をして右の手形を携へて交換所に出張し、互に之を交換せしむ。而して此等の出張員交換方は自行の受取るべき金額と支拂ふべき金額とを計算して、其の差額之を交換尻と云ふのみ現金の交換を行ふなり。加之、手形交換所には中央銀行の加盟せるを常とするが故に、右の交換尻と雖も現金の交換を行はず、唯中央銀行の帳簿上の振替を以て之に代ふるを得るなり。

第三、保護預り

保護預り

依頼者の爲めに古金銀、貴金屬、公債證書、株券、社債券、其他貴重なる物件を預り之を保管するを云ふ。保護預りに對しては手数料を收むる銀行と、得意先に對する厚意より無手数料にて保管に任ずる銀行とあり。

第四、公債證書及地金銀の賣買

公債證書
及び地金
銀の賣買

銀行が割引貸付等に其の資金を運用して尙餘りある時に、是が利用を計るの途なり。然れども是れ固より銀行本來の業務に非ず、唯遊金を徒に金庫に藏するの不利益を避けんとするに外ならざれば、臨機に資金を回收し得べき確實なる物件を撰びて放下することを務めざるべからず。

第五節 銀行事務の分掌

銀行の事務は頗る多端に亘るが故に、適當なる分課を設け、各課に適當の人を擧げて之を管掌せしめ、以て是が敏活なる處理を計らざるべからず。此の分課をなすに當りては、一の取引が必ず一人以上の係員の手を経て初めて完結するやう仕組むことを要す。蓋し斯の如くするときは左の二利益あればなり。

(一)事務の處理が比較的正確を得ること 是れ各係互に相牽制し、相照校するが故なり。又假令誤謬あるも之を發見すること比較的容易なるが故に、速に之を訂正するを得べし。

(二)係員の不正行爲を豫防すること 一取引が幾多の係員の手を経るの結果、不正の行爲をなすには數係員の共謀を要す。而して數人の共謀は一人にて窺かに之を企つるよりも困難なり。

銀行の事務は之を(一)收納係(二)支拂係(三)預金係(四)割引係(五)貸付係(六)爲替係(七)他支店係(八)取立係(九)交換係(十)用度係等に分ち、尙ほ以上凡てに亘りて其の計算を總括し、是が元締たるべき主要簿の管掌に任ずる(十一)計算係を設く。而して此他保護預り、擔保品、公債等に關する事務の爲めにも別に係を設け若くは便宜の係をして之を兼ねしむべし。

右は固より大體の標準を示すに過ぎざるが故に銀行事務の繁閑其他の事情を斟酌して適宜之を分合す可きものとす。

第四章 割引料及び利息

第一節 割引料及び利息の決定

割引料及
び利息の
決定

銀行が預金者に對して支拂ふ處の預金利子、手形割引依頼人より受くる處の割引料及び資金借用人より收むる處の利息は何れも經濟學上の貸付利子(Darlehenszins)にして、就中割引料及び貸付利息は銀行業の由て立つべき營業利得を構成するものなれば、其高低上下を支配する原理の考究に付き、主として經濟學上の方面より甚大の力を注がざる可からざるは當業者の自覺を要する處なる可し。

思ふに貸付利子とは資本の借主か其一定時間の使用に對し、貸主に支拂ふ處の對價と云ふ可く、而も貸付資本に對し、斯くの如き使用料を支拂はざるべからざるは人が現在に於て一定量の資本を愛するの念が將來に於けるよりも緊切なること、換言すれば一定量の資本に對する現在の主觀的價值が將來の夫れよりも多大なるより起るものにして、其然る所以は人類が未來に對する想像力乏しく(一)注意從て缺け(二)現在の慾望は概して緊切を感じ(三)未來には豫知すべからざる危險の

伏在するを以て(四)勢ひ未來の事を輕視し、現在の事に重きを措くに至るを以て也。故に今日貸付けたる一定量の資本を以て、後日同量の資本と交換するは頗る不利益且つ不條理と云ふべく、必ずや相當の使用料を徴するの已むを得ざるに至る可し。

然らば貸付利子は如何なる原則によりて高低すべきか、殊に銀行者の收受せる割引料及び利息の割合は如何にして決定せらるゝか、吾人は既に之を以て一定時間一定量の資本の使用に對する對價なりと爲せるを以て、其定まるや恰も吾人の欲望を満す處の一般貨物の効用に對する物價と同一の原理に支配さるゝは知るべきのみ。唯其目的物を異にするより、其形式を一にせざる可しと雖も、要するに物價が貨物の生産費を最低限とし、需要者の効用と購買力とを最高限とし兩者間の或る一點に於て決定せらるゝ如く、利子も亦其出發點たる可き二個の限界を有すべし。吾人を以てすれば其最低限は左の三要素より成るを見る。

第一、平均純利子

資本に對する報酬の全部を總利子と稱し、其中より元本喪失の保險料及管理の經費等を引去り、全く安全なる投資より生ずる純粹の利子、例ば最も確實なる公債利子に近き者、之を純利子と稱す。而して純利子の生ずるや、(一)國民財産の多少、殊に貯蓄の盛衰、(二)人口の多少、(三)生産條件の相違等夫々國の經濟事情により差違ありと雖も、同一の事情にある一國內に於ける純利子は常に一定平均するの傾向を有するものにして、特に交通及び信用制度の完備するに従て、益其均一を速かならしむべし。而も資金を貸付するに當て、先づ貸主が償還を求むるを要するは實に此純利子にして、貸付利子此點を降らば收支償はざるに至る可し。

第二、元本喪失の保險料

投資したる事業失敗に歸し元本を喪失するの危険を見越し、純利以上に相當の報酬を借主より請求するは又已むを得ざる處とす。元來斯くの如き元本喪失の保險料は經濟學上企業者の利得に屬し、單に資本を貸付くる者の關するところにあらざるも、之を實際に見るに、銀行業務の如きは貸倒、債務者の倒産、詐偽等種々の故障危険を犯さざる可からざるものあれば、その貸付資本は純粹なる純利子の收得を以て満足すること能はず、其ある程度に於て行ひつゝある企業家的職分に對

し、元本喪失の保険料を申受くるの必要あり。而も此點に付き、特に注意すべきは
(一)債務者の資産及び信用の程度、(二)擔保物件の良否及び(三)貸付期限の長短等にして、之等の事情如何により割引料及利息に上下を生ずべし。例之ば貸付期限の長きものは種々の危険を生じ易きを以て、其利率高きを要するが如し。

第三、營業經費

營業上の經費も、亦少くとも貸主に於て償還を受けざる可らざる最低限の一要素たり。營業費に一般に亘るものと、個々の取引に付き生ずるものとあり。前者は地代、家賃、給料、租税の如き一般營業經費にして、後者は個々の取引上、取扱手数の繁閑により相違を生ずるが如き特別經費なりとす。例之ば手形割引に於て支拂地の當所なると他所なるとに由て、取立の手續を異にし、其割引料を異にせざる可からざるが如し。

以上三者は貸付利率の最低限なる生産費を構成するものなれば、投資者の報酬は之を覆ふ可き點以上に於て決定せらるゝを要す。次に其最高限は其借入資本より生ずる効用に依り定まると謂ふべく、其不生産的信用に於ては借主の受くる

快樂の程度之を決し、生産的信用の場合に於ては借主が之を利用する場合に生ずる其生産力大體に於て之を決すべし。而して此生産力たる、(一)借主の企業上の手腕、(二)需要の盛衰、(三)勞働の効顯及び其勢力等、種々の事情に由りて左右せらる可く、今一々之を研究するの餘暇なし。

斯くの如く貸付利率に最低最高二個の限界ありとして、其間何れの點に於て實際の利率歩合決定するやは、全く資金需要供給の關係に基く者と云ふべし。即ち先づ之を供給する銀行者の方面より觀れば、第一銀行者間の競争の程度如何は、大なる關係を有し、競争激烈に行はれ互に顧客を誘引するに勗むる時は、利率歩合最低限に近き、若し政變其他の事項に由り互に警戒を嚴にし所謂引締策に勗むる時は、競争の念失せ、利率歩合高騰せざるを得ず。第二に遊金若しくは預金に對する準備高も亦利率歩合に影響を及ぼす可し。即ち之等の金額豊富なる場合に於ては、銀行者は歩合を低くめて、借出を促かし、其薄弱なる場合には寧ろ之を引上げて回収に力むべし。又之を資本の需要者側より見る時は、利率歩合は、(一)商工業の盛衰、(二)手形取引の振否、(三)物價の高低、(四)通貨流通高の多少等、種々の事情によりて影

響せらるべし。例之商工業振ひ、手形の取引盛なる時は割引の依頼續々として起り、物價騰貴し、通貨の購買力を減ずる時は、直接間接に貸付資本の需要を増し、通貨流通高膨脹する時は物價を騰貴せしめ、同様の結果を生ずるが如し。

第二節 割引料及び貸付利息の相違

割引料及び貸付利息の歩合は互に提携して上下するも、概して之を觀るに、割引料は貸付利子より低率なるを常とす。之れ投資の目的を異にするより生ずるものにして、元來貸付の目的は主として將來の事業を助成するにあるを以て、其資金は多く固定資本となり、直接生産技術の運轉に資せらるゝを以て、其回收遅延せざるを得ず。從て其期限長く、其間事業の失敗、其他豫知すべからざる原因に由りて、元本喪失の危険を抱くと尠なりとせず。之に反し手形の振出は主として過去に於ける生産事業に基き、其割引の手取金は多く流動資本の形態を探り、且つ其期限短きを以て、概して敏活に回收せられ、且つ法律上嚴格なる規定により債權の確保を期し得るを以て、元本消失の危険少しと云ふ可し。之れ割引料か貸付利子よ

割引料及
貸付利息
の相違

りも低率なる所以也。

第三節 割引料及び貸付利息の計算

我國に於ける割引料の歩合は金百圓に對する一日の料金を以て計算の單位となし、稱して日歩と云ひ、貸付の利息は一ヶ年の利率を以て之を定むるを常とす。預金にありては當座及び小口當座の如きは日歩計算を用ゐ、定期預金は年利率に依るものとす。而して日數の計算は一年を三百六十五日とし、各月は曆により三十日、或は三十一日とし、實際の貸出日數との比例を求めて、利率を乗するの基礎となす。貸出の日數は割引若しくは貸出をなしたる當日より満期日又は返濟の日迄を算入するを一般の慣例とせり。而して預金利子の計算に付ては預入の翌日より計算することなれり。海外に在りては貸出預金共、取引の翌日より末日迄を計算し、一ヶ年を三百六十日と看做すの慣習行はる。

割引料及
貸付利息
の計算

第二編 運送業

第一章 交通

運送業を叙せんとせば、勢ひ先づ交通(Verkehr)の意義を明にせざるべからず。然るに此交通なる語は廣狹種々の意味に使用せられ、之を最も廣義に解するときは社會に於ける人類相互の一切の關係を指示し、旅客貨物の運搬は更也、交換賣買、往來、談話、交際等、所有する社交的關係を包含するに至るべしと雖も、茲に所謂交通はしかく廣義のものには非ずして、之を一言すれば、人體、財貨及意思、通信が、有意的に、其場所を變更する現象と謂ふべし。而して斯る現象を容易ならしむる各種の手段を總稱して交通手段(Verkehrsmittel)とは謂ふ也。蓋し人が社會を成し、共同的生活を營むが爲には必ずや相互に意思を疎通し、財貨を交換し、此處彼處を往來するを要し、而かも此等は社會が文明の度を加ふるに従て益頻繁劇甚を重ね、更に其頻繁劇甚は反動的に社會の文明を誘進する所以なれば、所謂文明諸國が交通の發達完

交通の定義

交通手段

備を要求するの日に急なるは言を待たざるところなるが、由來人事の複雑なる、人體、財貨及意思は其所在の場所を異にし、時を異にして、相互間の場所的變動上蒙ひるべき妨害故障實に容易ならず。換言すれば人體財貨の運搬及意思の疎通なる事實には幾多の費用、危険、時間、困難を伴ふ。彼の交通手段なるものは即ち此等の費用、危険、時間、困難を出來得る丈け減少又は除去して、運搬及通信を安全、迅速、低廉ならしむるの目的を有するを以て、交通手段の進歩は即ち交通の進歩、進んでは文明の進歩を意味すと謂ふ可く、西人の語に一國交通の状態は其國文明の程度を示すと謂ひるもの固より偶然に非るを知るべし。

茲に於てか交通手段改全の要起る。而して其改全の方針はフーベル氏に従へば、第一交通手段は其自身有能なるを要し、多量、多時、長距離の交通に堪ゆべく、第二、共同的人類の經濟に効益を與ふる爲め、迅速、低廉、安全、輕便、秩序等の諸點に就て遺憾無きを期せざるべからず。

之を技術上より見るに、交通手段は通信、運搬具及動力の三種に分つべし。以下少く説くところあらん。

通路

第一、通路

通路とは交通の行はるゝ道路にして、人文未開の世未だ劃然たる通路を存せず、自然の山野を行人の跋涉に任せし時より、鐵道電線の如き進歩せる通路を生ずるに至るまで、交通の沿革は實に通路の進歩を語り、結局運搬の總量に比し、(一)動力を要すること益少く、(二)運搬具を磨損すること愈僅に、(三)交通の徑路は直線を保ち乍ら漸次廣大の區域に普及せらるゝの傾向によりて進歩を重ねつゝあるものゝ如し。

通路の種別

通路は之を陸路及海路の二に區別し得べく、又技術上より(一)道路(二)水路(三)軌道(四)電線の四に區別し得べし、而して此等の通路の成立は地理的關係により影響を受くると頗る大なる者あり、即ち陸路にありては土地の高低起伏、勾配の急緩、土壤の硬軟、濕乾の度合、氣候、植物の關係及國民の性氣、文明の程度如何により、海路にありては水深、潮流、デルタ、暗礁等の關係により良否の別を生ずるに至る。

第二、運搬具

運搬具

運搬具とは交通の目的物を搭載して通路を進行すべき要具を謂ふ、車輛、船舶等

運搬具に對する理想

即ち是にして、通信送着の場合には其必要夥しく減退すべしと雖も、客貨輸送の場合には稀少なる例を除き必要不可缺のことに屬す、而して運搬具の物たる交通の目的物、動力、速力其他の事項により種々の形態を取るべしと雖も、吾人が運搬具に期待する理想は次の如き要素を備ふるに在りとす。

- 一、其建造及び維持の費用の可成低少なること
- 二、摩損の少きこと
- 三、動力を遺憾無く使用し盡し得ること
- 四、多額の運搬に適すること
- 五、安全且迅速なること
- 六、經營の便なること
- 七、間斷無く使用し得ること

第三、動力

動力

動力とは通路に於て交通の目的物并に運搬具を動すべき力を謂ふ。而して通路及運搬具の改良其度を加ふるに従て、動力の節約を爲し得べし、今動力として使

交通の種
類

用せらるゝものを擧ぐれば人力、動物力、水力、風力、蒸気力、電氣力、氣壓力等にして此中前四種は幼稚の時代にも使用せられ、後の三種は全く文明の産出物なり。

次に交通の種類を擧ぐるに、交通の目的物により人體交通、財貨交通及通信交通の三種に分つを得べく、就中前二者は通例之を運輸若くは運送と稱し、後者は單に通信と稱せらる、更に通路を標準とし且つ實際上の便宜に適せる分類法によれば道路、水運、鐵道、郵便、電信及電話の六と爲すべし。

第二章 交通の發達

交通と商
業の關係

已に謂ふが如く交通とは一の場所より他の場所へ人體、貨物、意思等を移轉する顯象を謂ふものなれども、そも此等の移轉を必要とするは主として貨物の交換、買等、其權利の移轉を要するに基くものにして、權利の移轉と實物の移轉とは兩々相對して發生し實行せられざるもの殆んど稀也。尤も政府若くは大會社等が單に自家經營上の必要より、其所有物品を移動し、若しくは原始時代の野蠻人が其口腹を満たさんが爲、山海を探りて、天産物を獲取運搬するが如き、世には必ずしも權

利の移轉を伴はざる貨物の移動を生ずると少しとせずと雖も、此等は實に特別の場合にして、概して謂ふときは通信運輸なる事實の裡面には、賣買若しくは交換なる内容伏在し交通と商業とは直接若しくは間接に密接なる關係を有するを見る。されば交通の發達は取りも直さず商業の發達と謂ふ可く、後者が人類經濟上の必要に基き、發生し、變遷し、進歩したると殆んど同一の事情は、前者の發生、變遷、進歩を支配せざると無し。シュモラー博士は此般の事情に基き、専ら歐洲の歴史により、交通發達の時期を區別して左の三期とせり。(Gustav Schmoller Grundriss d. A.V.W.B.II S.4)

第一期 偶時的原始的近隣交通の時期

第二期 制限されたる地方的交通の時期

第三期 國氏の内外各部を聯結せる世界的大交通時期

經濟學者が人類の原始的時代を説くや、皆其單獨生活を送れるとを以てし、彼等の欲望單純にして隨時其起るに任せて天産物を獲取して満足し、毫も貨物交換の事實を生ぜざりしと謂ふと雖も、實際斯の如き純然たる自足的、籠居的生活は今日

交通の第
一期

より到底想像し能はざるところにして、人類が生れ乍らにして有せる社會的性質は、彼が存在せる如何なる時期をもして、斯る非社會的獨居生活を許さず、必ずや骨肉相扶け、同類相依り、而かも一方に於て此等相倚れる種族と種族との間に或る程度に於て貨物交換の萌芽を生じたるものゝ如し、即ち石器、裝飾品、武器等が數百哩の行程を経て交換せられし事は、早く上古の時代に見る所にして、交通なる事實は已に原始的時代に其程を發せりと謂ふべし。唯此種の交換及交通は當時の經濟上に必要缺くべからざる要件にあらずして、此の間主として自己生産自足經濟行はれしを以て、交換交通の如きは偶時的の顯象に過ぎざりき。従つて當時交通手段の見るべきもの無く船舶、車、若しくは道路等は全く存在せず、人々略三十基の重量を肩上に荷つて、毎日十乃至三十、キロメートルを運搬するに過ぎざりき。其稍進むに従て、動物を使用するに至れりと謂ふ、之れシュモラーの所謂第一期の交通時期なりとす。

交通の第二期

後農業起り、市場生じ、工業及び貨幣制度等顯はるゝに及んで、交通漸く繁く、殊に海岸及び河岸の便利なる地點に商業都市の發生を見るに至りしが、此際に行はれたる交通は皆地方的のものにして、今を去る一二世紀までは何國に於ても、此域を脱すると能はざりき。之れ所謂交通の第二期にして、經濟上顧客生産の時期に該當し、都市と村落とは各自の農工生産品を直接に交換し、其遠隔の地に運搬せらるゝ物としては食鹽、香料、金屬製品、寶石の類に過ぎずして、未だ多額運輸(massenverkehr)の行はるゝ無く、各人の家政は尙自足主義に依るもの多かりき。従て通路は嶮惡にして、人の往來は歩行若しくは馬脊を用ふるのみ、荷車は僅に木材、穀物其他の重量品を搭載して十乃至五十、キロメートルの間を往來するに過ぎず、又海洋及び河川の如きは却つて交通の妨害物たるを看を呈し、其漸く之を利用するに至りても、造船術幼稚にして僅に百噸以内の船舶を浮べて櫓行し、未だ充分帆船の使用さへ出来ざりき。

交通の第三期

第三期に及んで國內及び國際間に於ける大交通行はるゝに至りしが、此の如き大交通の胚種は夙に幾千年の以前に溯りて探るを得べし。蓋し經濟上の時期は其境界固より確然たるものにあらず、各期の事實は互に錯雜混交して存在するを以て、現今の世界的交通が已に早く古代或る勇敢なる國民によりて行はれたると

は固より怪むべきとにあらざ。然れども其今日の如き地盤を固くするに至りたるは、西曆千四百年乃至千八百年間の進歩を經由し十九世紀に入りて大發展を遂げたる結果によるものとす。

思ふに大交通は先づ海上交通より行はれ、陸上交通は其發達遙に遅かりき、而して紀元前四千年より紀元千八百年に至る間に於て、此海上交通の覇權を握り専ら商業を營みし國民は、同時に資力あり文明の指導者たるの國民たるの事實は明也。上代に於けるヒニシヤ、ギリシヤ、ローマ等相尋て隆盛を極めたる半面の理由は、即ち其航海國民たりしことにて、當時已に乗組員五六百人容積七八百噸の船舶を建造せりと傳へらる。又古代に於ける支那、埃及及び中世に於ける西班牙、伊太利、和蘭等は河川運河を利用し、陸上道路は羅馬政府の設備頗る完全せる者ありき。而して羅馬の道路修築は専ら軍事上の必要によるものにして、其盛なるや面積三四百萬平方キロメートルの大帝國内に延長十四萬キロメートルの良道路を布きしと謂ふ、然れども之が商業を刺戟獎勵せるの跡見るべきなし。

羅馬の滅亡後、中世の殆んど全部に掛け、商業と交通とは痛く沈睡せしが十三世

十九世紀
に於ける
交通の革
新

紀頃より支那、アラビヤ及び西方歐羅巴に於いて經濟上の復活を見、十五世紀乃至十九世紀に掛け著大の進歩を爲せり。殊に航海通商發展の新紀元を爲すものはコロンブスの亞米利加發見(千四百九十二年)ワスコテガマの喜望望回航(千四百九十八年)等にして、爲に世界の交易範圍膨大し同時に磁石の利用、風力の應用及造船、築港等新技術盛に利用せられ、茲に海運業の大發展を促せり。陸上に在りては千七百八十年乃至千八百三十年に於ける歐洲諸國の道路修築、千六百年以後に於ける郵便制度の發達、十七世紀に於ける運河の掘築等、各種交通機關益其面目を改めしが、其大々の發展を遂げしは十九世紀に於ける科學の應用に因すと謂はざるべからず。即ち千八百年ロバートフルートンは曾て十八世紀の未ジェームスワットの發明せる蒸汽機關を船舶に應用して汽船を發案し、千八百十年後に於ては大西洋上汽船の駛するを見たり。次にジョージステブソンは鐵道機關車を發明し、千八百廿九年リバプールマンチエスター間に於て鐵道の開設を見るに至れり、又千八百卅二年電信の發明、千八百六十一年電話の發明あり、爾來今日に至るまで、交通手段の改良進歩は日に止まず、各國争ふて其設備に力め、爲に世界は著しく其面

積を縮めたるの概を呈するに至れり。今参考の爲世界各國の海運鐵道に關する統計を擧げんとす。

千九百四年萬國船舶噸數表(三十八年海事年鑑參照)

國別	汽	帆	計	噸數	噸數
英吉利	八,七八七	二,四六三	一〇,二五〇	一四,八六六,五二七	七二〇,二〇九
北米合衆國	二,一四六	三,四一五	五,五六六	一六,七四〇,八四五	四六七,三五七
獨逸	一,四八三	四,四一〇	五,八九三	二,四四〇,七九四	一,一八七,五六六
諸威	一,〇三八	一,一八〇	二,二一八	一,四〇八,六〇六	六〇九,六二二
佛蘭西	一,三七八	六,二一	七,五八九	三,八四九,四〇〇	二三〇,八九三
				二,八九一,八六九	八四〇,五一五
				四七七,九三八	七一四,一七二
				三,三六九,八〇七	四〇,六八三
				一,〇一七,二四八	七五四,八五五
				七〇〇,四〇六	六六八,三六〇
				一,七一一,六五四	三,〇五七
				一,二五二,四五七	六七一,四一七
				四四〇,九〇九	五三九,四八一
				一,六九三,三六六	二二二,〇五二
					七五一,五三三
瑞典	一,五一七	七三二	一,二四五	一,二三八	
日本	五九八	七八五	一,三八三	六五〇	
西班牙	五七九	五七一	一,一五〇	七二〇	
露西亞	一二四	五五九	六八三	一,三七〇	
伊太利	四七五	七二〇	一一九五	六五〇	
智利	一,三七八	二二〇	一,六〇八	三六八	
日	三六八	八七〇	一二三八	八七〇	
四班牙	六五〇	七二〇	一,三七〇	一二三五	
露西亞	一,三七〇	七二〇	一,〇九〇	六五〇	
伊太利	八七〇	一,二三八	二,一五八	三六八	
智利	三六八	八七〇	一二三八	八七〇	
日本	六五〇	七二〇	一,三七〇	六五〇	
西班牙	七二〇	一,二三八	二,〇〇八	七二〇	
露西亞	一,三七〇	七二〇	一,〇九〇	六五〇	
伊太利	八七〇	一,二三八	二,一五八	八七〇	
智利	三六八	八七〇	一二三八	三六八	
日本	六五〇	七二〇	一,三七〇	六五〇	
西班牙	七二〇	一,二三八	二,〇〇八	七二〇	
露西亞	一,三七〇	七二〇	一,〇九〇	六五〇	
伊太利	八七〇	一,二三八	二,一五八	八七〇	
智利	三六八	八七〇	一二三八	三六八	

和蘭	丁抹	洪澳	希臘	希臘	白耳	伯刺西爾	土耳其	智利	葡萄牙	亞爾然丁	支那	比律賓	烏拉爾	亞馬	墨西哥
汽	帆	計	汽	帆	計	汽	帆	汽	帆	計	汽	帆	汽	帆	計
三九四	一〇二	六四三,五二九	四九六	二九〇	一八七	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
四九六	三九六	六八七,五二九	二〇七	八〇三	二二二	一八九	二二二	一一二	一四九	一一二	一四九	一一二	一四九	一一二	一四九
一〇二	四九六	四四,〇〇〇	一〇二	二九〇	一八九	二二二	一八九	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
六四三,五二九	四四,〇〇〇	六八七,五二九	三九六	二九〇	一八九	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三九四	一〇二	六四三,五二九	四九六	二九〇	一八七	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
六四三,五二九	四四,〇〇〇	六八七,五二九	三九六	二九〇	一八九	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三九四	一〇二	六四三,五二九	四九六	二九〇	一八九	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
六四三,五二九	四四,〇〇〇	六八七,五二九	三九六	二九〇	一八九	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三九四	一〇二	六四三,五二九	四九六	二九〇	一八九	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
六四三,五二九	四四,〇〇〇	六八七,五二九	三九六	二九〇	一八九	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三九四	一〇二	六四三,五二九	四九六	二九〇	一八九	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
六四三,五二九	四四,〇〇〇	六八七,五二九	三九六	二九〇	一八九	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三九四	一〇二	六四三,五二九	四九六	二九〇	一八九	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
六四三,五二九	四四,〇〇〇	六八七,五二九	三九六	二九〇	一八九	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三九四	一〇二	六四三,五二九	四九六	二九〇	一八九	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
六四三,五二九	四四,〇〇〇	六八七,五二九	三九六	二九〇	一八九	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三九四	一〇二	六四三,五二九	四九六	二九〇	一八九	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
六四三,五二九	四四,〇〇〇	六八七,五二九	三九六	二九〇	一八九	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
三九四	一〇二	六四三,五二九	四九六	二九〇	一八九	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
六四三,五二九	四四,〇〇〇	六八七,五二九	三九六	二九〇	一八九	二二二	一八九	六一七	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八

羅馬尼亞		秘露		其他諸國		總計	
汽	帆	汽	帆	汽	帆	汽	帆
一八	三	三一	五	一七	一	一八	二九
二一	三	三一	五	一七	一	一八	二九
計	計	計	計	計	計	計	計
一九、九五二	六三四	一〇、〇一二	一五、一四四	一八、四六七	一〇、八二三	二八、六三二	六、一五六
二、三八一七	一九、三一八	一〇、〇一二	一五、一四四	二八、六三二	六、一五六	二八、六三二	六、一五六
二、三八一七	一九、三一八	一〇、〇一二	一五、一四四	二八、六三二	六、一五六	二八、六三二	六、一五六

(但し汽船は總噸數百噸以上帆船登簿噸數)
百噸以上本邦汽船は三百噸以上)

各國鐵道延長表

國名	一八四三年	一八八三年	一八八八年	一九〇〇年
英國	一八四三	一八八三	一八八八	一九〇〇
獨逸	四、六六〇	二九、六二一	三一、五二一	三五、一七一
佛蘭西	一、〇七〇	三九、六七六	三九、七八五	五一、八五〇
奧地利	六〇〇	二八、六三八	三四、二〇八	四三、〇四六
白耳義	三七八	二〇、一〇五	二四、四三二	三五、七五二
以太利	四三八	四、一八二	四、七六〇	四、七九一
和蘭	三三	九、二六四	一一、七五九	一五、八一五
露西亞	四六	二、四一〇	二、九五七	二、八〇三
西班牙	二七	二四、〇六六	二八、五一七	五二、六九九
瑞西	一、一三五	七、八四八	九、三〇九	一三、二八一
瑞典	一、一三五	二、七三三	二、九一九	三、九五九

國名	八六六	六、一一八	七、三七九	一〇、九九七
瑞典	八六六	六、一一八	七、三七九	一〇、九九七
挪威	二七五	一、三七七	一、五六二	一、九八一
丁抹	四六二	一、六五〇	一、九六五	二、九〇七
葡萄牙	三〇四	一、四八二	一、八〇四	二、三七五
土耳其	六四	一、三九四	一、八四二	四、二九九

(一基米は我が九町十間英の〇、六二哩に當る)

第三章 運送業

夫れ交通は人體、財貨及意思が有意的に其場所を變動するの現象にして、此現象を容易ならしむる各種の手段をば交通手段と名くるとは已に述ぶるが如し。今更に吾人は右の交通を容易ならしむるが爲、某々種の交通手段を組織的に結合して之を運轉利用するの狀態を交通經營と名け、且つ此交通經營を營利の目的とする事業を交通的企業、若しくは交通業と稱せんとす。而して交通業は更に之を運送業と通信業とに分つべし。

茲に重要な問題は右の如き交通的企業は之を國家の經營に待つべきや、將た私人の經營に放任して可なるやに在り。而して此問題を決せんとせば先づ交通

交通經營
及交通業
國家と交
通經營

經營の性質を明かにせざるべからず。然るに學者の認むるところに據れば、交通經營は左の如き性質を有す。

第一、交通經營は公共的性質を有す

夫れ交通の發達は社會百般の事物に影響し、其進歩の程度如何は大に國家の隆替に關係す。殊に一國の軍政が其交通機關の完否に影響せらるゝの大なる、人の知る所にして、其經營如何が國家の公益公安と一日も離るべからざるは、賭易きの理とす。

第二、交通經營は統一的組織を要す

已に交通經營が公共的性質を備ふる以上は、其設備方法に付き全國劃一の制を敷くを要するは當然の結果にして、先づ其料金、便宜、速力等を一定して、地方により不公平無からしめ、運搬上各地間の聯絡を功妙にして、經營費用の節約を計らざるべからず。而かも斯の目的を達せんには、交通の經營を國家若しくは大團體の手に集中して統一的組織を施すを要す。

第三、交通經營は獨占的性質を有す

交通企業が獨占制を利とし、競争制を不利とするは、概して斯業の設備が莫大なる固定資本を要するに依る。即ち若し同一の區間に競争企業を許すときは、かゝる莫大なる固定資本をして二重若しくは三重に固定するの止むなきに至らしめ、國家經濟上の不利益大なるものあるべし。特に其回收の容易ならざる、一朝競争者の一方にして壓倒せらるゝときは、其者の投じたる資本は全く損失に歸し、又競争者同盟を結ぶに至らば、莫大なる資本廻收の必要上、非常破格の高率運賃を課して、公衆の利益を妨ぐべし。

以上の事由に鑑るときは、交通の經營は之を政府事業と爲すか、若しくは嚴格なる監督の下に之を民間に委せざるべからざるものたり。尤も一地方狹溢の區域を限り、馬車、荷車等の如き幼稚なる交通手段を用てする場合に在りては、直接國家全體の公益に關係無きのみならず、獨占の弊を恣にするの患も少ければ、一々此等に國家的干渉を施すとは、徒に政務を繁雜ならしむるのみなるべし。然るに鐵道の如き進歩せる交通手段の顯はるゝや、幼稚なるものいつしか壓倒せられて、獨占的專擅を極むるに至るなきを保せず、遂に種々の點に付き國家の干渉を必要とす

るに至る。之を事實に徴するに、道路及電信電話等は夙に公有となり、鐵道は國有（獨）民有（英、米）半國半民有（佛）等國により一ならずと雖も、其經營が嚴格なる國家の監督を受けつゝあるは一也。而して水路設備の大部も亦公共的經營を要し、唯船舶を以て直接水運を營むもの専ら民間に委せらるを見る。されば現今海運業は私人的交通企業として最も重要な地位を占むと謂ふべし。

今一の營業として運送業を觀察するに、其之を營むところの主體即ち運送者なる者は、運送なる行爲により日々に幾多の人命財産を引受けて、運搬中、それが使命を制するが如き地位に立つのみならず、運送其物は已に述ぶるが如く、種々の點に於て社會上重大なる任務を有するを以て、特に運送に關する法律上の規定を設けて、此事により利を營める運送者の責任と權利とを明瞭ならしむるの必要あり、之れ各國商法が運送契約と運送者に關して、少からざる領域を分つ所以なりとす、今我商法に基き運送契約換言せば個々の運送を引受るに付き、運送者は委託者に對し如何なる權利義務の關係を生ずるやに付き大綱を摘記せんとなす。

第一、運送者は運送契約の結果左の如き義務を負ふ。

運送者の
法律上の
地位

一、運送の義務

運送者が委託者の委託に基き、其人體若くは貨物を或る場所より或る他の場所まで安全に運搬せざるべからざるは言を要せざる所にして、此義務の完了を確實ならしむる爲細密なる點に亘りて法律の干渉を見るあり、特に海上運送の場合に於て一層著しく、運送に着手し實行し終了する爲、或は發航の當時船舶が安全なる航海に適することを擔保するの責を課せられ、或は貨物搭載の責任者、時期効力等に付き種々なる制規を設る等、運送義務の完了を主眼とするもの甚だ多し。

二、損害賠償の義務

運送中の運送品の全部又は一部が滅失し、毀損又は延着したるときは左の場合の外、運送者は其損害賠償の責を免るゝとを得ず。（商法三百三十七條）

イ、運送者が自己又は運送取扱人其他運送の爲に使用したる者が運送品の受取引渡、保管及び運送に關し注意を怠らざりしことを證明したる場合

ロ、貨幣有價證券其他の高價品にして委託者が運送を委託するに當り其種類及

ハ、手荷物にして運送者が引渡を受けざりし場合

三、運送証券及び運送契約書交附の義務

運送証券とは、運送者が相手方に對し運送賃を受けて一定の場所より一定の場所まで或物品を運送したる上、相手方又は第三者に其物品を引渡すことを約する証券にして運送契約其ものの證明書に非ず、全く獨立なる一の要式証券にして、証券其物の趣旨に基き、關係者を拘束し得るもの也。而して其海運に於けるもの之を船荷証券とし、陸運に於けるもの之を貨物引換證となす。共に運送契約の効力として、委託者の請求次第運送者より交附せざるべからざるものなり。(商法三百三十三條、六百二十條)

次に運送契約書とは運送契約の證明書にして、海上運送契約の一種たる備船契約の場合に於て備船者と船舶所有者との間に於て互に請求次第に此契約書を交附するの義務を負ふものとす。(五百九十條)

第二次に運送者は運送契約により左の如き權利を得

(一) 運送賃を受くるの權利

(二) 運送中に必要な費用立替金の支拂を受くる權利

(三) 備船契約の場合に於ける船積期間日數超過割増金の如き報酬を受くるの權利

(四) 共同海損、救援又は救助の爲め負擔すべき金額の支拂を受くる權利

(五) 或る場合に於ける損害賠償請求の權、例へば海上運送の場合に荷送人が運送中途解約の爲め運送者に生ぜしめたる損害の如し。

(六) 或る場合に於て委託者より擔保を供せしむる權利

(七) 運送賃其他の立替金の請求に付運送品を留置するの權、及先取特權を有すると

八、陸上運送に於て委託者より運送狀を交付せしむる權利

九、備船契約の場合に備船者より契約書を交付せしむる權利

十、海上運送に於て船荷証券の謄本を交付せしむる權利

十一、海上運送上或る場合に運送に必要な書類を交付せしむる權利

運送業者は其日々の行爲に付き大略右の如き權利義務の關係を生じつゝある者なれば、充分法律上の素養を得て、各個の權利義務に付き、更に其關係の存續消滅

する事情を究むるを要す。(商法三百三十一條乃至三百五十二條、五百九十條乃至六百四十條)

第四章 鐵道業

第一節 鐵道業の意義

鐵道業

由來鐵道なる語は種々の意義に使用せらるゝも、茲には最も普通の見解に従ひ、鐵道とは鐵製軌道上に於ける交通設備也と決定し置くべし。而して此鐵道を用て旅客及貨物の運送を目的とする業を鐵道業と謂ふ。

故に之を法律上より見れば、鐵道業を營む者は我商法第三百三十一條に所謂陸上に於て物品又は旅客の運送を爲すを業とする運送人に該當し、其日常の取引たる運送契約上、運送人としての權利を行ひ、義務を果さざるべからざる其一方には、それが運送手段たる鐵道の經營が著しく公共的、獨占的、統一的性質を發揮するを以て、種々の點に付き國家の嚴重なる監督の下に立たざるべからざるは各國の鐵道政策に徴して明なるところにして、鐵道業者の普通の運送人と大に其趣を異にす

鐵道業者
と運送人

る所以なりとす。

鐵道業の
監督

國家の監督は鐵道の民業を認むる場合に一層其必要を見る。今從來本邦の私設鐵道業が蒙られる干渉制限の重なるものを擧ぐれば左の如し。

第一、營業の免許及期間の制限

私人にして鐵道業を營まんと欲せば、株式會社組織となし、必要なる書類を具して逓信大臣より設立の免許を受けざるべからず、且營業免許下附の日より二十五年の後政府の都合により買收せらるゝものとす。(私設鐵道法參照)

第二、鐵道の設備并に技術に關する制限

政府は又鐵道の建設即ち軌道、車輛、停車場、器具の構造配置及其運轉方法に關し、技術上必要なる種々の制限を設け、且検査監督の方法を講ぜり。(鐵道建設規程及運轉規程參照)

第三、業務上の監督

(一)一般運送事務の經營に付きては鐵道運輸規程を設けて全國畫一の制を定め、其他(二)鐵道臺帳の備付(三)營業報告の調製申達(四)鐵道統計の調製(五)事故届出(六)

定款變更、社債募集、合併、運轉開始等重大なる事件に付き一々主務大臣の認可を要すること等種々の監督方法あり。

第四、國家の公益を基とする制限

(一) 鐵道運賃率の如き豫め最高を制限し、下等旅客運賃一哩二錢を超ゆべからず
(二) 一定の條件を具へたる旅客又は荷主の運送請求を拒むこと能はず、所謂運送の強制(即ち旅客又は運送品が左の條件を具備したるときは其運送を拒むことを得ざるが如し)。

一、荷送人が法令其他鐵道運送に關する規程を遵守すると

二、貨物の運送に付特別なる責務の條件を發送人より求めざること

三、運送が法令規程又は公の秩序若しくは善良の風俗に反せざること

四、貨物が成規により其線路に於ける運送に適すること

五、天災事變其他已むを得ざる理由に基因したる運送上の支障なきとき

又(三)同一階級の被運送者に對して同等の取扱を爲さざるべからず

第五、國家の公安に關する制限

私設鐵道は非常の際軍用に供せらるゝ義務あり。

從來本邦の鐵道制度は官民混業なりしが三十九年政府は鐵道國有法を制して單に一地方の交通を目的とするものを除き一般運送の用に供する一切の鐵道を國有とするの方針を明かにし同年より十ヶ年を期し、日本鐵道株式會社以下十七大鐵道會社を買收するの計畫を立てたり。斯くて本邦の鐵道界は痛く民間企業の範圍を萎縮せしめたりと雖も、政府の之を經營するや全然無報酬(無償主義)を以てせず若くは單に經營費を償ふか爲手数料(手数料主義)を得るを以て満足せず、之が収益を以て財政を補助するに在り、其の奉ずる營利の主義や毫も民業の其と異ならざるのみならず、之を行ふや國家の私權を以てするを以て、國家は此點に付き當然運送人の責務を盡くし、且公衆に對する公共運輸機關たるの義務例へば運送の強制同等の取扱の如きを果さざるべからず。されば鐵道の國有は毫も鐵道業の消失を伴はずして、其經營者の人格を變更したるのみ、而かも民業の發展上、如何の影響あるやに至りては全く別問に屬す。

次に鐵道の種類を擧ぐるに其動力の種類により(一)電氣鐵道(二)馬車鐵道(三)蒸汽

鐵道等に別ち、其目的により、(一)農業鐵道、(二)工業鐵道、(三)軍用鐵道等に別ち、交通上の効用により、(一)幹線鐵道、(二)枝線鐵道、(三)地方鐵道、(四)市街鐵道等に別ち、又其經營者により、(一)國有鐵道、(二)私有鐵道、營業鐵道及專用鐵道に分つ等に別つべし。

第二節 鐵道業の技術的設備

鐵道業の
技術的設備

特に鐵道業の經營に要する技術上の設備中主なるもの五あり、(一)鐵道用地、(二)鐵道線路、(三)停車場、(四)車輛、(五)鐵道係員之也。此他事務室、會計室及其役員の如き種々なる設備を要すべしと雖も、此等は何れの事業にも要せらるゝものにして、特に鐵道技術上欠くべからざるもの以上の五種なりとす。

第一款 鐵道用地

鐵道用地

鐵道用地は鐵道敷設の基礎たる土地にして、私設鐵道法四十一條によれば左に掲ぐるものを以て鐵道用地となせり而して此等は土地收用法に均霑し所有主より公力により買入るゝを得るものとす。

一、線路用地

二、停車場、信號所及車庫、貨物庫等の建設に要する土地

三、鐵道構内に職務上常任を要する鐵道員の舍宅及運輸保線に従事する鐵道員の駐在所等の建設に要する土地

四、鐵道に要する車輛器具を修理製作する工場及び其資料器具を貯藏する倉庫の建設に要する線路に沿ひたる土地

第二款 鐵道線路

鐵道線路

鐵道線路に關する事項は全く工學上の専門に屬するも、鐵道の經營に任ずる者は其大要に通ぜざるべからず、一に鐵道線路と稱するものの中に其線の單一なると否とにより單線と複線の別あり、又其普通列車の運轉に供せらるゝと工事中一時の使用に供せらるゝとにより、永久線 (Permanent way) と假設線 (Train way) の別あり。今永久線の構造を説くに、之は通常次の諸要素より成る。

一、施工基面 (Level) 線路敷設の基礎にして、其副七呎以上に達し、其高さは排水に必要なる程度を要す、而して其構造せらるゝや先づ築堤 (Embankment) 若くは切取 (Cutting) を施さるべからず。

二、道床 (Ballast) 排水を充分ならしむる爲、枕木と基面との間に砂礫の類を積集填充せるものにして、其高さは枕木の下面より基面迄六吋以上を通例とし如何なる場合と雖も三吋を下るを得ず。

三、枕木 (Sleepers) 軌條を支持する木材にしては或は線路に並行するものあり、(Tongue-tudinal sleepers) 或は線路を横斷するものあり (Cross sleepers) と雖も事實上後者のみ使用せらる。

四、軌條 (Rail) 即ち直接車輛を支持して車輛の壓作を受くるの設備にして、多く鋼鐵を以て製し其重量一碼四十五度たるを要す、而して軌間本邦に在りては三呎六吋の狭軌式を採ると雖も、諸外國に於ては重に四呎八吋二分の一(英、佛、獨、白、蘭等)五呎六吋(英、領、印、度)五呎(ロシヤ)等の廣軌式行る。

線路は右の如き要素により構造せらるるも、場所により種々の特別的設備を要す。即ち或は曲線を成さざるべからざるあり。(曲線の半径は十五鎖以上を通例とす)或は勾配を施すあり。(勾配は四十分の一より急ならざるを要す)又は隧道を設くる場合は待避所を具へ、橋梁は凡て鐵製若くは鋼製となす等、夫々建設規程に

て施設せざるべからず。

線路には又左の如き標識を設くるを要す。

- 一、每四分の一哩の距離を示す哩程標
- 二、勾配の變更する箇所毎に前後の勾配を示す勾配標
- 三、本線路に接續する側線若くは支線ある場所には車輛の停止區域を示す警標
- 四、踏切道に通行人の注意を惹くべき警標等

第三款 停車場

停車場は旅客及貨物揚卸を行ふが爲列車の停止休息する區域にして、鐵道技術の上より見れば車輛の増減、油差し、供炭、點燈、其他列車の運轉に必要な事項を處理し、運輸上より見るときは切符の發賣、貨物運送の引受等を爲すべき營業所なりとす。而して其列車の發着點に當ると否とにより終局驛 (Terminal station) と中間驛 (Roadside station) の別あり、又技術上より(一)普通停車場(二)聯絡停車場(三)簡易停車場等の區別を設く。

停車場の設備中其運輸上の必要に依るもの左の如し。

- 一、見易き所に驛名を表示すること
- 二、旅客貨物の運賃表列車時刻表其他運輸上必要なる諸表規則を揭示すること
- 三、運送に必要な事項及鐵道の取締に關する法令其他の條項を摘録して揭示する
- 四、當該停車場よりの列車出發時刻運賃表其他必要に應じ他の關係線路に於ける時刻賃銀表の揭示
- 五、貴重品割増賃銀表の揭示
- 六、運送狀用紙の備付
- 七、申告簿の備付但主要なる停車場に於て乗客又は荷主にして鐵道の處置に不滿の廉ありと認むるものをして隨意其旨を申告せしむるの仕組也
- 八、時計を備ふると
- 九、便所、待合所及乗降場を設くる事
- 十、荷物揚卸場を設くる事
- 十一、跨線橋、地下道等を設くる事

又車輛の運轉及鐵道の保存に關する設備も便宜停車場區域内に設けらるもの多し、即ち左に其名稱を擧ぐ。

- | | |
|---------|-------|
| 一、轉轍器 | 二、信號器 |
| 三、車庫 | 四、轉車臺 |
| 五、遷車臺 | 六、貯水器 |
| 七、修繕工場等 | |

其他電信機、會計帳簿等事務上の設備を要するは言ふ迄も無し。

第四款 車輛

鐵道車輛

鐵道車輛を分つて機罐車、客車、貨車の三種に大別すべし。

- 一、機罐車 機罐車に二種あり、タンダー、エンデン及びタンクエンデン之也、前者は炭水貯藏部と機罐部と全く區別され、其働輪の軽く、高速疾行及長距離の運轉に適するものにして、後者は二部連續し、其働輪重く、高速疾行に適せず、寧ろ機罐車の重量を要する際に用ゐらる。而して此等の機罐車は何れも法定の給水器、安全瓣、檢壓瓣、氣笛、排障器、制動器等を備ふるを要す。

二、客車 客車には其等級に従ひ、夫々構造を異にせる一等車、二等車、三等車、諸等合造車、郵便車等の別あり、而して其面積は定員一人に付少くとも三平方呎以上、窓硝子面積は同上六十平方呎以上を要す。

三、貨車 貨車には其構造及目的により、有蓋車、無蓋車、石炭車、魚車、土砂車、家畜車、油車、緩急車、材木車等の類別あり。

第五款 鐵道係員

鐵道の運輸、列車の運轉及線路の保存等に關する事務は頗る複雑なるものにして、其任に當る者を見るに、或は簡單なる機械的勞務に服し、或は緻密なる技術を司るあり、高低固より一ならずと雖も、何れも普通の商業的勞務とは其趣を異にせる一種の専門的技術と言ふべく、鐵道業の經理上欠くべからざるの要素に屬す。故に遞信省は鐵道係員職制なるものを設けて、此種の任務に服すべき人員及其職務を規定し、各當業者に其遵奉を命ぜり、今其鐵道係員なるものを擧ぐれば左の如し。

鐵道係員

掛掛掛
札札札
出改貨
掛掛掛

運輸長 長 掌
車 驛 小荷物
電 掛
操 掛
信 掛
轉 掛
驛 夫
手 手
手 手
機 關 手
火 關 手
注 油 夫
車 檢 夫
輛 查 夫
長 機 庫 主
車 輛 長 機 庫 主 任
保 線 長 保
線 手
保 線 工
隧 道 工
橋 梁 番
踏 切 番

右の外鐵道業者は常に技術長を置かざるべからず。

運輸長は鐵道の運輸及鐵道用電氣電信に關する事務を掌理し、所部の係員を監督す。

車輛長は車輛の修理、保管及運轉に關する事務を掌理し、所部の係員を監督す。

保線長は線路并諸建造物の修理及保存に關する事務を掌理し、所部の係員を監督す。

驛長は運輸長の指揮を承け、驛務を處理し、驛員を監督す。

車掌は運輸長の指揮を承け、列車の運轉及輸送の事務に従事す。

車掌は列車が停車場内に在るときは驛長の指揮を承け、其事務を執行す。

車掌は車内の秩序を保持し必要の際旅客に對し相當の指圖及處分を爲すとを得
 出札掛は驛長の指揮を承る乗車券發賣の事務に従事す
 改札掛は驛長の指揮を承る乗車券の檢査及集收の事務に従事す
 貨物掛は驛長の指揮を承る運送貨物の受授保管の事務に従事す
 小荷物掛は驛長の指揮を承る小荷物及手荷物の受授保管の事務に従事す
 電信掛は驛長の指揮を承る停車場に於ける電氣通信の事務に従事す
 操車係は驛長の指揮を承る停車場に於ける車輛入換及操配に従事す
 信號手は驛長の指揮を承る信號取扱に従事す
 轉轍手は驛長の指揮を承る轉轍器の取扱に従事す
 驛夫は驛長の指揮を受け停車場に於ける雜務に従事す
 機關庫主任は車輛長の指揮を受け機關庫に關する事務を處理し所屬の係員を監督す
 機關手は機關庫主任の指揮を受け機關庫運轉の事務に従事す而して列車運轉中は車掌停車場に在るときは驛長の指示を受く
 火夫注油夫、車輛檢査番等は機關庫主任の指揮を承る其職務に従事す
 保線手は保線長の指揮を受け線路の修理、保存の事務に従事し所屬係員を監督す
 線路工夫は保線手の指揮を受け其職務に従事す
 隧道番、橋梁番及踏切番は保線手の指示を承る隧道、橋梁及踏切の看守に従事す
 鐵道は其狀況に依り本職制に定めたる係員の職務の分ち若くは之を合して別に係員

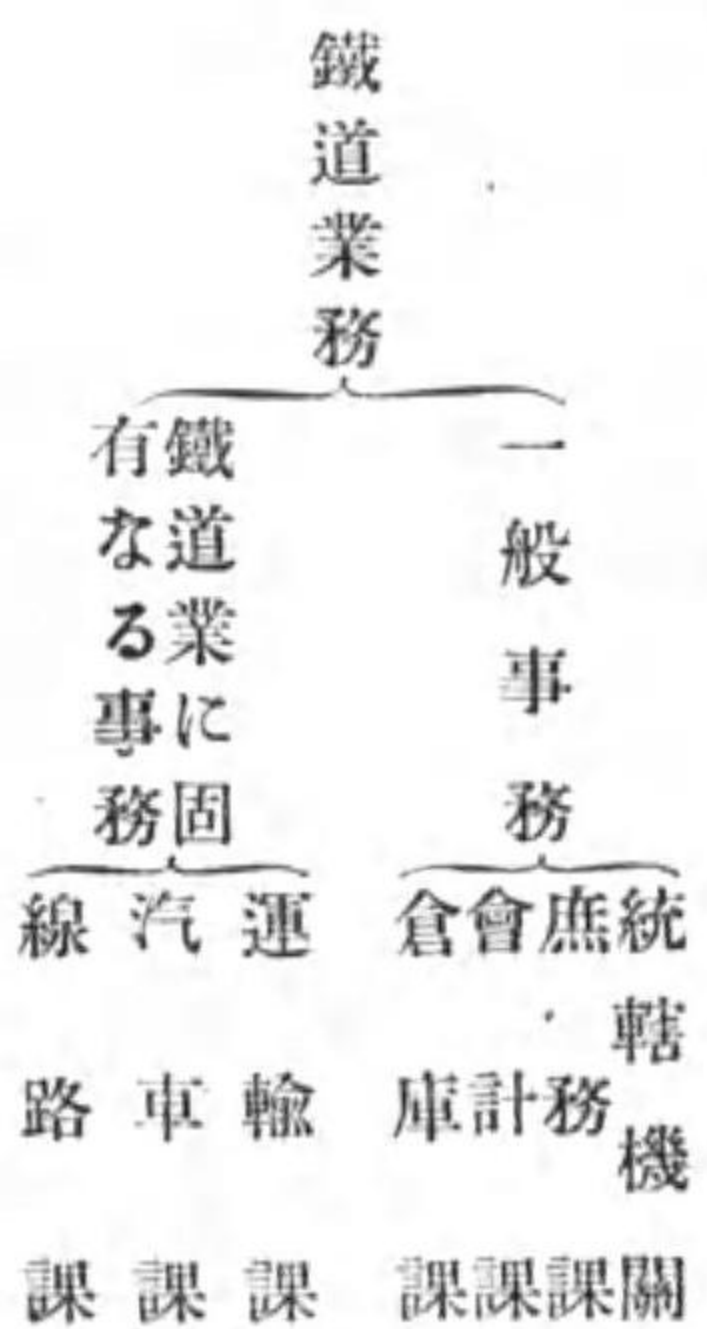
を設くることを得

(鐵道係員職制参照)

第三節 鐵道業の經營

第一款 業務の分擔

鐵道業の本義は物品及旅客の運送にあるを以て、主として此運送を事とする所謂運輸事務は固より該業の中心たるも、斯業の規模宏大にして諸般複雑なる設備を要するや、到底此純然たる運輸事務のみを以て満足すべきにあらず、勢ひ種々なる業務の分るゝありて互に相扶けざるべからず、今最も普通に行はるゝ事務分掌の形態を述べれば左の如し。



鐵道業務の分擔

第一、統轄機關 鐵道業務の全體を統御する機關にして、社長、副社長、取締役之に屬す。

第二、庶務課 諸規則編纂、外部との交渉其他一切の雜務を取扱ふものにして、通常

(一)文書係、(二)法規係、(三)記録掛、(四)統計係の四部に小分せらる。

第三、會計課 金錢の收支を取扱ふ所にして、通例(一)現金出納係、(二)計算係の二部に區分せらる。

第四、倉庫課 物品の購買、保管其他物品に關する事務を取扱へ、通例(一)購買掛、(二)受拂掛の二部に區分せらる。

第五、運輸課 鐵道業の中心にして、通例(一)列車係、列車運轉時刻表の調製、列車運行の監督、客車及列車備品并に乗組員配合、旅客の輸送、貨銀の制定、列車發着に關する電信其他の事項を司る、(二)荷物掛、荷物輸送并に之に關する驛務の監督、荷物賃金の決定又は割引等、(三)調査係、各驛收入の調査整理、連帶運賃の計算、(四)驛員、驛長以下驛務に服する者、(五)主記係、驛員の移動、運輸の取締記録其他等に區分せらる。

第六、汽車課 運送機具の製作及運送修繕等に關する事項を取扱ふ所にして、通例

(一)運轉係、(二)工場係、(三)電機係等に區分せらる。

第七、線路課或は建築課 線路停車場の建設、改良、保存等に關する事務を司る所にして、通例(一)雜務係、(二)建設掛、(三)保存掛、(四)線路保存係等に區分せらる。(以上茂木氏著鐵道通論による)

第二款 貨物運送

第一、運送貨物の種類

貨物運送
運送貨物
の種類

鐵道業者の取扱ふべき數百千種の荷物は、便宜上三種に大別すべし。

(一)手荷物 旅客自ら携帶する所の所謂身廻品にして、一定の制限内に於て鐵道業者が無貨輸送を承諾するものとす。

(二)小荷物 手荷物車を以て運送し得る範圍内の荷物にして、是等は特に旅客列車を以て運送するの便を開けり、例へば呼賣商人の商品の如きは此取扱を受くるに適せり而して之に數種あり。

甲、通常小荷物

イ、通常小荷物 普通の器具其他

ロ、荷嵩品 損傷し易き紙細工、漆器、造花、帽子類
ハ、斤量により運賃を定めざる特定物品

乙、特種小荷物

イ、小獸并に籠入鳥

ロ、犬

ハ、死體

ニ、車類

ホ、新聞紙、雜誌

ヘ、隨意品(植木、蠶卵紙等)

丙、貴重品 貴金屬、證券等

(三)大荷物(大貨物) 數量大なる貨物にして、現今等級品及級外品に分れ、等級品は更に一級乃至三級及高級の四等に區分せらる。

一級品 は未製品、半製品若くは原料品等にして、重量又は容積に比し價格の低廉なるもの、例へば石炭、硫黃、鹽、石、肥料、穀類の如きもの之也。

二級品 半製品、廉價製品、食料品等の範圍にして、石(加工を施さざる大理石の類)肉類、乾物、海草、棉花、製皮、煙草、酒粕等。

三級品 高價ならざる製品、精製品、の範圍にして、陶磁器、硝子類、紙細工品、卵、菓子、植

木、酒類、漆器類等。

高級品 比較的高價製品にして、絹糸、衣服、帽子、鮮魚、花等。

級外品 は更に五種に區分さる

イ、生獸類 馬、羊、山羊等

ロ、危険品 劇藥、摺附木、各種石油、油紙等

ハ、車輛類 自轉車、小兒用車、荷車、人力車、貨車等

ニ、死體

ホ、特種貴重品 金銀貨、白銅貨、地金銀、寶石、紙幣等。

第二、運送方法の種別

運送方法

貨物運送の方法に略四種あり

(一)通常運送法 小量なる貨物の運送は皆此良方を以て取扱はれ、又運賃の如き百斤を單位として計算せらる。

(二)通常噸扱 其總量二噸以上の貨物に在りては通常噸扱の特點に與るを得べし、而して其運賃幾分割安也。

(三)貸切扱 之れ一車以上の貨物を一定の距離に付一定人の爲に運送する爲貨車の利用を貸付する者にして、其積込積卸の費用及手数料の如き、委託者の負擔に歸す、而して其運賃頗る割安なるを以て、巨額なる貨物の運送は此方法に依るを便とし、彼の運送取扱人の委託に係るもの、如き、凡て之を用ふ。

尙本邦に於ては一車は通常七噸内外たるものとす。

(四)速達扱 之れ特に迅速なる運送を要する少量貨物に對して行はるゝものにして、一個二百斤又は容積四十立方尺以下の貨物に付き行はる。

運送手續

第三、運送手續

(一)運送の申込 貨物の輸送を鐵道便に托せんとする者は貨物取扱時間内に運送狀を添え、鐵道業者に申出づべし、運送狀とは運送人の請求に因り荷送人より交付すべき一種の書面にして、(商法三百卅二條)運送申込に要する事項を記載し後に至り運送人より交付すべき貨物引換證の基礎となるべきもの也、而して其鐵道業者に差出すべき運送狀面には左の如き事項を記載するを要す。(鐵道運輸規程八十五條)

一、運送狀作成地及年月日

二、發送停車場の名稱

三、到達停車場及所屬鐵道名

四、届先荷受人の氏名又は商號及住所

五、貨物の品名、重量又は容積及其荷物の種類箇數并に記號

六、價格を明告すべきときは其價格

七、運送便の種類

八、運送賃の支拂方法

九、貨物引換證請求の有無

十、特約の條件あるときは其事項

十一、荷送人の氏名又は商號及住所

而して鐵道業者は運送狀用紙を停車場に備置き、荷送人の使用に供すべきは已に謂ふが如し。

(二)貨物の引取 鐵道業者右の申込を受くるときは、其申込にして不都合の廉無く

(第二節參照)之に對する自己の設備も亦不充分ならざるときは直に承諾して、貨物を引取るべし、而して其方法たる貸切扱の場合に荷送人をして自ら積込を爲さしむる爲、積込の場所を通知するときの外は、單に運送狀により貨物を検査して之を引取り、貨物輻輳のときは一時上屋に假置するものとす、貨物検査に際し注意すべきは荷送人が貨物の性質により生ずる運送中の減量又は毀損を防ぐに必要な荷造を爲したるや貨物には各箇に箇數記號等を明記し他物と取違はざる様注意行届けるや等にありとす。

(三)貨物引換證の交付 貨物引換證は已に述ぶるが如く、運送契約の結果荷送人の請求により運送人の交付すべき一種の有價證券にして、其特に鐵道業者の交付すべきものは左の事項を記載せざるべからず。(鐵道運輸規程八十九條)

一、貨物引換證作成地及び年月日

二、運送狀記載條項第二號乃至第八號第十號及第十一號に掲げたる事項

三、運送狀の受付番號

四、運賃増賃料金の額及其受否

然れども運送依頼者にして貨物引換證の交付を請求せざるときは固より鐵道業者に於て之を發行するを要せざるのみならず、小荷物の運送に就ては全然之を使用せざるを常とす、而して此等の場合には貨物運送通知書なるものを作成して引換證に代用す、通知書は通例同一の書式四枚より成り一は引換用として荷主に渡し二は案内用として着驛に送付し、三は報告の爲本社に送付して、四は控として發送驛に留め置くものとす、尙貨物引換證を發行する場合に於ても、社内に於て通知書を使用するものとす。

今左ニ運送通知書及貨物引換證ノ雛形ヲ示サントス。

第二十六號

(荷主用)第.....號

何々鐵道株式會社

大荷物運送通知書

明治.....年.....月.....日 第.....列車送出 從.....線 到.....鐵道線.....驛
記 號.....荷送人氏名..... 荷受人住所氏名..... 發驛取扱者.....

運送狀 番 號	貨車所 屬及番 號	品名及荷造	個數	斤 量	車 數	制 合 數	貨 金			驛 取 取 取 止 付 付 付 付 者 者 者 者	記 事
							運 貨	發着手数料	増 貨 金		

此通知書ハ荷送人ヨリ直チニ着驛荷受人へ廻付セラルベシ而シテ荷受人ハ荷物ヲ受取ラル、際之レナ掛員ニ差出サルベシ
但シ配建狀付又ハ荷物引替證付ノ荷物ナルカ或ハ荷受人ガ當會社承認運送店ナルトキハ此限リニ非ラズ

第 號 荷物引換證控

貨金支拂ノ方法
運送區間 發 着
荷送人住所 氏 名
運 送 狀 月 日 號
通知書又ハ符票番號
品 名
個 數
斤 量
噸數及車數
増 貨 金
原 價
記 事

第 號

鐵道株式會社 荷物引換證

印
ニ付
ス於
シテ
取
換
證
印

貨金支拂方法	從.....線.....到.....線.....驛			止
運送人住所氏名			發
運送狀月日	貨名及造	個數	斤量	噸數
運送狀番號	記 號	個 數	斤 量	車 數
荷又符票通知書又ハ荷物種號	貨 名	個 數	斤 量	車 數
荷屬種類及番號	品 名	個 數	斤 量	噸 數
發着手数料	貨 金	發着手数料	増貨金	原 價
記 事	記 事	記 事	記 事	記 事

上記ノ荷物.....列車便ヲ以テ運送引受候ニ就テハ到着地ニ於テ荷
受人又ハ其指圖人へ本證引換ニ現品御渡シ可申候也
明治.....年.....日.....本證作成地及取扱者職氏名

表面ノ荷物	又、同人指圖人ノ御引渡可被下候也	明治 年 月 日
表面ノ荷物	又、同人指圖人ノ御引渡可被下候也	明治 年 月 日
表面ノ荷物	又、同人指圖人ノ御引渡可被下候也	明治 年 月 日
表面ノ荷物	又、同人指圖人ノ御引渡可被下候也	明治 年 月 日
表面ノ荷物	又、同人指圖人ノ御引渡可被下候也	明治 年 月 日

(四) 運送貨の支拂 商法上の原則によれば、運貨の支拂は運送品到着して引渡を爲す際に於てせざるべからずと雖も、(三百四十三條)鐵道運賃に在りては託送の際に支拂ふを要す。(鐵道運輸規程九十四條)

(五) 運送 貨物は受取りたる順序により運送するを要し、唯運輸上正當の事由若しくは公益上必要あるときに限り、此順序を紊るを得るものとす、而して其運輸中は當業者責任の繫るところなれば、充分の注意を以て其貨物の安着を計らざるべからず。特に錠鎖保護を要し又は雨浸を避くるの必要あるもの、若しくは火氣に感じ易き物品は、有蓋貨車に搭載し無蓋貨車には覆布及び網を準備するを要す。(鐵道運輸規程九十五條及九十六條)

(六) 貨物の引渡 貨物が着驛に到達したるときは、鐵道業者は直に其旨を荷受主に通知し且つ其引渡の準備を爲すべし、斯くして之に接せる荷受人は二十四時間内に引取の手續を爲すべく、遅延するときは保管料を支拂ふを要す。

第三款 旅客運送

第一、鐵道乗車券

鐵道乗車券

鐵道乗車券には通用區間及び期限、客車の等級、運賃額并に發行の日附を記載するを要す。(鐵道運輸規程十四條)而して其種類頗る多きも、本邦に行はるゝものを擧ぐれば左の如し。

- (一) 通常乗車券 隨時旅客の要求に應じ、豫め表告しある賃金表により、各驛に於て發賣する切符を謂ふ。
- (二) 往復乗車券 或る一定の兩驛間を往復し得る切符にして、其賃金に通常相當の割引を爲す。
- (三) 回数乗車券 或る期間内、回数を限り一定驛間を往復せしむる爲、其回数に對する乗車券を綴込み、相當の割引賃金を以て賣渡し、毎乗車の都度、着驛にて其一片を切取るものとす。
- (四) 定期乗車券 或る一定の期間内、一定驛間毎日一回宛往復し得る記名式の乗車券にして、其通用期間内は、縱令之を使用せざるとあるも、其賃金を返還せざるものとす。
- (五) 多人數乗車券 乗車區間及び等級の同一なる一定數(卅人等)以上の兵員、學生、移

民其他の團體に發賣する切符也。

- (七) 客車貸切乗車券 特に指定したる驛に備付け、客車借切りの旅客に對し發賣する乗車券也。

此他補充乗車券(豫め印刷したる切符を備へ置かざる驛に對し臨機補充の爲に作成するもの)無乗券乗車承諾證(發車時間の間に駛付けたる乗客に對し臨時附與するか如きもの)入場券、寢臺乗車券等種々の切符あり。

第二、運送手續

今鐵道運輸規程により旅客運送の經過を略述すれば左の如し。

- (一) 切符の發賣 列車出發前少くとも十五分より切符を發賣すべく、交通頻繁なる停車場に於ては一時間前よりすべし、而して五分前迄出札を停止すべからず、又改札口は一分前まで閉鎖するを許さず。
- (二) 乗客 乗客に相當の座席を供すべきは勿論、座席不充分なるときは乗客は隨意旅行を中止し、又は劣等車に入り運賃の全額又は差額を請求するを得べし、又天災、地變等にて列車の運轉を中止したるときは旅客に相當の便宜を與ふべし。

(三)發車 揭示時刻以前に發車するを許さず、途中客車に不足を生じたるときは運
 滞無く補充を爲すべし。

(四)到着 列車停車場に到着したるときは鐵道係員は停車場の名稱及び乗換ある
 ときは其旨其他必要なる事項を喚呼すべし云々。

第四節 運賃

第一款 賃率論梗概

鐵道運賃は鐵道による運送の物價と謂ふべく、旅客及荷主が之を支拂ふは恰も
 物の需要者が之を取得せんが爲、代價を支拂ふが如し。然れども運賃即ち鐵道運
 送の物價は(一)個々の場合に付一々賣買兩者の協議を待たず、常に一定の公表せる
 賃率により(二)其賃率は一般物價の如く市場の景況により間斷無く變動すると無
 く(三)常に獨占的地位を有する鐵道業者の制定するところにして、殆んど競争的分
 子を含まず且賃率は通例國家の認定を経るを要する等諸種の點に於て一般物價
 と其趣を異にせり。

運賃の性質

運賃の決定

蓋し賃率の決定するや、經濟學上の所謂獨占價格の原則を趁ふものにして、其上
 下高低一に供給者の意思の儘に行はるゝを以て、供給者たる鐵道業者は能く運送
 の需要及需要者の負擔力に鑑み、法律の許す範圍に於て最も多く其收入を増加し
 得るか如き點を探出するを得策とす。斯る獨占的利益の領有は營利を目的とす
 る現時の鐵道制度と離るべからざる關係を有し、其官設たると民設たるとを問は
 ず、現時の鐵道企業家の計算を要する所たり。

普通の物價が生産費を最低限とし、需要者の購買力を最高限として其中間の或
 る一點に決定せらるゝ如く、運賃も亦運送に要する經費を最低限とし、運送の効用
 并に運賃の負擔力を最高限としたる範圍内に於て決定せらるゝ而してこの限界た
 る固より一定不變のものにあらず、種々の事情によりて影響を受くるを免れず、今
 其事情を擧ぐるに、先づ最高限たるべき運送の効用并に其負擔力とは旅客若しく
 は貨物を運送するが爲に生ずる利益、便宜、又は快樂等の効益を感ずる度合、及び此
 効益の報酬を支拂へ得る旅客若しくは貨物の能力を指すものにして、鐵道業者が
 請求し得る運賃は如何に高くとも最早此以上に登るべからざるの點なりとす、而

して此點は如何にして定まるやと謂ふに少くとも左の如き事情に影響せらる。

- (一) 運搬距離 概して運送の距離長ければ長き程其之より蒙むる所の効益は益大なるものとす。
 - (二) 運搬の緩急 概して迅速なる運送は遅緩なるものに比し効用を生ずると多大なりとす。
 - (三) 運搬の安否 運輸設備の完否に伴ふ運搬の安否は又被運送者の利益に關すると頗る大也。
 - (四) 運搬客體の重量及容積 他の事情を同一とすれば容積重量大なる貨物の運搬は其小なるものにして比し効益を齎らすと大也。
 - (五) 運搬客體の價格 價格の高き物は安き物に比し運賃の支拂力大也、例へば價格百圓の貨物が一圓の運賃を支拂ふは、二十圓の貨物が五十錢を支拂ふよりも容易なるが如し。
- 次に最低限たる經費とは運送の實行に要する實費にして、運賃は如何に低下するも、之以下に落る能はざるの點也、而して其實費は左の要素より成る。

- (一) 建設費に對する利子 鐵道の建設に投したる莫大の資金は斯業利益の源泉たる固定資本にして、先づ之に對する相當の金利を經費中に見積るとを要す、而して其金利は普通の市場歩合に此企業に對する危険の保険料を算入すべし。
- (二) 建設費の消却金 建設費は毎年少額つゝ消却するを要す。
- (三) 營業費 日常の營業經費なりとす。

一の鐵道業に對する以上の如き費用の總計を總經費となし、此總經費を基とし運送の單位たる或る物の一個又は一定量、若しくは或る人一人に對する實費を特別經費と謂ふ、前者は運賃全體の上下を行ふに當り必要なる基本にして、後者は旅客貨物の種類に従ひ賃率の比例を設くるに當りて用ゆべき標準となる、然るに總經費の算出は差して困難ならずと雖も、特別經費の算定は非常に困難にして、其精確を期すと到底不可能と謂ふべし、唯實際上年來の經驗慣習によりて、加除取捨を爲すに過ぎず、蓋し運送單位に對する費用は距離、速度、取扱方法、其性質、狀態、運送高の多少等に付き、細密なる事情の爲に影響せらるゝこと少からざれば也。

斯くして定まれる最高最低兩限界間の何れかの一點に於て運賃を決定すべし、

而かも斯業の獨占的なる偏に最高限に近き點を求むるを良策となすが如き觀あらんも、そは誤りにて寧ろ最低限に近き點に決定して交通需要の増加を喚起し、終局の利益を博するに若かず、故に其決定は右に述べたるもの、外種々なる外界の事情を算入せざるべからず。

運賃決定の原理は右に述ぶるが如し、今之を實際に應用するに當り、鐵道業者が從來案出したる賃率法中其貨物に對するもの左の四を重要とす。

- (一)容積賃率法 (主として容積の大小により運賃を課するもの也)
- (二)重量賃率法 (重量を標準とせるもの也)
- (三)價格賃率法 (價格標準とせるもの也)
- (四)遞減賃率法 (例へば百哩以内一哩一噸二錢百哩乃至二百哩一哩一噸一錢五厘と定むるが如し)

右の四種は獨立して採用せられし時代もありき、然れども今日に於ては常に此等の結合加味したる賃率法を定むるものとす、此他貨切貨車、定期割引等に付き、特に賃率を案定すること少からず。

次に旅客賃率の算定は(一)距離(二)速力(三)便利等の要素を加味するを要し、其重量價格の如きは顧慮の外に立つと謂ふべし、而して旅客賃率は種々の減率を受く、例へば

- 一、購買力の小なる乗客例へば學生、軍人、小兒、勞働者に對し、
- 二、多數聯合の乗客例へば團體、學生、行軍等に對し、
- 三、同一線路の往復者に對し、
- 四、常用乗客に對し、

其他種々の事情より旅客を誘引するの目的を以て運賃の割引を行ふが如し。

第二款 運賃の計算

本邦に於ける貨物運賃の計算は容積、重量、車數及箇數に依る。

- 一、容積 嵩高品の計量に用ゐ、百立方尺を以て一噸とす。
- 二、重量 重量運賃は一斤を單位とする場合と、一噸を單位とする場合とあり、前者は手荷物、計量に供せられ、後者は噸扱大貨物の計量に用ゐられ、通常大貨物は五十斤を單位とせる斤量を以て課賃せらる。而して噸に英國噸二千二百四十

封度千六百八十斤及米國噸(二千封度)の二種あり、本邦に至りては英國噸に依る。
 三、車數 貸切扱貨物は車輛數による
 四、箇數 犬其他の獸類は箇數による
 旅客運賃は通例人員數によるも、貸切を爲す場合には車輛による。

第五節 鐵道業の會計

第一、鐵道業の資産及負債

鐵道業資産の殆んど全部を占むるものは疑も無く鐵道建設費なりとす。鐵道建設費は其名に似ず、全く一個の固定資本にして、鐵道業者の所有に係る不動産及器械的設備を包含するが故に、其金額の莫大なる到底其他の商工業者の資産の及ぶべくも非るところなりとす。又鐵道改良費なるものあり、之は既に建設されたる鐵道の生産力を増加せんが爲にせる改良の經費にして、建設費と等しく該事業の重大なる資産を構成し、其廻收は永遠の時期を要するものとす。

現今本邦に於ける鐵道建設費は一哩に付十萬圓内外ならんも、物價の高低敷設

鐵道業の
資産及負
債

工事の難易により異同なき能はず。而して之を構成する重なる分子は(一)用地費(二)土木費(三)橋梁費(四)隧道費(五)軌道費(六)停車場費(七)車輛費其他にして、今参考の爲明治三十七年三月に於ける本邦重要鐵道の建設費を表示すれば左の如し。

官設鐵道	開業哩數	開業線建設費	一哩建設費
同北海道鐵道部所管	一九八、六八	八、八八六、四二一	四四、六八六
日本鐵道	八六〇、二七	五〇、一九三、三三二	五八、三四一
山陽鐵道	三六六、四六	三〇、〇三一、五三〇	八一、九二五
九州鐵道	四三〇、五四	四四、八二一、二一四	一〇四、〇七二
甲武鐵道	二六、七七	二〇、〇三一、五三〇	七四、三一五
關西鐵道	一九四、〇一	二二、五四五、二二三	一一六、二〇五

鐵道建設費以外の資産としては、燃料、用品及多少の流動資金を要すべく、就中燃料は其重なる者なるも之や資産と謂はんよりは寧ろ損失に屬すべきものとす。故に鐵道業の資産の殆んど全部は建設費なる固定資本の形式を備ふと謂ふべし。試に明治三十六度に於て、政府が斯業に投じたる資本を分解するとき左の如し。

固定資本 一三〇、四七〇、九〇九^円

生利資本 据置運轉資本 二〇〇、〇〇〇

官設鐵道用品資金 二、〇五〇、〇〇〇

不生利資本(固定資本に屬す) 一八、一九六、九六〇

合計 一五〇、九二六、八七〇

次に右の資産を支辨すべき財源は如何、即ち簿記學上鐵道業者の負債勘定を構成すべき項目は如何と謂ふに、(一)拂込資本金(二)社債(三)借入金の三者より成る、就中拂込資本金は最も重要なるものにして、其高の他の業務に比し高額なるも驚くに足らず。

第二、鐵道業の損益

鐵道業の損益

鐵道業の損失を成すものは其經營に要する所謂營業費なりとす、而して營業費は左の四種より成る。

一、保存費 鐵道線路の修繕、又は停車場其他の建設物の保存の爲支出する經費にして、通例監督費及び工事費に區分せらる。

二、汽車費 車輛の運轉并に監督に要する經費にして、通例監督費及運轉費に區別せられ、汽關運轉士以下に支出する俸給其大部分を占む。

三、運輸費 運輸事務に關係せる一切の費用にして、通例監督費、停車場費及列車費に區分せらる。

四、總係費 全般の統轄に關する費用其他何れの課局にも屬せざる一切の費用を含むものにして、通例事務所費、諸建物修繕費及び諸税金等に區分せらる。
次に鐵道業の利益を構成する營業收入は通例左の三門に區分せらる。

- 一、客車收入
- 二、貨車收入
- 三、雜收入

所謂雜收入中には入場切符賣下料、配達料、保管料其他の手数料等専ら營業に附隨して生ずるものと、銀行預金利子、所有證券利子の如き營業に直接の關係無くして生ずるものとの二種あり。

以上の損失と利益との差は即ち斯業の益金にして、本邦に於ける近年の平均を

見るに一哩の益金五圓乃至六圓にして、其建設費百圓に對する割合八圓内外に當る。

第五章 海運業

第一節 海運業の意義

海運業の
意義

海運業とは航海の用に供する船舶を運送具と爲して、物品及び旅客の運送を目的とする營業を謂ふ、航海の用に供する船舶とは端舟其他櫓擡のみを以て運轉し、又は主として櫓擡のみを以て運轉するが如き舟に非るものにして、而かも湖川港灣の航行を目的とせず、海洋の航海に供せらるゝものなるを要す。(商法五百三十八條)

海運業者
の法律上
の地位

斯業の目的たる運送行爲が商行爲の一に屬し、之に従事せる海運業者若くは海上運送者の我商法上の商人なるとは言を待たざる所にして、又其通例自己の所有に係る船舶を使用するより、法律上の船舶所有者、通俗に所謂船主たるの地位に立ち、雖も、亦屢他人の所有せる船舶を借受して之を運送の用に供する場合無きに

非ず、此の如き場合には船舶賃借人、若くは傭船者の地位を以てするものとす。故に海運業者の法律上の資格は場合によりて三様に分るべし。

所謂船舶賃借人とは、賃貸借の契約により、他人の所有に係る船舶を借受する所の人にして、契約の期間内其使用上一切の権利を取得し、船員の任命使役、船舶用品、燃料其他維持費用の負擔は凡て之が責に任ぜざるべからずして、此權の取得を安全ならしめんには船主との契約以外に登記法に従て賃借權の登記を爲すを要す。次に傭船者とは後に述べる所の傭船契約に、依り通常一定期間或る船主に其船舶の全部若くは一部を目的として運送を委託する者を謂ひ、海運業者が所有船に不足を告げたる場合に臨時利用する所の方法なるが、船員の使役其他航海に關する權限と責任とは固より其關する所にあらず。

斯くの如く海運業者は場合に應じ、或は船舶所有者として、或は賃借人として、或は傭船者として、其地位を自覺し、夫らより生ずる法律上の關係に明通せざるべからざるは勿論、其本來の職分たる運送行爲若くは運送契約より生ずる權利義務の關係に就ては別段の研究を遂ぐるの必要あり。

海上運送
契約

運送契約に種々あり、其目的物よりせば旅客運送契約と貨物運送契約の別あり、其契約の方法よりせば個々の運送契約と備船契約の別あり、前者は自明の事に屬すれば以下後者に付きてのみ略述する所あらん。

所謂個々の貨物運送契約とは、最も普通に行はるゝ運送契約にして、荷主の依頼に應じ、其個々の貨物を運送するものを謂ふ、備船契約とは船舶の全部又は一部を以て運送の目的と爲したる場合、換言すれば其全部又は一部の利用を與ふるものにして、船主たる當事者は依頼者たる備船者に對して、其船舶に屬する船員以下一切の設備を整へ、安全なる航海を爲すに堪ゆることを擔保せざるべからざるのみならず、契約の結果種々なる權利義務を生ずる點に於て個々の運送依頼者に對すると全く同一なり、唯一は個々の貨物を運送するを目的とし、他は貨物又は旅客搭載の場席を指定して運送するの差あり。

備船契約

備船契約は其目的が船舶の全部なると一部なるとにより全部備船契約と一部備船契約とに分る、前者は俗に謂ふ所の船腹借切にして、更に之を分ちて定期備船契約と航路備船契約の二種と爲すべし、前者は一定の期間を限り、後者は一定の航

路を基として備船する者也。思ふに備船契約は頗る古くより行はれたる海運上の風習にして、其目的たる一人又は數人の連合により大口の貨物を運搬し、又は移住出稼人等を送致するが如き際に、空船を求め、低廉なる運賃を獲得するに在り。其他海運業者が臨時修繕又は不時の事變の爲、其所有船に不足を告げたる場合に、定期備船契約により他より一時の供給を受くることあるは既に謂ふが如し。

海運業者が一舉一動を爲すに當り、常に法律上の素養に待たざるべからざるは右に述ぶる所により明かなりと雖も、而かも之のみにて足れりと言はゞ餘りに一面の觀察に偏したるものと謂ふべし。彼は更に航路の撰定、運賃の決定、業務の經營、會計の整理等に付き、經濟學、商業學の知識を要すると同時に、造船、艦裝、航海に關する技術にも通曉せざるべからず。

第二節、海運業に關する技術的設備

第一款 船舶

日本船舶

海運業者は第一着に船舶の設備を爲さざるべからず、而して我國に於て有効に

取得の手
續

之を取得せんとせば登記法(十九年法律第一號)及船舶法(三十二年法律第十四號)に従て、先づ新造若くは購入したる船舶に付き、日本内に船籍港を定め、之を管轄する管海官廳に申請して、積量測度を受け、其結果得たる船舶件名書により、管海裁判所に所有權の登記を爲し、其登記謄本を添えて管海官廳に具へたる船舶原簿に登録を申請し以て船舶國籍證書の交付を請けざるべからず。斯くして其船舶は日本船舶の資格を得べし。蓋し日本船舶とは(一)日本の官廳又は公署の所有に屬する船舶、(二)日本臣民の所有に屬する船舶、(三)日本に本店を有する商事會社にして、合名會社にありては社員、合資會社及株式合資會社にありては無限責任社員、の全員、株式會社にありては取締役の全員が日本臣民なるもの、所有に屬する船舶、(四)日本に主たる事務所を有する法人にして、其代表者の全員が日本臣民なるもの、所有に屬する船舶の四種より成り、(一)日本の國旗を掲げ、(二)日本の不開港場に隨意に寄港し、(三)日本各港の間に貨物又は旅客の運送を爲すの特權を有するものとす。

船舶に關し知らざるべからざる技術的知識は、其種類、噸數、速力、等級等なりと雖

船舶の種
類

も、此等は造船航海等夫々の専門に屬するを以て、茲には其大綱を記さんとす。

先づ船舶の材料によりて之を區分すれば、木造 *Wooden vessels* 木鐵交造船 *Composite vessels* 鐵船 *Iron vessels* 鋼船 *Steel vessels* 被覆船 *Sheathed vessels* 等となり、就中木鐵交造船の如きは現今殆んど跡を絶てり、被覆船とは船體の全部を鐵又は鋼にて造り吃水以下を厚き木材にて覆ひ更に其上を銅又は黃銅にて被覆したるものにして長期速力を減ぜざるの効を有す。

甲板の多少及び構造により、一層甲板船 *one deck vessel* 二層甲板船、三層甲板船、四層甲板船、輕裝甲板船 *Spar deck vessel* 最小輕裝甲板船 *Awning deck vessel* 等に分つ、輕裝甲板船とは輕量品を積むが爲、正甲板 *main deck* の上に構造輕微なる甲板を設くるものにして、最小輕裝甲板船は一層粗末なる甲板を具ひ、其數二層又は三層に及ぶ。之を推進機 *Propellers* により、更に汽船 *steamer* と帆船 *sailers or sailing vessels* に分つべく、汽船は左の如く分類すべし。

一、外車船船 *Paddle steamer* 河川の如き平水の航行に適す。

二、暗車汽船 *Screw steamer* に單暗車汽船と雙暗車汽船の二種あり、前者は暗車一個

を、後者は二個を具ふるが故に此名あり、郵船の如く快速力を要するものは双暗車に屬す。

三、補助暗車汽船 Auxiliary screw steamer とは平常帆を使用し、無風の時に補助機關を用ふるものにして、通例千噸を限とす。

四、船尾外車汽船 Sternwheel steamer 船尾に推進機を具ふるものにして、幅狭く水淺き河川等に用ゐらる。

次に帆檣及帆の種類により區分すれば、シツプ ship 四檣シツプ Four mast ship、バーク Barge or Bark、バーケンチン Bargentine、フリック Brig、ブリガンチン Brigantine、スクーナー Schooner、カッター Cutter、スループ Sloop 等の諸種あり。

シツプは三本の帆檣を具へ帆桁に横帆を用ひ「バーク」は三本の帆檣を具へ第一第二の帆檣には帆桁を具へ横帆を用ひ第三の帆檣には「スパンカー」と稱する縦帆を展ず「バーケンチン」は三本の帆檣を具へ第一のみ横帆を装し餘の二本には縦帆を用ひ「ブリック」は横帆装置の二本の帆檣を用ひ「ブリガンチン」は横檣の前檣と縦帆の後檣の二本を有す「スクーナー」は二本の縦帆を有す「カッター」及「スループ」は一本の帆檣を具ふ共に縦帆を使用す

又航路の定限により左の如き法定區別あり。

一、遠洋航船 Foreign going vessels は船體堅牢にして、遠洋航海に適するものを謂ふ。

二、近海航船 Coasting vessels には東經百十三度より同百五十七度、北緯二十一度より同五十五度に至る線内を航行する船舶を言ふ。

三、沿海船舶 Partially smooth water vessels とは、法定の範圍を限り、船舶検査官の指定せる區域内を航行する船舶を云ふ。

四、平水航船 Smooth water vessels とは通常危險少き平水を航行する船舶を謂ふ。

而して右の四種は汽船に付き區別したるものにして、帆船に付きては遠洋航船及び近海航船のみ認めらる、皆船舶検査法に従て法定の検査に合格せざるべからず。

次に船舶の噸數 Tonnage を説明せんに、從來我國に於ては石數を以て船舶の大小を表せしが、此石數と謂ひ、噸數と謂ひ、共に船稅運河料、棧橋使用料、運賃其他航海費用を賦課するの標準たるものにして、噸數に左の四種あり。

一、總噸數 (Registered gross tonnage) 又は登簿總噸數とは船體は勿論、甲板上諸室の總容

噸數

積にして、曲線式により數學上より測定したるもの也、其單位は英國は百立方呎、歐洲大陸は二、八三立方呎、本邦は百立方呎を用ふ。

二、登簿噸數又は登簿純噸數 (Registered net tonnage) とは總噸數より乗組員常用室及び汽船に在りては機關室、帆船にありては帆を入るゝ室を除きたるものにして、船稅、港稅其他の諸說を課するの標準となる。

三、積噸數又は運賃噸數 (Ton of capacity or Freight Tonnage) とは實際に搭載するところの貨物の積量を計るべき噸數にして、重量噸と容積噸とあり。前者の單位は英國(二千二百四十封度歐洲大陸)千基、本邦(二千封度即ち千二百四十貫等)多少の相違を存し、後者の單位も亦英國(四十立方呎歐洲大陸)一、四四立方呎、本邦(四十立方呎)等多少の相違あり。

四、排水噸數 (Ton of displacement) 多くは軍艦に使用するものにして、其の船體海水に浮び排したる水の重量により計算するものにして、海水三十五立方呎の重量を以て一噸となす。

次に日本形船は石數を以て單位とす、一石は十立方呎也。

速力

船舶の速力は節 Knot を以て計量す、而して一節とは二十八秒時間に四十七呎二八走る力にして、一節の速力は一時間一海里に相當す、一海里は北緯四十八度に於ける弧の一分度の長さを謂ひ、六千八十呎に當り我十六町九七五に等し。

吃水

吃水 Draft とは船舶海水に沈める部分の深さを指すものにして、其淺深は港の出入、荷役の便否、舳舟の使用の距離等に關係すると少からず。

等級

我が國に於ては船舶検査の制を有すれども、船舶の等級に關しては何等の制定無し、然るに海外に在りては船舶検査并に等級を事とする盛大なる組合多々あり、其中最も有名なるものを英國の「ブリチッシュロイド」組合 British Lloyd とし、巴里の「ビュローベリタス伯林」の「ドウキチエルロイド」等之に次ぐ。英國「ロイド」の起原は十七世紀の末、エドワードロイドなる者が倫敦に開きたる珈琲店に在り、當時此店は海上貿易商の愛顧を得、傍ら船舶商品の競賣を營み、海上保險の如きも其店頭に締結せられしが、爾來幾多の變遷を終て、現時は世界各地に代理店を有する有力なる海上保險者の團體となり、海上保險事業の外、船舶の検査及び等級、種別を事とし、殊に其發行する船名録は海運界を裨益すると少からず。

第二款 船員

船員
船長

船員とは船舶に乘組み、之を運轉する技術者にして、船長及海員より成り、何れも船主の雇傭に係り、各特別の任務に服す。而して船長は之を航海技術の上より見れば、勿論其以下の海員を監理して能く其任務に服せしめ、或る場合には自ら甲板に出て、航運上の職務を執る等、専門の技術上凡て違算等無きを期せざるべからざると同時に、船主に對しては其代理人として重大なる權限及責任を盡くすを要す。而かも其代理權の範圍や、頗る廣大なるものにして、殆んど他に類例を見ざる程度に達し、一方に其義務甚だ重く、且つ廣く船主の外傭船者、荷送人、荷受主、旅客等に對し、夫々責務の完了に任ぜざるべからず、思ふに船長は多數の貴重なる生命と財産を擁して、危険多き海洋を航し、常に其死命を司る地位に立つ者なれば、其一舉一動は固より慎重を要するものにして、單なる技術以外に、法律が幾多公私の義務を課し、權限を與ふるも偶然にあらず。即ち右に述べたる私法上の法律關係の外、航海中全權を握り、船舶内の犯罪に就き警察權を行ひ、公益上必要と認むる時は積荷を航海用に消費する等の權利を有し、一方に於て船舶危機に瀕するときは海員

海員

其他一切の在船者を去らしめたる後に非れば、自ら其指揮する船を去る能ざるが如き、其他行政上必要なる書類の設備を爲すが如き、幾多の公法的義務を課せらる。故に船長は商法、船員法其他の法制に精通すべきは言を待たず。

次に船長以外の船員を總稱して海員と稱し、其雇入解傭は船主の意によりて決せらるべき者也、今其種類を擧ぐるに、上級海員若くは役員 officers と屬員 Crew とに大別し、前者は(一)一等運轉士、二等運轉士、甲板部(二)機關長、一等機關士、二等機關士、三等機關士、機關部(三)事務長、事務員、事務部(四)船醫、衛生部)に分ち、後者は(一)水夫長、大工、舵取、甲板庫番、點燈方、水夫、荷物方(二)火夫長、火夫、機關庫番、小汽罐番、石炭夫(三)司廚長、司廚、料理人、給仕、給仕女、洗濯人、理髮人(四)看護方等に細分すべし。而して甲板部及び機關部の上級海員は法定の試験に及第し、若しくは法定の資格を有する者にして、海技免狀を受けたる者ならざるべからず、而して其船務は左の如し。

A、甲板部主管の業務

(一)本船の操縦に關すること、(二)船體並に甲板部の屬具、備品及消耗品に關すること、(三)郵便物及貨幣の受取、積付、運送上に關すること、(四)旗章及信號に關すること、(五)海上氣象に關すること、(六)海圖水路誌に關すること、(七)航海日誌に關すること。

商業學概論

B、機關部の業務

(一)機關の運轉に關する、(二)機關燃料、石炭に並に機關部の屬具備品及消耗品に關する、(三)船内機械類の整備保存に關する、(四)機關室日誌に關する。

C、事務部の業務

(一)旅客に關する、(二)會計及帳簿に關する、(三)貨物積卸に關する書類の調製、(四)料理向に關する、(五)贈品旅客需要品並に事務部の備品及消耗品に關する、(六)事務日誌に關する、(七)他の各部に屬せざる雜務。

D、衛生部の業務

(一)醫務及衛生に關する、(二)衛生部の備品及消耗品に關する、(三)衛生日誌に關する。

第三款 航路

航路

航路とは船舶の通路を謂ひ之に關する設備并に監督は主として國家の經營に屬するも、海運業者としては能く其事情に通ぜざるべからず。

航船なる文字は種々の場合に用ゐらる、航海の地域により、内國航路、及び外國航路又は歐洲航路、濠洲航路と謂ふが如き、航海の定期に行はるゝと否とにより、定期航路不定期航路と謂ふが如き、政府の命令によると否とにより、命令航路、自由航路

と謂ふが如き、日本郵船會社の歐洲線、シャトル線、濠洲線、孟買線、東洋近海航路、東洋汽船會社の桑港線、大阪商船會社の揚子江線、神戸韓國線、大東汽船會社の上海蘇州間、上海杭州間、蘇州杭州間、大家商船合資會社の日本海線の如きは命令航路なり、皆然らざるなし。

航路設備中主なるもの二あり、航路標識及び水先案内の制度なりとす。共に船舶航行の安全を期する爲、航路上に施設せるもの也。

航路標識

第一、航路標識

航路標識とは航海の安全を計る爲、河海若くは其沿岸に設けたる凡ての目標を言ふものにして左の如きものを含む。

(一)燈標 燈火を以て夜間航路を標識するものにして、其燈火の強弱に従て、等級を分つ、我制によれば壹等より六等に至り、一等乃至三等は之を洋燈、四等以下は之を港燈と稱す。

燈標に種々あり。

ハ、燈臺は石材金屬煉瓦混凝土若くは木材を以て塔の如きものを造り頂上に燈籠及照

光器等を装置して燈火を點じ夜間は其高低及燈質等により航海者を安全の航路に導き晝間は其形狀及着色により其所在を識別せしむ

- b、燈船 岩礁の附近に置く燈塔を装ひる船也
- c、燈竿 多く埠頭に設けて其附近を照す
- d、導燈 二基以上の燈識を高低の位置に設け狹隘なる航路を示し船舶をして其燈標を一直線に視て兩側の危險物を避けしむ
- e、挂燈立標 河海に於ける普通立標の上に燈明を掲げ石油又は石油瓦斯を點し數十日間燈火を持續せしむるを得るもの也
- f、挂燈浮標 海中浮標の上に前號の装置を爲す

(二)書標 晝間航路を標識するものにして、特別なる着色と形狀を有す、而して之に種々の形態あり。

- a、立標 石材、金屬、煉瓦混凝土或は木材を以て海中岩礁の上に立るものなり
- b、陸標 暗礁附近航海又は碇泊地を示す爲陸上に立るものなり
- c、導標 港灣若くは海峡入口等に立て、船舶轉針に便するものなり
- d、浮標 河川又は港灣の淺き航路に樹る木標也
- e、浮標 河海中に浮動せしむる目標也

此、外自鳴浮標、打鐘浮標等あり

(三)霧警號 霧雪、其他冥濛なる天候に際し、船舶が陸地若くは燈臺の燈火を見る能

はざるとき、航路を標識せしむる爲に特別なる手段方法を以て、晝夜の別無く、一定時の間隔を以て強烈なる音響を發せしむる装置を言ふ。

- a、霧笛 蒸氣熱瓦斯石油等の「エンジン」又は水力を利用し蒸氣又は壓搾せる空氣を發音體に送りて振動發音せしむ之に「ホイッスル」「リード」細孔笛等の別あり
- b、霧鐘 自動作用により一定時を隔て鐘を用て打鳴せしむ
- c、霧砲 十二斤乃至十八斤砲に火藥若くは火綿を裝して發砲するもの也
- d、爆發信號 電氣作用により線花藥を爆發せしめて響を發す

第二、水先案内

水先案内

各國政府は自國領海中船舶の航行に危險の虞ある區域を指定して水先區となし、以て航海者を警戒す、水先區に強制水先區と非強制若くは自由水先區とあり、前者に在りては必ず水先人を備入して、其案内を請はざるべからず、後者は本邦の水先區の如く、強て之を備入するの必要無きものとす。

水先人とは水先區に於て、一定の報酬を得て、船舶の嚮導を目的とする専門家也、我が國に於て水先人たらしとする者は、水先法(三十二年三月法律)に従ひ、法定の試験に合格し、水先免狀を受るを要す。

本邦に於ては、水先區を東京灣水先區、和泉灘水先區、内海水先區、下關水先區、長崎港水先區、函館港水先區の六種に分つ。(水先法執行細別第十三條)

第四款 商港

夫れ商港の職分は船舶の碇泊并に避難の目的を達し、且つ安全に貨物の積卸及旅客の昇降を爲さしむるに在り。(關一氏解説コルソン氏交通政策八十六頁)されば商港は海陸交通の接續點にして、其形態設備の良否は大に一國通商の隆替に關すべし、否商港は廣く港と稱するもの、一種に過ぎずして、所謂港は單に通商上の目的を達するに止まらず、軍事、衛生、漁業、其他種々なる方面に於て其職分を全ふす、即ち其目的により之を分つときは右の商港の外、軍港、檢疫港、漁業港、避難港等となすを得べし。而して港は凡て船舶避難の目的を有するも、特に此處に避難港 *Hour of refuge* と稱するものは其港の地位形狀が暴風雨に襲はれたる船舶をして、其平靜に復するまで、安全に逃入待受けしめ得るが如き者を謂ふ。(Harcourt, Harbour and Docks/ch.1)

港の條件

避難港

商港及び

海上危険を防ぐべき安全なる隱蔽、*good shelter* 巨船の出入に妨なき爲、充分なる水深及び水上面積の廣きと等は其最も重要な點なりとす。而して此等の要素は或は自然に存在するあり、或は全く人工を以て構造するあり、或は自然に人工を施して整ふるありて一ならずと雖も、交通の頻繁、造船の發達、其他商業に於ける敏活の尊重とは、益港灣技術の進歩を促かし、港なる語は殆んど人工港 *Artificial harbour* を意味するに至らんとせり。而かも吾人が利用し得べき自然港 *natural harbour* とは(一)河口 *テームス*、*セントローレンス*、*セーナ*等の如し(二)灣 *ミルフオード*、*リフジャニイロ*、其他本邦の港は多く之に屬す(三)對岸島嶼の隱蔽 *ワイト島*に隱蔽さるゝ *ボースマウス* 港の如きもの(四)對岸沙洲等種々ありとす。次に之に施すべき人工的設備としては、先づ船舶の出入碇泊に便する爲、(一)港口防破堤 *Beakwater* (二)燈臺(三)浮標、其他の航路標識、旅客及び貨物の揚卸及貨物貯藏に便する爲、(一)棧橋 *Pier* (二)岩壁 *quay* (三)埠頭 *Wharf* (四)倉庫及上屋(五)起重器(六)貯炭場(七)旅客昇降場、其他水陸運輸聯絡に要する鐵道、船舶の製造修繕に要する造船所、港内の衛生を取締るべき檢疫所等種々技術上の設備を要すべし。

商港は勿論右の如き要件を完全に具ふるを要するのみならず、通商上の利益を計る爲、之に種々なる經濟政策上の設備を施すを常とす。即ち外國貿易を行ふ爲、適當なる商港を撰んで外國船の來泊を認許す、貿易港之也。貿易港には税關若しくは其支署を置きて、關稅噸稅の徵收其他輸出入貨物に關する諸般の取締を爲さしむと雖も、往々貿易港の全部若しく一部を關稅境界線外に置き、外國領域と見做すの制度行はる、自由港之也。自由港に關する制度は種々雜多なりと雖も、略ぼ左の三種に分る。

第一、自由港市府 *Freihafenstädte* 全市街を擧げて關稅的外國と見做すもの也。

第二、自由港市區 *Freihafenviertel* 港灣の全部又は一部と上屋倉庫又は人民の住宅無く且未だ他に利用せられざる地を以て關稅線以外に置く者にして、獨逸のハンブルグの如し。

第三、自由區域 *Freibeirke* は全然關稅的外國と見做さるるも多くの點に付き同様の取扱を爲すものにして、殊に自由區域内に於ては、自由市區の如く工業を營むとを得ず、*ブレームンスタツチレ*の如し。(Conrad H.W.B.d.S.W.III)

我國には自由港なるもの無きも、保税倉庫税關假置場等に於て、之に類似せる小區域の制度を見る。

次に我が國の開港場を擧ぐれば左の如し。

横濱	神戸	大坂	長崎
新潟	函館	清水	武豊
四日市	絲崎	下の關	門司
博多	唐津	口之津	三角
嚴原	佐須奈	鹿見	那霸
濱田	境	宮津	敦賀
七尾	伏木	小樽	釧路
室蘭	夷	若松	

臺灣に於ける開港場左の如し。

淡水(臺北)	基隆(臺北)	舊港(臺北)
後壠(臺中)	塗葛屈(臺中)	鹿港(臺中)

北港溪臺中)	東石港臺南)	打狗臺南)
東港臺南)	安平臺南)	媛宮澎湖島)

第三節 船荷證券

船荷證券
發行

船荷證券は運送證券の一種にして、海上運送契約の結果運送依頼者荷送人又は備船者の請求に従て、運送者の交付すべき書面なることは曾て之を述べたり。商法に依れば、船長若くは船舶所有者より其權限を委任されたる船長の代人たる者之を振出すの義務を有し、同時に其署名を爲さざるべからずと雖も、實際に於ては海運業者自ら之を振出すを常とす。(商法六百二十條及六百二十一條船荷證券に記載すべき法定事項は左の如し。(六百二十二條)

- 一、船舶の名稱及び國籍
- 二、船長が船荷證券を作らざるときは船長の氏名
- 三、運送品の種類、重量若くは容積及其荷造の種類個數并に記號
- 四、備船者又は荷送人の氏名又は商號

五、荷受人の氏名若くは商號又は所持人に運送品を引渡すべきと

六、船積港

七、陸揚港但發航後備船者又は荷送人が陸揚港を指定すべきときは其之を指定すべき港

八、運送貨

九、數通の船荷證券を作りたるときは其員數

十、船荷證券の作成地及び其作成の年月日

此外尙不可抗力、其他船主の責に歸すべからざる事由より生せる損害に對して、船主賠償の責を負はざること、積荷の毀損又は滅失等船主の賠償すべき損害の範圍、共同海損の生ぜる場合に於て、其他運送契約上有用なる事項を列記して、責任の歸着を明瞭ならしむるに力む。

此等の條項を記せる船荷證券を異議無く受取れる備船者又は荷送人は無論之に對して不同意あるべき筈無けれども、海運業者は後日の紛議を豫防する爲、備船者又は荷送人をして承諾の證として、右の船荷證券の謄本に署名し之を交付せし

むるを得策とす。(六百二十三條此方法は商法の認むる所にして、海外に於て同様の手續を経たる船荷證券の一通を船長の控 (Captains copy) として後日に保存すると同一の趣意に基く、故に該證券の員數は少くとも二枚を要すべく、此他之を銀行に差入れ、荷爲替組手形の各通に附帶するの必要あるときは、三通若しくは四通を發行すべく、此場合に於て一通が履行を受くるときは他は凡て無効に歸するものとす。

船荷證券の効力

次に船荷證券は其性質上、之を振出すときは其所持人と運送者との間に於て債權的効力を生し、兩者間の一切の債權債務の關係は唯其書面の趣旨によりてのみ決定せられ、運送契約其物の如何は之を問ふと無し、又所持人に對しては物權的効力を生し、證券の讓渡は運送品其物の讓渡と同一の効力を有するに至る。(六百二十九條三百三十五條)

船荷證券の讓渡

次に船荷證券の讓渡を説くに、其振出さるゝや、記名式、指圖式、無記名式等、場合により種々の形式を具ふと雖も、本證券の性質上、發行者が之を禁する旨を明記する限りは、縱令記名式なるも尙裏書の方法により讓渡すとを得、而して無記名式の

場合に於て、手渡を以てし得るは言を待たず。而して此等の讓渡の必要は、輸入地に於ける荷受主が之を以て未着商品の賣買を決行し、又は輸出地に於ける荷送主が之を銀行に質入して、荷爲替を取組む場合に起る、前者は賣買の讓渡にして、後者は質入の讓渡なれば、法律上の性質全く異れども、事實上同一の形式を以て裏書轉帳せらる、殊に銀行質入の際には銀行を荷受人として證券を作り、若くは持參人渡即ち無記名式と爲すを見ると雖も、荷受主を特定せる場合に於ては特に質權設定の裏書を爲さざれば其質權を以て、有効に運送者其他の第三者に對抗するを得ず、思ふに此點は學理上實際上研究注意を要する所なるべし。

更に船荷證券は如何にして其券面の權利の履行を受くるやに謂ふに、其一通のみを發行せる場合に於ては、正當なる所持人の請求により、其陸揚港たると否らざるとを問はず、證券引換に貨物の引渡を爲すによりて履行を全ふすべし。之に反し若し數通を發行せる場合に在りては、陸揚港以外に於ては其各通の返還を受くるに非れば船長は運送品を引渡すとを得ず、(六百二十五條陸揚港に於ては、其所持せるもの、誰たるを問はず、最初に貨物引渡を請求して、之を了したる場合には、他

船荷證券の履行

の凡ての證券は無効に歸すべく、若し二人以上の所持人が同時に運送品引渡を請求したる時は、船長は遲滞無く運送品を供託し、且各請求者に對して其通知を發することを要す。而して斯る場合には原所持人が最も先に發送し、又は引渡したる證券を所持する者、他の所持人に先ち、其權利を行ふを得べし。(六百二十六條乃至六百二十八條然れども、此の如きは詐偽の起りたる場合にして、之を防ぐ爲には、數通の證券は必ず同時に同一人に讓渡さるゝか、又は、組の一即ち第一號證券のみ賣買せられ、他は凡て信用ある荷受人の手許に置くの慣習あり。

特種の船荷證券

次に特種の船荷證券中、重なもの二あり、通し船荷證券及び赤荷證券之也。通し船荷證券とは、海運と陸運とを兼ねて發行せる船荷證券にして、船荷證券と貨物引換證とを合せたるが如きもの也。例へば横濱より紐育に向け貨物を輸送するに當り、某會社の通し船荷證券を得るときは、直に之を紐育の荷受人に送付して貨物を受取らしむべく、中途桑港晚香坡等に於て、積替の上、更に其地より鐵道會社に托するの必要なし。故に此證券は荷主の勞費を省くと頗る多く、殊に荷爲替を取組む場合に、中途組直の手續を免るが如き便あり。

赤荷證券は赤字を以て印刷せらるゝが故に此稱あり。専ら東洋就中上海以北の支那諸港、朝鮮諸港、浦鹽斯德及長崎の間に行はるゝものにして、船荷證券と保險證券とを兼ね。蓋し本證券は支那人等が運賃稍高きも一朝海損の起るに際し、容易に辨償を受くるを喜ぶより、起れるもの也。近時日本郵船會社は此制に倣ひ、内地用の赤荷證券を發行せり。

輸出地扱人

番	記	印	丸	次	船積港	船長
		紙				
號	荷	日本帝國汽船	造	種	類	個
		陸揚港				
重	量	又	容	積	運	送

汽船株式會社荷證券

輸出地	荷送人	價格
前拂運送貨金	向拂運送貨金	立替金
要 摘		
<p>右運送品左ニ掲クル條件ヲ以テ船積仕候 券ト引換ニ 於テ 殿ニ御渡可申上候也 到着ノ上ハ此船荷證</p> <p>(注意) 本船渡の分は此船荷證券に當會社荷捌所の檢印を受け本船へ御持參可被下候事</p> <p>第一條 運送貨は特約ある場合を除く外船積の當時に於ける重量又は容積に依りて之を定む。但當會社に於て必要ありと認むるときは引渡の際更に重量又は容積を計り之に依りて運送貨を變更することあるべし。</p> <p>第二條 當會社は如何なる場合に於ても既に受取りたる運送貨を返還することなし。</p> <p>第三條 當會社は左の事由に因りて生じたる運送品の滅失、毀損又は延著に付き損害を賠償せず。</p> <p>一 天災其他不可抗力</p> <p>二 船員、陸員、其他運送の爲めに使用する者の過失又は其同盟罷業</p> <p>三 船體、機關又は屬具に潜在せる瑕疵</p> <p>四 當會社は左の損害に付き賠償の責に任せず。 一 船體、機關、及炭末の爲めの汚損 二 硝子、陶磁器の如き毀損し易き物に生じたる損害</p> <p>第五條 包裝したる運送品の種類、品質、形狀、數量又は價格に付ては當會社其責に任せず。</p> <p>第六條 危險物、腐敗し易き物、其他船舶又は他の運送品に損害を生ずる虞ある物は其種類及び性質を明告するに非ざれば當會社は發見次第之を陸揚し又は之を船外に放棄することあるべし。船積港又は陸揚港の法令に違反して船積したる運送品に付き亦同し。</p> <p>第七條 前項の場合に於て當會社は荷送人をして一切の費用及損害を賠償せしむべし。</p> <p>第八條 金銀、珠玉、貨幣、有價證券、印紙類、美術品、精巧なる機械、其他の高價品は其種類及び價格を明告するに非ざれば當會社は如何なる事由に因りて生じたる損害を賠償せず。</p> <p>第九條 自然の耗損、汗濡、其他運送品の性質に因りて生じたる損害</p> <p>第十條 荷送不完全、其他荷送人の過失に因りて生じたる損害</p>		

第八條 雖も賠償の責に任せず	第九條 前條の運送品に付ては當會社は輸出の地及び時に於ける同種の運送品の最高運送賃を請求すべし。	第十條 當會社は便宜出帆の日時又は航路を變更することあるべし。此變更に因りて生じたる損害は當會社之を賠償せず。	第十一條 當會社は便宜荷送人又は荷受人の危險を以て運送品を他の船舶に積移し又は一時陸揚若くは船取の上更に積載し運送することあるべし。	第十二條 甲板に積載したる運送品は荷送人又は荷受人の危險を以て運送するものとす。	第十三條 檢疫規則、其他法律、命令の執行に因りて生ずる損害及び費用に付ては當會社其責に任せず。	第十四條 當會社は本船渡の運送品と雖も便宜荷送人又は荷受人の危險及び費用を以て解舟、庫船、當會社指定の倉庫又は税關倉庫に於て其引渡を爲すことあるべし。	第十五條 疫病、氷結、封鎖、戰爭等の事由に因り陸揚港に入港すること能はざるときは當會社は荷送人又は荷受人の危險及び費用を以て最も安全と認むる最近港に運送品を陸揚すべし。此場合に於ては當會社の責任は運送品の陸揚を以て終了するものとす。	第十六條 當會社は本證券に定めたる運送賃、立替金、其他荷送人又は荷受人の負擔すべき金額の支拂を受くるに非ざれば運送品の引渡を爲さざるものとす。	第十七條 當會社に對し損害賠償の請求を爲す者は荷渡地に於ける當會社の支店、出張所又は代理店に申出でらるべし。運送引渡後に於ては當會社は如何なる事由ありしに依りて損害賠償の請求に應ぜず。	第十八條 運送品の滅失又は毀損の場合に於ける損害賠償額は本證券記載の價格に依りて之を定むべし。但本證券記載の價格が輸入の地及び時に於ける運送品の價格に超過するときは其價格に依るべし。	第十九條 荷受人が運送品を受取ることを怠り若くは之を拒みたる時又は荷受人を確知すること能はざるときは當會社は荷送又は荷受人の危險及び費用を以て之を當會社指定の倉庫に保管し又は供託することあるべし。	第二十條 前項の場合に於て運送品を當會社所屬の倉庫に保管するときは當會社の定めたる保管料を申請すべし。	第二十一條 運送品の性質、現狀等に因り必要と認むるとき又は陸揚後二箇月を経過するも猶受取らざるときは當會社に於て該運送品を競賣すべし。	第二十二條 共同海損は一千八百九十年「ヨーク、アントワープ・ルール」に依るべし。
----------------	--	---	--	--	---	---	--	---	--	---	--	---	---	--

汽船株式會社

明治 年 月 日 於テ本證券 通ヲ作
 成ス其壹通ニ對シテ運送品ノ引渡シヲ爲タシ
 トキハ他ノ各通ハ効力ヲ失フヘシ

第四節 備船契約證書

備船契約證書とは備船契約を證明する書面にして、其作成の有無は毫も契約成立の効力には關係無しと雖も、契約の結果、船主及び備船者は相互に相手方より之が交付の請求を爲すの權を有するものとす。(商法五百九十條)此證書が一の契約證明書に過ぎざる結果は、船荷證券の如き種々獨立なる書面上の効力を生ぜざるのみならず、之を裏書讓渡するを得ず。然れども其海運上に於ける沿革の古き船荷證券と并んで斯界の二大重要書面を爲せり。思ふに備船契約の締結せらるゝや、通常船舶周旋人 Shipbroker の手を経ると多く、備船希望者は其媒介により適當なる船主を見出し得べく、従つて契約證書の如きも皆其手により作成せられ、船主備船者各署名の上、其正本を周旋人の許に止め、兩者は其副狀をのみ所持する習慣あるも、本邦に在りては周旋人の制度、充分に發達せず、當事者間に二通の契約書を造り、各自一通を所持するを常とす。

今備船契約に於て締結し、該證書中に明記すべき重なる事項を擧れば左の如し。

一、契約當事者の氏名

二、船舶の名稱、種類、國籍、噸數、現所在地

三、航路備船の場合には航路、定期備船の場合には其期間

四、運賃

運賃は定期備船に在りては一ヶ月若くは定期毎に、總噸數一噸に就き、若干と定め、航路備船に在りては引渡貨物の一噸に就き、幾許と定むる場合と、甲港より乙港に至る全部の運賃を一括して定むる場合とあり。(ランプ、サム、レート Landed sum freight)而して備船されたる船舶の積載噸數は豫め船長より備船者に通知し、之れに滿つる丈けの貨物を準備せしめ、若し滿載に至らず、多少の空所を生じたりときは、其部に對しても運賃を支拂はざるべからず。之れを「デッドフレイト」 Dead freight と謂ふ。尤も海外諸國に於ては豫定噸數の四十分の一(佛國廿分の一(瑞典)等一定の範圍内に於ける不足分に付ては、之を課せざるの法規あり。且つ港により種々慣習を異にす。

五、積荷の品名 主として航路備船に於て行はる。